

# 放送サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、放送法（1950年法律第132号）、およびその他の法令に従い、この放送サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより放送サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
- 前項のほか、当社は本サービスに付帯するサービスを、本約款により取り扱います。

### 第2条 約款の変更

- 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができます。
- 当社は、本条に定める変更を行う場合、当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。

### 第3条 国内法への準拠

- 本約款の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 加入契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 用語の定義

- 本約款において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。
  - 本施設  
当社が本サービスを提供するための、放送センター（ヘッドエンド）から引込設備までの施設（機械、器具、施設ケーブル、およびその他電気的設備）。
  - 放送サービス  
本施設を利用して、映像、音響、および符号等を送信すること。
  - 加入契約  
当社から放送サービスの提供を受けるための契約。
  - 加入者  
当社と加入契約を締結している者。
  - 接続者  
当社の引込設備を導入して電波障害対策を受けている建物。および当社の引込設備を導入したマンション等に居住し、地上放送のみを受信している者。
  - タップオフ

本施設から加入者宅に分岐するための設備。

- クロージャー  
本施設に設置される、引込設備接続のための光接続箱。
- 保安器  
本施設において、雷やサージなどによる異常な電圧・電流から機器を保護するために、加入者宅に設置する装置。
- V.ONU  
Video Optical Network Unit の略。光ファイバーで送られた信号を同軸ケーブル波へ変換するための機器。
- 引込設備  
加入者が放送サービスを受信するため、本施設に接続された引込点（タップオフ／FTTHシステムにおいてはクロージャー）から加入者宅の保安器（FTTHシステムにおいてはV.ONU）までに設置された引込線および機器。
- 宅内設備  
加入者が放送サービスを受信するため、加入者宅の保安器（FTTHシステムにおいてはV.ONU）の出力端子から受信機までに設置された機械、器具、電線、およびその他の電気的設備（STBを含む）。
- 受信機  
加入者宅内のテレビ受像機およびFM受信機。
- 多チャンネル  
当社が貸与するSTBを利用した、デジタル方式による番組視聴サービス。当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ利用することができる。
- STB  
Set Top Box の略。当社が加入者に貸与するコンバーター。デジタル多チャンネルを受信するために、受信機に接続する。
- 楽録  
多チャンネルサービスのための追加サービス。当社が貸与するSTBに付随する簡単録画機能を用いて、デジタル放送サービスを録画することができる。利用には、放送サービス別表（以下「別表」といいます）の追加料金が必要。
- C-CAS  
Cable Conditional Access System の略。デジタル著作権管理の一つで、ケーブルテレビ放送の限定受信システム。
- C-CAS カード  
当社が加入者に貸与する、ICを組み込んだカード。STBに挿入してSTBを制御する。
- B-CAS  
株式会社BS Conditional Access Systems の略。

- (19) B-CAS カード  
B-CAS が貸与する、IC を組み込んだカード。STB に挿入して STB を制御する。
- (20) ACAS  
Advanced Conditional Access System の略。B-CAS に代わるデジタル著作権管理の一つで、新 4K8K 衛星放送の限定受信システム。
- (21) ACAS チップ  
当社から貸与する BS 4K / 8K 衛星放送対応 STB に組み込まれている IC チップ。
- (22) BS 4K / 8K 対応 STB  
ACAS チップを内蔵し、BS 4K / 8K 衛星放送が受信できる STB。

## 第 2 章 加入契約

### 第 5 条 加入契約の単位

- 1 当社は、加入者回線 1 回線ごとに、1 契約を締結します。
- 2 引込線 1 回線で複数世帯、複数法人・団体が加入する場合は、別途建物代表者、もしくは管理者との基本契約（以下「建物基本契約」といいます）の締結をした後、各世帯、または各法人・団体ごとに加入契約を締結するものとします。
- 3 単一の法人・団体の場合であっても、ホテルの客室、病院の病室、学校の教室、またはこれらに準ずる単位の場合は、原則としてテレビごとに加入契約を締結するものとします。

### 第 6 条 申込みの方法

- 1 加入契約の申込みをするときは、本約款を承認の上、当社が別に定める加入申込書を当社に提出していただきます。
- 2 20 歳未満の方が申込みをする場合は、法定代理人の同意を必要とします。

### 第 7 条 加入契約の成立

- 1 加入契約は、当社が加入申込者からの申込みを承諾し、当社が本約款に基づく設置工事を着手した時点で成立するものとします。ただし、この着工時、および着工時まで、次のいずれかに該当することが判明した場合は、加入契約は成立しないものとします。
  - (1) 引込および宅内設備の設置または保守が、次に定める項目に該当する場合
    - ① 技術上、困難である場合
    - ② 経済的に著しい負担となる場合
  - (2) 加入申込者が、当社が提供する放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービス、およびサービス（以下「当社サービス」といいます）の約款等に基づいて支払うべき契約上の債務（サービス料金、または工事費等）の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
  - (3) 加入申込者が、当社サービスの利用を停止されている、もしくは第 24 条「当社が行う契約の解除」を受けたことがある場合

- (4) 加入申込者が、支払手段として正当に使用することができない利用料金引落口座またはクレジットカードを指定したとき
  - (5) 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
  - (6) 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - (7) サービスの提供が、技術上困難である場合
  - (8) 加入申込者が 20 歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - (9) 加入申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合
  - (10) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - (11) その他、加入申込者が、本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがある場合
- 2 前項のいずれかに該当し、本サービスの申込みを当社が拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。
  - 3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
  - 4 当社は、第 1 項に規定する確認のため、加入申込者に身分証明にかかわる公的書類等の提出を要求することがあります。当該書類が提出されない場合、当社は、承諾を留保または拒絶するものとします。
  - 5 加入申込者は、現在および将来にわたっても第 1 項第 (9) 号に該当しないことを確約するものとします。

### 第 8 条 申込書記載事項の変更

- 1 加入者は、その氏名および名称、電話番号、利用料金引落口座またはクレジットカード等、当社へ登録した情報に変更などがある場合は、当社の指定する方法で、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、当社は第 6 条「申込みの方法」および第 7 条「加入契約の成立」の規定に準じて取り扱います。

### 第 9 条 初期契約解除

- 1 加入者は、本サービスの加入工事が完了した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により初期契約解除を申し出ることができます。
- 2 前項の場合、加入者は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、加入者へ請求できないものとします。
  - (1) 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - (2) 手続きに関する手数料
  - (3) 完了または着工済の工事費
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる場合は、この限りではありません。
  - (1) あらかじめ加入申込を撤回する意思をもって加入申

込をした場合

- (2) 加入申込者の保護を図ることとする本条の意図に反している場合

## 第10条 契約の有効期限

- 1 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに、当社、加入者のいずれから当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。
- 2 集合共同引込の建物内での加入について、建物基本契約が解除された場合は、第5条「加入契約の単位」第2項の規定にかかわらず、加入契約を解除するものとします。

## 第11条 契約内容の変更

- 1 当社は、加入者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。
- 2 前項の契約内容変更請求の方法、およびその承諾については、第6条「申込みの方法」および第7条「加入契約の成立」の規定に準じて取り扱います。

## 第12条 B-CASカードの取り扱いについて

- 1 B-CASカードの取り扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款 (<https://www.b-cas.co.jp/support/bcascard/public/contract/catv.html>)」の定めるところによります。

## 第3章 サービスの内容

### 第13条 サービスの種類

- 1 当社は、定められた業務区域内で、次のサービスを提供します。
  - (1) 地デジコース地上放送サービス基本料金の範囲内で行う放送サービス（以下「地デジコース」といいます）
  - (2) 地上・BS放送サービス基本料金の範囲内で行う放送サービス（以下「地デジBSコース」といいます）
  - (3) 多チャンネル放送サービス（以下「多チャンネルコース」といいます）
  - (4) 多チャンネルコースの基本料金、およびWOWOW以外の有料サービス（以下「ペイチャンネル」といいます）
  - (5) 基本料金以外のBSデジタル有料放送を同時に再放送するサービス
- 2 電波障害補償区域内で補償する同時再放送サービスは、本約款に含みません。

### 第14条 ペイチャンネルの利用

- 1 ペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1か月を単位として利用することができるものとし、月末までに特に申

し出のない場合は、自動継続するものとします。

- 2 地デジBSコース、もしくは多チャンネルコースを利用する接続者は、基本料金以外のBSデジタル有料放送を利用することができます。

## 第15条 オプションサービス（付加機能）

- 1 当社は、加入者から請求があったときは、本約款および別表の規定により、基本料金以外に別途有料でオプションサービスを提供します。
- 2 各オプションサービスの提供内容等詳細は、別表の定めによるものとします。
- 3 オプションサービスには、ペイチャンネルを含みます。

## 第16条 放送番組、放送内容の変更

- 1 当社は、番組を追加、削除、および変更する場合があります。
- 2 当社は次の場合、放送内容を予告なしに変更することができます。
  - (1) 天災事変や、その他の非常事態が発生した、もしくは発生するおそれがある場合
  - (2) その他の事情により、緊急に変更せざるを得ない場合

## 第17条 コースの変更

- 1 加入者は、コースを変更することができます。
- 2 次の各号に定める場合は、加入者が変更を希望する日が属する月の月末までコースを変更することはできません。
  - (1) 地デジコースへの変更
  - (2) 多チャンネルコースから地デジBSコースへの変更
- 3 コースの変更に伴い、STBを利用しなくなった場合は、第30条「STB」第1項に従い取り扱います。

## 第4章 休止、中断、および停止等

### 第18条 利用の休止

- 1 加入者および接続者は、家屋の建て替え等、やむを得ない事由が発生した場合、当社に届け出て、本サービスを一定期間、転用および利用ができない状態（以下「休止」といいます）にすることができます。この休止期間については次の各号に定める通りとします。
  - (1) 休止は1日から末日までの1か月を単位とし、1回につき12か月を限度とします。
  - (2) やむを得ず、前号の指定期間をこえる場合については、加入者と当社が協議して決定するものとします。
  - (3) 特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内に再度、利用を休止することはできないものとします。指定期間内の休止がやむを得ない場合については、加入者と当社が協議して決定するものとします。
- 2 休止期間中の本サービスにかかる料金は、休止した日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までを無料とします。
- 3 前払いでいただいている利用料金は、精算して預かり、そ

の後にかかる費用の一部にいたします。

- 4 休止期間は原則として引込線の撤去を行います。ただし、FTTHシステムにおける引込設備は、この限りではありません。
- 5 前項の規定にかかわらず、休止の際に必要な費用、および家屋の建て替え等で引込線の撤去が必要な場合の費用は、加入者負担といたします。
- 6 休止期間中は、STBをB-CAS、C-CASの両カードと共に、当社に返却していただきます。
- 7 第1項第(1)号に定める期間を経過してもなお、加入者から再開の申し出がない場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 当社は、自動的に加入契約を解除することができるものとします。
  - (2) 前項の規定により、加入契約を解除しようとする場合は、第24条「当社が行う契約の解除」に定める通りとします。

#### 第19条 利用の再開

- 1 接続者は、休止の理由が消滅し、本サービスを再開する場合は、あらかじめ当社に連絡していただきます。
- 2 再開に伴う費用として、STBの取り付け、および引込線の接続が必要な場合、その費用は接続者の負担といたします。
- 3 再開した日の属する月の本サービス基本料金は、日割計算を行います。
- 4 再開後の本サービス基本料金は、再開月の翌月から、休止前に利用していた方法でお支払いいただきます。

#### 第20条 サービスの中断

- 1 当社は次の場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
  - (1) 本施設および引込設備の保守または工事中、やむを得ない場合
  - (2) 天災事変等の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合
  - (3) 放送衛星、通信衛星が機能停止した場合
  - (4) 本施設の障害等、やむを得ない事由があるとき
  - (5) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

#### 第21条 サービスの停止

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。ただし、第(1)号および第(2)号の停止期間は、料金およびその他の債務のお支払いを当社が確認できるまでとします。
  - (1) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事業を行う事業所以外で支払われた等、当社がその支払いの事実を確認できないとき

- (3) 本施設の保守上または工事中、やむを得ないとき
- (4) 契約の申込みにあたり、当社所定の書面に、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
- (5) 第9章「禁止事項」の規定に違反した場合
- (6) 違法に、または明らかに、公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断したとき
- (7) その他、本約款の規定に違反し、本サービスに関する当社の業務の遂行、または本施設に著しい支障をおよぼす、もしくはおおよそおそれがある行為をしたとき

- 2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を加入者に通知します。ただし加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

### 第5章 契約の終了

#### 第22条 最低利用期間

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、最低利用期間および最低利用期間解除料を別途定めることがあります。
  - (1) キャンペーン等により、初期費用の割引を受けられる場合
  - (2) 提供条件等による場合

#### 第23条 加入者が行う契約の解除（解約）

- 1 加入者は、契約を解除（以下、加入者による契約の解除を「解約」といいます）しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに、当社所定の方法で、あらかじめ当社に届け出るものとします。ただし、第22条「最低利用期間」に定める最低利用期間中の解約はできません。
- 2 前項の規定による解約をしようとする場合、当社は、当社に帰する設備等を撤去します。
- 3 撤去に伴い、加入者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、復旧にかかわる費用は加入者に負担していただきます。

#### 第24条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、次の場合には、加入契約を解除することがあります。ただし、第(1)号の事由がペイチャンネルにかかわる場合は、ペイチャンネルに関する加入契約のみを解除します。
  - (1) 第21条「サービスの停止」第1項の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、加入者が当該利用停止日から7日以内に、その事実を解消しない場合
  - (2) 第18条「利用の休止」の規定により、サービスの利用を休止している場合で、第18条第1項第(1)号に定める期間を経過してもなお、加入者から再開の申し出がないとき
  - (3) 契約時に虚偽の申告をした場合
  - (4) 当社または加入者のいずれの責にもよらない事由により、本施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築

- が困難で、サービスを継続できない場合
- (5) 第21条「サービスの停止」第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合
- (6) 加入者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合
- ① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為
  - ② 法的な責任をこえた不当な要求行為
  - ③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為
  - ④ その他、これらに準ずる行為
- (7) 加入者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の定義は、第7条「加入契約の成立」第1項第(9)号の定めるところによるものとします）
- ① 反社会的勢力に属すると判明した場合
  - ② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - ③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している場合
  - ④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合
  - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合
  - ⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者
  - ⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合
- (8) 加入者が、本約款に違反した、もしくは違反するおそれがある場合
- (9) その他、当社の業務遂行上、支障がある場合
- 2 前項により、加入契約を解除した場合において、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料が払い戻されず、加入者に不利益や損害等が生ずることがあっても、当社は一切の責任を負いません。
- 3 第1項の規定により、加入契約を解除しようとする場合は、次の各号に定める通りとします。
- (1) 当社は、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は加入者に催告することなく、ただちに加入契約を解除することができるものとします。
    - ① 加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合
    - ② 緊急等、やむを得ない場合
    - ③ 第1項第(4)号～第(9)号に該当する場合
  - (2) 当社は、当社に帰する引込設備等の資産を撤去し、それにかかわる費用を加入者に請求するものとします。
  - (3) 加入者は、別表に記載の解約・解除手数料を支払うものとします。
- 4 前項第(2)号に該当する撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、およびその他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
- (1) 復旧にかかわる費用は、加入者の負担とします。
  - (2) 加入者は、撤去のため当社が加入者の敷地内に入ることを承諾するものとします。
- 5 加入者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

## 第25条 契約終了時の処置

- 1 加入契約が終了する場合の処置については、次の各号に定める通りです。
- (1) 当社は、引込設備（V-ONUを含む）、STB、C-CASカード、およびB-CASカードを回収します。なお、B-CASカードの回収は「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきます。
  - (2) 加入者は、前号の回収に要する別途当社が定める費用を負担するものとします。
- 2 前項の回収に伴い、加入者が所有または占有する土地、建物、その他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
- (1) 復旧にかかわる費用は、加入者の負担とします。
  - (2) 加入者は、回収のため当社が加入者の敷地内に立ち入ることを承諾するものとします。
- 3 解除により加入契約が終了する場合は、次の各号に定める通りです。
- (1) 加入者は、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
  - (2) 当社は、工事費等の初期費用、および利用料金は返還しないものとします。
  - (3) 加入者は、第1項の回収に必ず応ずるものとします。解約月を含む3か月以内に、加入者が第1項の回収に応じない場合は、次の通りです。
    - ① STBは、第30条「STB」第1項に従い、取り扱います。
    - ② 当社は、加入者の承諾なしに引込設備（V-ONUを含む）を回収できるものとします。

## 第6章 工事、保守、および接続装置の貸与等

### 第26条 設備の設置工事

- 1 それぞれの設備とその設置工事における所有と費用の負担は、次の各号に定める通りとします。
- (1) 当社は、引込設備までの本施設を所有し、放送センターからタップオフ、またはクロージャーまでの設置に関する費用の負担をします。

- (2) 加入者は、タップオフ、またはクロージャーの引込端子から受信機までの設置に要する費用を負担します。
  - (3) 自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者の敷地内および宅内の特殊工事を必要とする場合は、加入者がその費用を負担します。
- 2 引込・宅内工事は、当社指定の業者が、当社の指定する工法および使用機器により行うものとします。
  - 3 加入者および接続者は、当社に無断で引込設備の撤去や改変工事をすることはできません。
  - 4 加入者および接続者は、宅内設備の維持管理を行い、当社は本施設および引込設備の維持管理を行うものとします。
  - 5 加入者および接続者は、本施設の維持管理のため、当社のサービス提供が一時的停止することを承認するものとします。

#### 第 27 条 設備の故障等

- 1 加入者および接続者は、本サービスが受信できなくなったときには、当社に点検を請求することができます。
- 2 点検の結果、故障がある場合、次の各号の定める通りに対応します。
  - (1) 本施設、引込設備 (V-ONU を含む)、STB、B-CAS カード、C-CAS カードに故障がある場合、当社が、当社の負担でその故障設備を修理します。
  - (2) 宅内設備および受信機に故障がある場合、加入者および接続者が、出張費用および宅内設備の修理に要する費用を負担するものとします。
- 3 B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードと取り替えます。
- 4 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、加入者の故意、または過失により、V-ONU、STB、B-CAS カード、C-CAS カードに故障、破損、紛失、盗難、その他異常等 (以下「故障、滅失等」といいます) が生じた場合、その修理等に要する費用は加入者の負担となります。

#### 第 28 条 設備設置場所の変更

- 1 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に当社に届け出て、STB および V-ONU の設置場所の変更ができるものとします。ただし、第 7 条「加入契約の成立」第 1 項第 (1) 号に該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 同一家屋または同一敷地内における設置場所の変更
  - (2) 前号に該当し、新たに引込工事を必要とする場合
  - (3) 当社の業務区域内における転居等により、設置場所を変更する場合
- 2 前項第 (2) 号および第 (3) 号に該当する場合は、第 6 条「申込みの方法」および第 7 条「加入契約の成立」に従い取り扱います。
- 3 STB および V-ONU の設置場所変更に伴う、引込工事、宅内工事および特殊工事の費用負担、ならびに工事の分担については、第 26 条「設備の設置工事」によるものとします。
- 4 STB および V-ONU の設置場所変更に伴う、引込設備

(V-ONU を含む) および STB の撤去については、別表に定める費用を加入者が負担するものとします。

#### 第 29 条 設置場所の無償使用等

- 1 当社は、引込設備 (V-ONU を含む) および自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物等を必要最小限において無償で使用できるものとします。
- 2 加入者は、当社および当社の指定する者が、引込設備 (V-ONU を含む)、特殊設備の設置、検査、修理、撤去および復旧を行うために、加入者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は、第 1 項および第 2 項に関して、地主、家主、管理組合、その他の利害関係があるときは、加入者の責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

#### 第 30 条 STB

- 1 STB (リモコンは除く) は当社の所有とし、加入者に貸与します。STB を利用しなくなったときは、次の各号に定める通りです。
  - (1) 加入者は、STB (B-CAS・C-CAS カードを含む) を当社に返却するものとし、当社はそれを回収します。
  - (2) 加入者は、前号の返却・回収に必ず応ずるものとします。
  - (3) 当社が認める STB の最終利用月を含む 3 か月以内に、加入者が回収に応じない場合、当社は、加入者に別に定める損害金を請求します。
- 2 加入者は、貸与された STB を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 3 STB は、当社の承諾なしに、移動することや取り外すことなどはできません。
- 4 貸与された STB に、第 27 条「設備の故障等」第 4 項に規定する故障、滅失等が生じた場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 加入者は、当社が定める方法により、ただちにその旨を当社に通知するものとします。
  - (2) 当社は、無償で修理、交換等、必要な措置を講じます。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、加入者の故意、または過失により故障、滅失等が生じた場合、加入者は、当該 STB 価格相当分を当社に支払うものとします。
  - (4) 紛失、盗難、消失等が生じた STB (以下「滅失品」といいます) の取り扱いは、次のとおりです。
    - ① 代替 STB の取り付け工事 (加入者が取り付けを行う場合は、STB の引渡) をもって、滅失品は当社の所有を離れるものとします。
    - ② 滅失品は、加入者の責任で、法律に従い、処分するものとします。
    - ③ 加入者は、滅失品を当社に返還することはできません。また、前号の STB 価格相当代金も返金されないものとします。
  - (5) STB の故障、滅失等に起因して生じた損害等につい

て、当社は一切の責任を負いません。

- 5 当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。
- 6 STBの増設、または減設を行う場合は、別表に記載の手数料をお支払いいただきます。
- 7 STBの通信機能は、仕様の範囲内で、加入者の責任にて利用するものとします。
- 8 購入したSTBは、次の各号に準じて取り扱うものとします。ただし、現在STBは購入できません。
  - (1) 購入したSTBは加入者の所有になりますが、使用するカードの取扱いは次の各号に定める通りとし、契約終了時には両カードとも当社にご返却いただきます。
    - ① B-CASカードは、B-CASの定める「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき取り扱います。
    - ② C-CASカードは、第32条「C-CASカード」の規定に基づき取り扱います。
  - (2) 他の加入者等、第三者に譲渡することはできません。
  - (3) 当社以外の事業者で使用することはできません。

### 第31条 録画機能付きSTB「楽録」の利用

- 1 第30条「STB」で定めるSTBには、録画機能付き機種（以下「楽録STB」といいます）があります。楽録STBの利用については、次の各号に定める通りです。
  - (1) 別表に記載の追加利用料金が必要です。
  - (2) 別表に記載の最低利用期間があります。最低利用期間内に契約の解除があった場合は、別表に記載の解除料をお支払いいただきます。
- 2 加入者は、当社が貸与する楽録STBを本来の用法に従って使用し、楽録STBに故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。
- 3 前項の定めにかかわらず、加入者の故意、または過失により、楽録STBに第27条「設備の故障等」第4項に規定する故障、滅失等が生じた場合、加入者は、当社の定める楽録STB販売価格相当分を当社に支払うものとします。
- 4 当社が認める場合を除き、加入者は楽録STBの交換を請求できません。
- 5 楽録STBの故障、滅失等が原因で、録画・編集したデータが消失した場合や、正常に録画ができなかった場合等に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 6 当社が楽録STBを修理・交換する場合、および第30条「STB」の規定により、加入者が楽録STBを当社に返還する場合には、加入者はあらかじめ録画・編集したデータを他の媒体に移動または複製し、当該機器に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
- 7 当社は、次の各号に定める場合において、一切の責任を負いません。
  - (1) 加入者が、楽録STBの通信機能を用いて通信した内容に起因した損害を被った場合
  - (2) 加入者が、楽録STBの設備・技術的制約により、通信機能が利用できず損害を被った場合

### 第32条 C-CASカード

- 1 C-CASカードを必要とするSTBにおいては、C-CASカードを当社から貸与します。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求できるものとします。
- 2 C-CASカードは、貸与・購入STBにかかわらず、当社に帰属するものとします。ただし、現在STBは購入できません。
- 3 当社の手配以外による、C-CASカードに対するデータの追加、変更、改ざんを禁止します。
- 4 加入者が前項に違反したことによって、当社および第三者に及ぼされた損害や利益損失は、加入者が賠償するものとします。
- 5 加入者の故意、または過失により、C-CASカードに第27条「設備の故障等」第4項に規定する故障、滅失等が生じた場合、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

## 第7章 料金等

### 第33条 支払い義務

- 1 加入申込を承諾された加入者は、次の各号に規定する料金を支払わなければなりません。
  - (1) 本サービスにかかわる初期費用
  - (2) 利用料金およびオプションサービス利用料金
  - (3) 工事費
  - (4) 手続きに関する料金
- 2 第21条「サービスの停止」の規定により、本サービスの提供が停止された場合は、次の各号の規定の通りです。
  - (1) 停止期間中は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
  - (2) 加入者は、当社に対し、停止期間中の本サービスにかかる料金をお支払いいただきます。

### 第34条 利用料金

- 1 本サービスには、次の各号に定める利用料金があります。各利用料金は、別表に定める周期でお支払いいただきます。
  - (1) 地デジコース  
1 契約あたりの利用料金を、サービスの提供を受け始めた日の属する月からお支払いいただきます。
  - (2) 地デジBSコース  
1 契約あたりの利用料金を、サービスを受け始めた日の属する月からお支払いいただきます。
  - (3) 多チャンネルコース  
STBで視聴できる基本チャンネル、およびペイチャンネルを利用する場合はペイチャンネルの利用料金を、STB1台ごとにお支払いいただきます。
- 2 次の各号に定めるサービスの利用料金は、当社で設定した各種利用料金の中には含まれません。
  - (1) 放送法に基づくNHKの放送受信料  
加入者は別途NHKと受信契約を結び、NHKに放送受信料を支払う必要があります。
  - (2) WOWOWの有料サービス視聴料金

WOWOWの受信を希望する加入者は、WOWOWと所定の受信契約を締結する必要があります。

- 3 当社は加入促進のため、地域、期間、ならびに本サービスの種類を限定して、特別料金を設定することがあります。
- 4 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定月の1か月前までに加入者に通知します。

### 第35条 利用料金の計算

- 1 本サービスを受け始めた月の利用料金は、日割計算でお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても1か月分をお支払いいただきます。
- 2 ペイチャンネル利用料金は、1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても、1か月分をお支払いいただきます。
- 3 その他、オプションサービスにかかわる利用料金については、別に定めるところによります。

### 第36条 コース変更に伴う利用料金の計算

- 1 加入者が利用コースを変更した場合、利用料金のお支払いは次の各号に定める通りです。なお、各号において、「STBまたはV.ONUの取り付け工事、およびV.ONUの制御操作の完了」を「変更完了」といいます。
  - (1) 料金は、次のとおりに課金されます。
    - ① 変更完了前日まで  
前コースの利用料金が課金されます。
    - ② 変更完了当日から月末まで  
変更後の各コースの利用料金が日割計算にて課金されます。
    - ③ 前払いでいただいている前コースの利用料金  
変更完了日の属する月以降の未経過分の利用料金は、精算して預かり、その後の利用料金の一部といたします。
  - (2) 変更完了日は、次のいずれかのおとりとします。
    - ① 変更に伴い、STBの取り付けがない場合  
V.ONUの取り付け工事、またはV.ONUの制御操作の完了日
    - ② 変更に伴い、STBを新たに取り付ける場合  
STBの取り付け工事の完了日（加入者が取り付けをする場合は、STBの引渡日）
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条「コースの変更」第2項に該当する場合、利用料金のお支払いは次の各号に定める通りです。
  - (1) 前コースの利用料金  
1日から末日までの1か月を単位として計算します。利用期間が1か月に満たない場合であっても、1か月分単位で課金されます。
  - (2) 前払いでいただいている前コースの利用料金  
未経過分の利用料金は、精算して預かり、その後の利用料金の一部といたします。
- 3 前項の規定にかかわらず、コース変更後、地デジコースま

たは地デジBSコースの単独契約となる場合、変更適用月からの利用料金は次の各号に従い、変更完了の翌月にお支払いいただきます。

- (1) 地デジコース単独契約となる場合
  - ① 支払い周期 …………… 年払いのみ
  - ② 変更完了翌月の請求内容 ……………  
変更完了月の各コース日割利用料+変更完了翌月から11か月分の地デジコース利用料
- (2) 地デジBSコース単独契約となる場合
  - ① 支払い周期 …………… 半年払いのみ
  - ② 変更完了翌月の請求内容 ……………  
変更完了月の各コース日割利用料+変更完了翌月から5か月分の地デジBSコース利用料

### 第37条 料金等の請求および支払い

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、別に定める各費用を、次の各号に定める通りに請求いたします。加入者は、当月請求分の利用料金等を当社が別に定める指定期日に、当社が指定する方法でお支払いいただきます。
  - (1) 工事費等の初期費用  
工事完了後の翌月または翌々月に請求いたします。
  - (2) 日割利用料金、および利用料金（オプションサービス等の利用料金を含む）  
当月の利用料金を翌月または翌々月に請求いたします。加入者は、別表に定める周期で利用料金をお支払いいただきます。
- 2 ペイチャンネルについては、当月の利用料金を翌月に請求いたします。
- 3 次の各号に規定する債務が発生した場合、当社はこれを第1項第(2)号に規定する利用料金に合算して請求します。ただし、加入者が、料金の一部を別の管理会社等に請求するよう指示する場合は、それを認め、その管理会社等に当社から請求するものとします。
  - (1) 工事費等の初期費用
  - (2) ペイチャンネル利用料金およびその他の費用
  - (3) 第40条「延滞金」に定める延滞金
  - (4) その他、本サービスにかかわる債務
- 4 当社は加入者に対し、請求書および領収書の発行を行いません。ただし、加入者より発行の請求を受け、別表に定める発行手数料料金のお支払いを了解いただいた場合は、この限りではありません。

### 第38条 クレジットカード支払い

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカード（以下「加入者指定カード」といいます）で、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者から当社への申し出がない限り、加入者は前項の規定に従い、継続して支払うものとします。また、加入者指定カード発行会社の指示により、当社が加入者指定カード以外のクレジットカードで料金を請求した場合も、前項と

同様に支払うものとします。

- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限内に変更があった場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 加入者が当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者指定カード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社は、当社または加入者指定カード会社の判断で、一方的に本手続きを解除できるものとします。

#### 第39条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた加入者は、その免れた額のほか、免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければなりません。

#### 第40条 延滞金

- 1 加入者は、利用料金およびその他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年利14.5%の延滞金を、当社が別に定める方法で、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第41条 消費税

- 1 消費税法（1988年法律第108号）および同法に関する法令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課されるときは、加入者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。
- 2 前号の消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。
- 3 料金、およびその他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

#### 第42条 利用料金の減免

- 1 落雷等、やむを得ない事由により、当社が第13条「サービスの種類」に定める全放送サービスの提供ができなかった場合、原則として利用料金の減免は行わないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条「サービスの種類」に定める全放送サービスが、10日以上継続して提供されなかった場合は、次の各号に定める通りに対応します。
  - (1) 月のうち継続して10日以上継続して全放送サービスが提供されなかった場合は、当該月分利用料金を無料とします。
  - (2) 2か月以上にわたり、10日以上20日未満継続して全放送サービスが提供されなかった場合は、初月分の利用料金を無料とします。

## 第8章 権利の譲渡、および地位の承継

### 第43条 権利の譲渡

- 1 当社は加入契約上、加入者の権利の譲渡を禁止します。ただし、加入者が正当な事由をもって、あらかじめ当社に届け出て、当社がこれを認めた場合は、この限りではありません。
- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は譲渡人（旧加入者）のすべての権利および債務を承継するものとします。

### 第44条 地位の承継

- 1 相続、法人の合併、または会社分割により、加入者の地位の承継があった場合は、相続人、合併または分割後の存続法人、合併または分割により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として届け出るものとします。
- 3 第1項により、地位の承継があった場合、後任者（新加入者）は前任者（旧加入者）のすべての権利および債務を承継するものとします。
- 4 権利の譲渡および地位の承継に伴い、設置場所の変更を行う場合、第28条「設備設置場所の変更」を準用します。

## 第9章 禁止事項

### 第45条 放送サービスの上映および頒布の禁止

- 1 当社は、加入契約の有効期間中はもとより、その終了後であっても、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映する、もしくはその複製物を頒布することを禁止します。

### 第46条 不正視聴の禁止

- 1 当社は、次の各号に規定する行為を不正視聴とみなし、禁止します。
  - (1) 加入者が加入申込書に記載した以外の場所で、V.ONUまたはSTBを接続してサービスの提供を受けること
  - (2) V.ONU、STB、B-CASカード、C-CASカード等を本来の用法によらない方法で使用し、本サービスまたは他の事業者の放送サービスを不正に受ける、もしくは受けようとする事
  - (3) 当社指定以外のV.ONU、STB、B-CASカード、C-CASカード等を接続、利用して、サービスの提供を受けること
  - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (5) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為（当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く）
- 2 当社は、加入者が前項に違反した場合、当社は次の請求ができるものとします。
  - (1) 加入者に対する、当該状況に応じた利用料金相当額

の請求

(2) 不正視聴者に対する損害賠償請求

## 第47条 禁止事項

- 1 本サービスにおいて、次の行為は禁止します。
  - (1) 当社または第三者の、次に定める権利等を侵害する、もしくは侵害するおそれのある行為
    - ① 著作権、著作隣接権、商標権、特許権等の知的財産権
    - ② 財産、プライバシー、または肖像権等
  - (2) V.ONU および当社から貸与されている STB についての、次の各号に規定する行為
    - ① 第三者への貸与、質入れ等の担保設定、および譲渡等
    - ② 直接または間接を問わず、本体、ACAS チップ、プログラム、ソフトウェアの複製、分解、改造、変造、解析、リバースエンジニアリングなどを行うこと
    - ③ 定められた場所から移動したり、接続変更すること（第28条「設備設置場所の変更」の規定に該当する場合を除く）
  - (3) 本サービスの利用、運営、設備等に関する、次に定める行為
    - ① 本サービスにより利用し得る情報を改ざん、もしくは消去する行為
    - ② 本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する電気通信設備、電気通信回線、電子計算機、およびその他の機器・ソフトウェア）や第三者の設備等の利用または運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
    - ③ その他、本サービスの運営を妨げる行為
  - (4) 当社が不適切と判断した行為
  - (5) その他、法令、公序良俗、または慣習に違反する、もしくは違反するおそれのある行為
- 2 加入者が前項の規定に違反したと当社が認めた場合は、次のとおりです。
  - (1) 禁止行為に関するすべての責任は、当該加入者に帰属します。当社は一切の責任を負いません。
  - (2) 禁止行為により、故意に当社の業務に著しい損害を与えた場合、当該加入者は、当社に賠償しなければなりません。
  - (3) 当社は当該加入者に対し、次の措置をとることができます。
    - ① 加入契約の解除  
解除は、第24条「当社が行う契約の解除」に準じて取り扱います。
    - ② STB および V.ONU の返還請求  
加入者は、当社からの返還請求日より起算して10日以内に返却する義務を負います。10日を経過しても、STB および V.ONU の返却がない場合は、当社は加入者に STB および V.ONU の代金相当額を請求できるものとします。

③ 損害賠償請求

## 第10章 損害賠償

### 第48条 損害賠償

- 1 当社および加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は賠償の責任を負いません。
  - (1) 番組内容の変更、本サービスの休止、中断、停止、利用の制限等により加入者に損害が生じた場合
  - (2) 宅内設備および受信機に起因する事故
  - (3) 当社施設の維持管理、または天災、事変、その他当社の責に帰することのできない事由により、サービスの提供を中断する場合
  - (4) 本サービスにかかわる設備等の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたり、当社の故意または重大な過失によらず、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合
- 3 次の各号に該当する場合、当社は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
  - (1) 加入者が本約款に違反した場合
  - (2) 加入者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

### 第49条 免責事項

- 1 当社は、加入者が所有、使用する受信機等のすべての機器について、一切の動作保証責任を負いません。また、これらに起因して生じたすべての損害等に対しても、一切の責任を負いません。
- 2 本約款等の変更により、宅内設備の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。
- 3 当社は、加入者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。

## 第11章 雑則

### 第50条 個人情報の取り扱い

- 1 当社が別途定める「個人情報の保護と取り扱いについて」（以下「個人情報保護規定」といいます）に準じます。

### 第51条 協議事項

- 1 本約款に定めのない事項等について、または、本約款の講釈に疑義が生じた場合は、当社と加入者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じ

た場合は、当社と加入者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

- 3 当社と加入者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、第3条「国内法への準拠」第1項に従うものとします。

#### 第52条 附則

- 1 業務契約等の約款については、別に定めるものとします。
- 2 本約款は、2024年7月16日から実施します。

# 放送サービスオプション利用規約

## 第1章 テレビオプションサービス

### 第1条 規約の適用

- 1 当社は、放送サービス契約約款（以下「約款」といいます）の追加規約であり、約款と一体となって適用される放送サービスオプション利用規約（以下「規約」といいます）を定め、これによりテレビオプションサービス（以下「本オプションサービス」といいます）を提供します。また、各オプションサービスの利用をもって、本規約に同意されたものとします。
- 2 本規約は、次の個別の規約から構成されます。
  - (1) 緊急地震速報サービス利用規約
- 3 当社が別途規定する個別規定、および当社が利用者に対し随時通知する追加規定（以下「個別規定」といいます）は、この規約の一部を構成するものとし、この規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等がこの規約に優先して適用されるものとします。
- 4 本規約、および各オプションサービスの個別の規約、個別規定等のいずれにも定めのない事項については、放送サービス契約約款を適用します。

### 第2条 規約の変更

- 1 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社は、特に必要があるときには、本規約に特約を付することができます。
- 3 当社は、本条に定める変更を行う場合、当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。

### 第3条 国内法への準拠

- 1 本規約の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 2 利用契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 3 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 利用契約の成立

- 1 利用契約は、利用申込者があらかじめ本規約を承認の上、当社所定の方法で申し込み、当社がそれを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することが判明した場合は、利用契約は成立しないものとします。
  - (1) 利用申込者が、本サービスにかかわる料金の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくはは

怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合

- (2) 利用申込者が、本サービスの利用を停止されている、もしくは第10条「当社が行う契約の解除」を受けたことがある場合
  - (3) 虚偽の事実をもって利用申込をした場合
  - (4) 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - (5) サービスの提供が、技術上困難である場合
  - (6) 利用申込者が20歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - (7) 利用申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合
  - (8) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が利用申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - (9) その他、利用申込者が、本規約に違反したことがあるなど、本規約に違反するおそれがある場合
- 3 利用申込者は、現在および将来にわたっても前項第(8)号に該当しないことを確約するものとします。

### 第5条 初期契約解除

- 1 利用申込者および利用者（以下「利用者等」といいます）は、利用を申し込んだサービスの提供が開始された日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により初期契約解除を申し出ることができます。
- 2 前項の場合、利用者等は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、利用者等へ請求できないものとします。
  - (1) 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - (2) 手続きに関する手数料
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に明らかに該当すると認められる場合はこの限りではありません。
  - (1) あらかじめ利用申込を撤回する意思をもって利用申込をした場合
  - (2) 利用申込者の保護を図ることとする本条の意図に反している場合

### 第6条 契約の有効期限

- 1 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに、当社、加入者のいずれからも当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するも

のとし、以降も同様とします。

- 2 集合共同引込の建物内での加入について、建物基本契約が解除された場合は、利用契約を解除するものとします。

## 第7条 利用の休止

- 1 利用者は、本サービスの利用を休止することはできません。

## 第8条 サービスの中断

- 1 当社は次の場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
  - (1) 本施設および引込設備の保守または工地上、やむを得ない場合
  - (2) 天災事変等の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合
  - (3) 本施設の障害等、やむを得ない事由があるとき
  - (4) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 2 当社は、本サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第9条 サービスの停止

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。ただし、第(1)号および第(2)号の停止期間は、料金およびその他の債務のお支払いを当社が確認できるまでとします。
  - (1) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなおお支払わないとき
  - (2) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事業を行う事業所以外で支払われた等、当社がその支払いの事実を確認できないとき
  - (3) 当社設備の保守上または工地上、やむを得ないとき
  - (4) 契約の申込みにあたり、当社所定の書面に、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
  - (5) 利用する各オプションサービスの規約に定める禁止事項の規定に違反した場合
  - (6) 違法に、または明らかに、公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断したとき
  - (7) その他、本規約の規定に違反し、本サービスに関する当社の業務の遂行、または当社設備に著しい支障をおよぼす、もしくはおよぼすおそれがある行為をしたとき
- 2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を利用者に通知します。ただし利用者の都合により、通知が利用者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

## 第10条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は次の場合には、利用契約を解除することがあります。
  - (1) 第9条「サービスの停止」第1項の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、利用者が当該利用停止日から7日以内に、その事実を解消しない場合
  - (2) 契約時に虚偽の申告をした場合
  - (3) 当社または利用者のいずれの責にもよらない事由により、当社設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、サービスを継続できない場合
  - (4) 第9条「サービスの停止」第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合
  - (5) 利用者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合
    - ① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為
    - ② 法的な責任をこえた不当な要求行為
    - ③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為
    - ④ その他、これらに準ずる行為
  - (6) 利用者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の定義は、第4条「利用契約の成立」第2項第(7)号の定めるところによるものとします）
    - ① 反社会的勢力に属すると判明した場合
    - ② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
    - ③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している場合
    - ④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合
    - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合
    - ⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - ⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者
    - ⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合
  - (7) 利用者が、本規約に違反した、もしくは違反するおそれがある場合
  - (8) その他、当社の業務遂行上、支障がある場合
- 2 第1項の規定により、利用契約を解除しようとする場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 当社は、あらかじめ利用者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は利用者に催告することなく、ただちに利用契約を解除する

ことができるものとします。

- ① 利用者の都合により、通知が利用者に到達しない場合
  - ② 緊急等、やむを得ない場合
  - ③ 第1項第(4)号～第(8)号に該当する場合
- (2) 当社は、当社に帰する引込設備等の資産を撤去し、それにかかわる費用を利用者に請求するものとします。
  - (3) 利用者は、当社が行う契約の解除（以下「別表」といいます）に記載の解約・解除手数料を支払うものとします。
- 3 前項第(2)号に該当する撤去に伴い、利用者が所有もしくは占有する土地、建物、およびその他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
    - (1) 復旧にかかわる費用は、利用者の負担とします。
    - (2) 利用者は、撤去のため当社が利用者の敷地内に入ることを承諾するものとします。
  - 4 利用者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

#### 第11条 支払い義務

- 1 利用申込を承諾された利用者は、本サービスにかかわる初期費用、利用料金、および工事費を支払わなければなりません。また、変更等の諸手続きについても、別表に規定する、手続きに関する料金を支払わなければなりません。
- 2 第9条「サービスの停止」の規定により、本サービスの提供が停止された場合は、次の各号の規定の通りです。
  - (1) 停止期間中は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
  - (2) 利用者は、当社に対し、停止期間中の本サービスにかかる料金をお支払いいただきます。
- 3 利用者は、放送サービス利用料金と同じ方法で、本サービスにかかわる料金を支払うものとします。

#### 第12条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた利用者は、その免れた額のほか、免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければなりません。

#### 第13条 延滞金

- 1 利用者は、利用料金およびその他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年利14.5%の延滞金を、当社が別に定める方法で、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第14条 消費税

- 1 消費税法（1988年法律第108号）および同法に関する法

令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課される場合は、利用者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。

#### 第15条 損害賠償

- 1 当社および利用者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は賠償の責任を負いません。
  - (1) 本サービスの内容の変更、停止、中断等により利用者に損害が生じた場合
  - (2) 宅内設備および受信機に起因する事故
  - (3) 当社施設の維持管理、または天災、事変、その他当社の責に帰することのできない事由により、サービスの提供を中断する場合
  - (4) 第9条「サービスの停止」の規定により、加入者に損害が生じた場合
  - (5) 本サービスにかかわる設備等の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたり、当社の故意または重大な過失によらず、利用者が所有もしくは占有する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合
- 3 次の各号に該当する場合は、当社は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
  - (1) 利用者が本規約に違反した場合
  - (2) 利用者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

#### 第16条 免責事項

- 1 当社は、利用者が所有、使用する受信機等のすべての機器について、一切の動作保証責任を負いません。また、これらに起因して生じたすべての損害等に対しても、一切の責任を負いません。
- 2 本規約等の変更により、宅内設備の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。
- 3 当社は、利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。

#### 第17条 個人情報の取り扱い

- 1 当社が別途定める「当社が行う契約の解除」に準じます。

#### 第18条 協議事項

- 1 本規約に定めのない事項等について、または、本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社と利用者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、問題が生じた場合は、次の各

号の規定する通りです。

- (1) 本規約、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と利用者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
- (2) 当社と利用者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第19条 附則

- 1 この規約は2018年12月1日より効力を発するものとします。

## 第2章 緊急地震速報サービス

### 第20条 用語の定義

- 1 本規約において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。
  - (1) 発報  
緊急地震速報端末が、気象庁およびデータ配信者から受信した情報をもとに推定した災害情報を、音声によって発すること
  - (2) サービスエリア  
当社が事業を行うために、当社の施設を設置している区域

### 第21条 利用条件

- 1 本サービスの利用は、当社の提供する有料放送サービス利用者に限ります。
- 2 前項で定めるサービスの契約が終了した場合、利用契約も終了します。なお、契約終了に伴う条件は、第28条「契約終了時の処置」によるものとします。

### 第22条 サービスの内容

- 1 本サービスは、次のように推定した各地の主要動の到達時刻や震度を、利用者の緊急地震速報端末に情報を配信し、発報することにより知らせる情報配信サービスです。
  - (1) 地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを気象庁およびデータ配信者から受信
  - (2) 前号のデータ解析し、震源や地震の規模（マグニチュード）をただちに推定
  - (3) 前号の推定情報に基づき、各地の主要動の到達時刻や震度を推定
- 2 当社は、当社のサービスエリアにおいて、予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲内で、本サービスを提供します。
- 3 利用者は、次のような特性や限界を十分に理解した上で、本サービスを適切に活用するものとします。
  - (1) 発報から主要動到達までの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短いため、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。
  - (2) 本サービスの情報は、ごく短時間のデータだけを使

用するため、予測震度に誤差を伴うなどの限界があります。

### 第23条 利用者の義務

- 1 利用者は、次のことを心がけて本サービスを利用してください。
  - (1) 本サービスは、予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではありません。
  - (2) 情報が配信された場合は、身の安全の確保を最優先とし、利用者の判断において行動してください。
  - (3) 利用者は、本サービスの情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動をとれるように、日頃の防災訓練および啓蒙活動を行ってください。
  - (4) 緊急地震速報端末設置時および移設時には、緊急地震速報端末の正常な動作確認のため、端末前面のランプを確認し、当社が発信する試験発報を受信してください。
- 2 不特定多数の来訪者の集まる場所では、利用者の責任において本サービスを利用するものとします。

### 第24条 サービスの提供範囲

- 1 当社は、当社のサービスエリアにおいて、予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲内で、本サービスを提供します。
- 2 緊急地震速報端末は、前項によって定められた範囲で作動します。緊急地震速報端末の設置場所を変更する場合には、当社へ連絡し、緊急地震速報端末の位置情報を再設定する必要があります。その際、別表に記載の諸費用をお支払いいただきます。

### 第25条 提供情報の変更

- 1 当社は、第22条「サービスの内容」に定める緊急地震速報以外の情報を追加する場合があります。
- 2 当社は、発報内容を予告なしに変更することができるものとします。

### 第26条 利用の休止

- 1 利用者は、本サービスの利用を休止することはできません。

### 第27条 利用者が行う契約の解除（解約）

- 1 利用者は、契約を解除（以下、利用者による契約の解除を「解約」といいます）しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに、当社所定の方法で、あらかじめ当社に届け出るものとします。
- 2 前項の規定による解約をしようとする場合、当社は、緊急地震速報端末を撤去します。
- 3 撤去に伴い、利用者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、復旧にかかわる費用は利用者に負担していただきます。

## 第 28 条 契約終了時の処置

- 1 利用契約が終了する場合、当社は、緊急地震速報端末を回収します。
- 2 前項の回収に伴い、利用者が所有または占有する土地、建物、その他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 復旧にかかわる費用は、利用者の負担とします。
  - (2) 利用者は、回収のため当社が利用者の敷地内に立ち入ることを承諾するものとします。
- 3 利用者は、解除により利用契約が終了する場合、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
- 4 当社は、解除により利用契約が終了する場合であっても、工事費等の初期費用、および利用料金は返還しないものとします。

## 第 29 条 設備の設置工事

- 1 それぞれの設備とその設置工事における所有と費用の負担は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 当社は、緊急地震速報端末を所有します。
  - (2) 利用者は、緊急地震速報端末の設置、および設定に要する費用を負担します。
  - (3) 利用者の敷地内および宅内の特殊工事を必要とする場合は、利用者がその費用を負担します。
- 2 設置工事は、当社指定の業者が、当社の指定する工法および使用機器により行うものとします。

## 第 30 条 設備の故障等

- 1 利用者は、本サービスが利用できなくなったときには、当社に点検を請求することができます。
- 2 点検の結果、故障がある場合、次の各号の定める通りに対応します。
  - (1) 緊急地震速報端末に故障がある場合、当社が、当社の負担でその故障設備を修理します。
  - (2) 宅内設備に故障がある場合、利用者が、出張費用および宅内設備の修理に要する費用を負担するものとします。
- 3 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、利用者の故意、または過失により、緊急地震速報端末が滅失、または破損した場合、その修理等に要する費用は利用者の負担となります。

## 第 31 条 設備設置場所の変更

- 1 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に当社に届け出て、緊急地震速報端末の設置場所の変更ができるものとします。
  - (1) 同一家屋または同一敷地内における設置場所の変更
  - (2) 前号に該当し、新たに引込工事を必要とする場合
  - (3) 当社の業務区域内における転居等により、設置場所を変更する場合
- 2 前項第 (2) 号および第 (3) 号に該当する場合は、第 29 条「設

備の設置工事」に従い取り扱います。

- 3 緊急地震速報端末の設置場所変更に伴う、工事の分担については、第 29 条「設備の設置工事」によるものとします。
- 4 緊急地震速報端末の設置場所変更に伴い、別表に定める費用を利用者が負担するものとします。

## 第 32 条 設置場所の無償使用等

- 1 当社は、緊急地震速報端末の設置に関し、利用者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物等を必要最小限において無償で使用できるものとします。
- 2 利用者は、当社および当社の指定する者が、緊急地震速報端末の設置、検査、修理、撤去および復旧を行うために、利用者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 利用者は、第 1 項および第 2 項に関して、地主、家主、管理組合、その他の利害関係があるときは、利用者の責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

## 第 33 条 緊急地震速報端末（子機を含む）

- 1 緊急地震速報端末は当社の所有とし、利用者に貸与します。また、契約終了時には緊急地震速報端末を当社に返却するものとします。
- 2 利用者は、貸与された緊急地震速報端末を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 3 緊急地震速報端末は、当社の承諾なしに、移動することや取り外すことなどはできません。
- 4 貸与された緊急地震速報端末に異常が生じた場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 利用者は、ただちにその旨を当社に通知するものとします。
  - (2) 貸与された緊急地震速報端末に故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換等、必要な措置を講じます。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、利用者が故意、または過失により破損、または紛失、盗難等があった場合には、利用者は当該緊急地震速報端末価格相当分を当社に支払うものとします。
- 5 当社が認める場合を除き、利用者は緊急地震速報端末の交換を請求できません。
- 6 緊急地震速報端末の増設、または減設を行う場合は、別表に記載の手数料をお支払いいただきます。
- 7 購入した緊急地震速報端末は、次の各号に準じて取り扱うものとします。ただし、現在緊急地震速報端末は購入できません。
  - (1) 購入した緊急地震速報端末は利用者の所有になります。
  - (2) 他の利用者等、第三者に譲渡することはできません。
  - (3) 当社以外の事業者で使用することはできません。

### 第34条 利用料金

- 1 利用者は、次に定める本サービス利用料金を、放送サービス利用料金と同じ周期で支払うものとします。

### 第35条 利用料金の計算

- 1 本サービスを受け始めた月の利用料金は、発生しません。それ以降は、1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても1か月分をお支払いいただきます。

### 第36条 名義変更・移設・端末の譲渡

- 1 次の各号をすべて満たす場合にのみ、当社は利用者名義を変更します。
  - (1) 同居の親族への相続など、利用者名義を変更するにあたって正当な事由がある場合
  - (2) 利用者が、あらかじめ書面による届け出をし、当社がそれを承認した場合
- 2 引っ越しなどの事由により、端末の移設を行う場合は、次の各号に定める通りです。
  - (1) 利用者は、あらかじめ当社に連絡するものとします。当社の承認なく端末を移設することはできません。
  - (2) 利用者は、別表に記載の再設定に関わる設定手数料を当社に支払うものとします。
- 3 購入した緊急地震速報端末の譲渡を行う場合は、次の各号に定める通りです。ただし、現在緊急地震速報端末は購入できません。
  - (1) 利用者は、当社にあらかじめ連絡するものとします。当社の承認なく購入した緊急地震速報端末を譲渡することはできません。
  - (2) 購入した緊急地震速報端末を譲渡する者は、別表に記載の端末の再設定に関わる設定手数料を当社に支払うものとします。

### 第37条 損害賠償

- 1 第1章「テレビオプションサービス」第16条「免責事項」の規定に加え、次の各号に規定する場合、当社は賠償の責任を負いません。
  - (1) 誤報やシステム障害、端末故障等による情報が利用者に到達しなかった場合
  - (2) 情報配信を行った結果、利用者に損害が生じた場合
  - (3) 気象庁が発信する緊急地震速報の利用により、利用者に損害が生じた場合
  - (4) 第38条「免責事項」にあてはまる事由により、利用者に損害が生じた場合

### 第38条 免責事項

- 1 本サービスは、震度および揺れの到達予測時間を知らせるものであり、住居ならびに居住者の安全を保障するものではありません。
- 2 直下型地震や直近の地震の場合、発報が間に合わないこと

があります。

- 3 気象庁が発信する緊急地震速報に関する免責事項は、次の通りです。
  - (1) さまざまな要因により、誤報の場合もあります。
  - (2) 気象庁から受信したデータに基づき計算された震度と大きな揺れの到達時間は、予測情報であり、その精度を保証するものではありません。
  - (3) システム障害・端末の故障等により、情報が伝達されないことがあります。
- 4 生活環境や状況（居場所、テレビ・ラジオなどの音、イヤホン利用時、就寝中など）により、速報が聞こえないことがあります。

### 第39条 附則

- 1 本規約は、2024年7月16日から施行します。

# 放送サービス別表

## 1. コース別利用料金

利用料金にNHK地上および衛星受信料は含まれておりません。利用料金は、加入促進のため割引することがあります。

### 1 地デジコース

- ・ 利用料 …………… 1,000円(税別) / 月
- ・ 支払周期 …………… 月払い
- ※ 単独契約時は前払いの年払いのみ

### 2 地デジBSコース

- ・ 利用料金 …………… 1,700円(税別) / 月
- ・ 支払周期 …………… 月払い
- ※ 単独契約時は半年または1年分の前払い(現在は半年払いのみ)

### 3 多チャンネルコース(ファミリーパック / スポ・ドラパック)

- ・ 利用料金 …………… 3,500円(税別) / 月
- ※ STB1台の利用を含む
- ・ 支払周期 …………… 月払い

## 2. 諸費用

### 1 初期工事費

- 一戸建て住宅に、放送サービスのみを導入する場合の標準の工事費です。工事費は、加入促進のため割引することがあります。
- ・ 放送サービス基本工事費 …………… 30,000円(税別)

### 2 変更

- ・ コース変更手数料・工事費 …………… 実費
- ・ 視聴パック変更手数料 …………… 1,000円(税別) / 回

### 3 解約

- ・ 解約手数料 …………… 3,000円(税別)

### 4 休止

- ・ 休止手数料・工事費 …………… 実費

### 5 移設

- ・ 移設工事 …………… 21,000円(税別) ~

### 6 追加

- ・ STB設置工事費 …………… 3,000円(税別) / 台

### 7 落雷・加入者の過失による故障等

- ・ STB(楽録を含む)
  - » 機器修理 …………… 実費
  - » 全損 …………… 実費
  - » リモコン …………… 実費
- ・ カード発行手数料
  - » B.CASカード …………… 実費
  - ※ B.CASカード使用許諾契約約款の規定に従う
- ・ C.CASカード …………… 2,000円(税別)
- ※ C.CASカード破損等による取り替え

## 3. 追加サービス

### 1 番組ガイド誌

- ・ 追加購読 …………… 1,800円(税別) / 年・冊

### 2 発行手数料

- ・ 請求書 …………… 100円(税別) / 通
- ・ 領収書 …………… 100円(税別) / 通

### 3 多チャンネルコースSTB追加

- ・ ファミリー / スポ・ドラパック 3,500円(税別) / 月・STB
- ※ 1台目と同一パックのみ利用可
- ・ BSプラス※別表6 …………… 500円(税別) / 月・STB
- ※ 新規受付終了
- ・ どちらもプラス※別表7 …………… 1,200円(税別) / 月
- ※ 「BSプラス」での利用は不可

### 4 楽録 ※ 5 楽録

- ・ HDD …………… 900円(税別) / 月・STB
- ・ BD …………… 1,500円(税別) / 月・STB

### 5 ペイチャンネル※1

受信機1台ごとにお申し込みが必要です。

WOWOW(別途有料)をSTBで視聴する場合は、当社で受け付けます。

- ・ スターチャンネル …………… 1,800円(税別) / 月
- ・ 時代劇専門チャンネルHD …………… 700円(税別) / 月
- ※ 「ファミリーパック」および「BSプラス」でのみ利用可
- ・ J SPORTS 1・2・3・4 …………… 2,286円(税別) / 月
- ※ 4チャンネルセット
- ※ 「BSプラス」でのみ利用可
- ・ J SPORTS 4 …………… 1,300円(税別) / 月
- ・ 日テレジータス …………… 900円(税別) / 月

- \*「ファミリーパック」および「BS プラス」でのみ利用可
- ・ 日本映画専門チャンネル HD …………… 700 円 (税別) / 月
- \*「ファミリーパック」および「BS プラス」でのみ利用可
- ・ アニマックス …………… 739 円 (税別) / 月
- \*「BS プラス」でのみ利用可
- ・ 日経 CNBC …………… 900 円 (税別) / 月
- \*「スポ★ドラパック」および「BS プラス」でのみ利用可
- ・ グリーンチャンネル …………… 1,000 円 (税別) / 月
- \* 2 チャンネルセット
- ・ KNTV HD …………… 2,500 円 (税別) / 月
- ・ レジャーチャンネル …………… 900 円 (税別) / 月
- ・ SPEED チャンネル …………… 900 円 (税別) / 月
- ・ テレ朝チャンネル 1 …………… 600 円 (税別) / 月
- ・ フジテレビ NEXT …………… 1,800 円 (税別) / 月
- ・ フジテレビ ONE・TWO・NEXT …… 2,100 円 (税別) / 月
- \* 3 チャンネルセット
- \*「ファミリーパック」および「BS プラス」でのみ利用可
- ・ V☆パラダイス …………… 700 円 (税別) / 月
- ・ Mnet HD …………… 2,300 円 (税別) / 月
- ・ 衛星劇場 HD …………… 1,800 円 (税別) / 月
- ・ 東映チャンネル HD …………… 1,500 円 (税別) / 月
- ・ CNN U.S. HD …………… 1,800 円 (税別) / 月
- \* BS 4K / 8K 対応 STB でのみ視聴可
- ・ アニメシアター X (AT-X) …………… 1,982 円 (税別) / 月
- \* BS 4K / 8K 対応 STB でのみ視聴可
- ・ TAKARAZUKA SKY STAGE …………… 2,700 円 (税別) / 月
- \* BS 4K / 8K 対応 STB でのみ視聴可
- ・ パラダイステレビ※ …………… 2,000 円 (税別) / 月
- ・ レインボーチャンネル※ …………… 2,300 円 (税別) / 月
- ・ パラダイス・レインボーセット\*※ …… 2,690 円 (税別) / 月
- \* 2 チャンネルセット

※「パラダイステレビ」および「レインボーチャンネル」の契約および視聴については、20 歳以上の方のみ対象とします。加入申込時には、年齢を証明することができる書類等の提出が必要です。また、20 歳未満の方への視聴制限については、加入者本人の責任において管理していただきます。

## 4. 楽録

### 1 利用可能コース

- ・ 多チャンネルコース

### 2 楽録 HDD

- ・ 最低利用期間 …………… 1 年間
- ・ 最低利用期間内解除料 …………… 900 円 (税別) × 残り月数

### 3 楽録 BD

- ・ 最低利用期間 …………… 3 年間
- ・ 最低利用期間内解除料 …………… 1,500 円 (税別) × 残り月数

## 5. BS プラス

### 1 利用可能コース

- ・ 多チャンネルコース

### 2 利用条件

- ・ 2 台目以降の STB
- \* 新規受付終了

### 3 視聴可能放送

- ・ 月額利用料金内 …………… 地上放送、BS 放送
- ・ 別途有料 …………… WOWOW、ペイチャンネル

### 4 最低利用期間

- ・ 最低利用期間 …………… 6 か月
- ・ 最低利用期間内解除料 …………… 3,000 円 (税別)

### 5 諸費用

- ・ 変更手数料 …………… 1,000 円 (税別) / 回
- \* すでに利用中の STB を BS プラスに変更する場合
- \* 新規受付終了

※ 1 台の STB で「BS プラス」と「どっちもプラス」を併用することはできません。

※ 「BS プラス」の STB を増設する場合、別表 4 に定める STB 登録手数料が必要です。

## 6. どっちもプラス

### 1 利用可能コース

- ・ 多チャンネルコース

※ 1 台の STB で「BS プラス」と「どっちもプラス」を併用することはできません。

※ 「どっちもプラス」の STB を増設する場合、別表 4 に定める STB 設置登録手数料が必要です。

## 7. 緊急地震速報

- ・ 利用料金 …………… 300 円 (税別) / 台
- \* 親機・子機問わず同額
- ・ 設定費 …………… 1,000 円 (税別) / 台
- ・ 設置工事費 …………… 2,000 円 (税別) / 親機
- ※ 工事費は、加入促進のため、期限を定めて割引することがあります。

# インターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これによりインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
- 前項のほか、当社は本サービスに付帯するサービスを、本約款により取り扱います。

### 第2条 約款の変更

- 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができます。
- 当社は、「電気通信事業法施行規則（1985年郵政省令第25号）」第22条2の3第1項第1号に定める変更を行う場合、変更後の内容およびその効力発生時期を当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。
- 変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

### 第3条 国内法への準拠

- 本約款の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 加入契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 用語の定義

- 本約款において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。
  - 電気通信設備  
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備。
  - 電気通信回線設備  
送信場所と受信場所との間を接続する伝送路設備、交換設備、および付属設備。
  - 電気通信回線  
電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する、電気通信回線設備。
  - CATV回線  
ケーブルインターネット接続サービスを提供するため、当社が設置した電気通信回線。
  - 光アクセス回線

- 光アクセスインターネット接続サービスを提供するため、当社が設置した光ケーブルによる電気通信回線（当社が別に指定するサービス、品目、および細目のものに限る）。
- 加入契約回線  
本施設と加入契約者が指定する場所との間に設置するCATV回線、および光アクセス回線。
- 引込設備  
本施設に接続された引込点（タップオフ／FTTHシステムにおいてはクロージャ）から加入者宅の保安器（FTTHシステムにおいてはD-ONU）までに設置された引込線および機器。
- 本施設  
当社が本サービスを提供するための電気通信設備。インターネット接続サービスに関する業務を行う事業所（ヘッドエンド）から加入契約回線までの施設。
- タップオフ  
本施設から加入者宅に分岐するための設備。
- クロージャ  
本施設に設置される、加入契約回線接続のための光接続箱。
- 加入契約  
当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約。
- 加入者  
当社と加入契約を締結している者。
- ドメイン名  
株式会社日本レジストリサービス（JPRS）等によって割り当てられる組織を示す名前。
- IPアドレス  
インターネットに接続したコンピュータを識別するための識別番号。
- インターネット接続サービス  
加入契約回線を用いて当社が提供する電気通信サービス。インターネットプロトコルによって通信する。
- 端末接続装置  
加入者回線または端末設備との間で、電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備。ケーブルモデムまたはD-ONU（Data-Optical Network Unit）を指す。
- 自営端末設備  
本サービスの提供を受けるために、加入者が設置する電気通信設備。電気通信回線設備の一端に接続され、すべての設備が同一構内（これに準ずる区域内を含む）または同一建物内に設置されているものを指す。
- 自営電気通信設備

当社以外の者が設置する電気通信設備（端末設備を除く）。

(19) DOCSIS

Data Over Cable Service Interface Specifications の略で、米国の CATV 統括事業者で組織する業界団体 (Multimedia Cable Network System Partners) が策定したケーブルモデムの標準仕様。

(20) ブロードバンドユニバーサルサービス料

離島や山間地など、通信網の維持が困難な地域に安定したインターネットサービスを提供するための費用。

(8) サービスの提供が、技術上困難である場合

(9) 加入申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合

(10) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合

(11) その他、加入申込者が、本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがある場合

2 前項のいずれかに該当し、本サービスの申込みを当社が拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

4 当社は、第1項に規定する確認のため、加入申込者に身分証明にかかわる公的書類等の提出を要求することがあります。当該書類が提出されない場合、当社は、承諾を留保または拒絶するものとします。

5 加入申込者は、現在および将来にわたっても第1項第(9)号に該当しないことを確約するものとします。

## 第2章 加入契約

### 第5条 加入契約の単位

- 1 当社は、加入者回線1回線ごとに、1契約を締結します。
- 2 当社は、1契約につき、原則端末接続装置1台を加入者に貸与します。

### 第6条 申込みの方法

- 1 加入契約の申込みをするときは、本約款を承認の上、当社が別に定める加入申込書を当社に提出していただきます。
- 2 20歳未満の方が申込みをする場合は、法定代理人の同意を必要とします。

### 第7条 加入契約の成立

- 1 加入契約は、当社が加入申込者からの申込みを承諾し、当社が本約款に基づく設置工事を着手した時点で成立するものとします。ただし、この着工時、および着工時まで、次のいずれかに該当することが判明した場合は、加入契約は成立しないものとします。
  - (1) 加入契約回線設備の設置または保守が、次に定める項目に該当する場合
    - ① 技術上、困難である場合
    - ② 経済的に著しい負担となる場合
  - (2) 加入申込者が、当社が提供する放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービス、およびサービス（以下「当社サービス」といいます）の約款等に基づいて支払うべき契約上の債務（サービス料金、または工事費等）の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
  - (3) 加入申込者が、当社サービスの利用を停止されている、もしくは第24条「当社が行う契約の解除」を受けたことがある場合
  - (4) 加入申込者が、支払手段として正当に使用することができない利用料金引落口座またはクレジットカードを指定したとき
  - (5) 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
  - (6) 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - (7) 加入申込者が20歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合

### 第8条 加入者情報の変更

- 1 加入者は、その氏名および名称、電話番号、利用料金引落口座またはクレジットカード等、当社へ登録した情報（以下「加入者情報」といいます）に変更などがある場合は、当社の指定する方法で、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、当社は第6条「申込みの方法」および第7条「加入契約の成立」の規定に準じて取り扱います。

### 第9条 初期契約解除

- 1 加入者は、本サービスの加入工事が完了した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により初期契約解除を申し出ることができます。
- 2 前項の場合、加入者は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、加入者へ請求できないものとします。
  - (1) 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - (2) 手続きに関する手数料
  - (3) 完了または着工済の工事費
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に明らかに該当すると認められる場合はこの限りではありません。
  - (1) あらかじめ加入申込を撤回する意思をもって加入申込を行った場合
  - (2) 加入申込者の保護を図ることとする本項の意図に反している場合

## 第 10 条 契約の有効期限

- 1 契約の有効期限は、契約成立日から 1 年間とします。ただし契約期間満了の 10 日前までに、当社、加入者のいずれからも当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、引き続き 1 年間の期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。
- 2 集合共同引込の建物内での加入について、建物基本契約が解除された場合は、加入契約を解除するものとします。

## 第 11 条 契約内容の変更

- 1 当社は、加入者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。
- 2 前項の契約内容変更請求の方法、およびその承諾については、第 7 条「加入契約の成立」および第 8 条「加入者情報の変更」の規定に準じて取り扱います。

## 第 12 条 認証情報

- 1 加入者が本サービスにおいて使用するドメイン名、IP アドレス、メールアカウント、FTP アカウント、パスワード等（以下「認証情報」といいます）は、当社が指定します。
- 2 加入者は、指定された以外の認証情報を使用して本サービスを利用することはできません。
- 3 加入者は、当社より付与された認証情報を、自己の責任によって厳正に管理し、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 認証情報を第三者に開示すること
  - (2) 認証情報を第三者に利用させること
  - (3) その他、認証情報を第三者に譲渡および貸与等すること
  - (4) 認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置すること
  - (5) 生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にすること
  - (6) その他、認証情報の管理において、注意義務を怠ると認められる行為
- 4 加入者は、次の場合、当社へただちにその旨を通知し、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
  - (1) 認証情報が第三者に知られた場合
  - (2) 認証情報が第三者に不正に利用されている疑いのある場合
  - (3) 認証情報の失念があった場合
- 5 認証情報を利用して行われた行為は、すべて加入者によって行われたものとみなします。当該行為についての責任は、加入者が負うものとします。
- 6 加入者の認証情報が使用されたことにより、当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害は、加入者が賠償するものとします。

## 第 13 条 加入者の公開

- 1 次の各号に定めるものを使用する加入者は、氏名等の情報を、ドメイン名および IP アドレスの登録管理機関のデータ

ベースに登録することを承認したものとみなします。

- (1) 当社経由で登録手続きを行ったドメイン名
- (2) 当社が固定的に割り当てる IP アドレス

## 第 3 章 サービスの内容

### 第 14 条 サービスの種類

- 1 当社は、定められた業務区域内で、次のサービスを提供します。
  - (1) DOCSIS に準拠したケーブルモデムを使用するインターネット接続サービス（以下「ケーブルインターネット接続サービス」といいます）
  - (2) 光アクセス回線を使用するインターネット接続サービス（以下「光アクセスインターネット接続サービス」といいます）
- 2 前項に規定するケーブルインターネット接続サービスと光アクセスインターネット接続サービスを、同時に利用することはできません。
- 3 本サービスには、インターネット接続サービス別表（以下「別表」といいます）に規定するコース等の品目があります。ただし、別表に特段の利用地域および条件の定めがあるものは、その定めによるものとします。
- 4 本サービスはベストエフォートで提供しています。通信速度や到達性については、一切保証いたしません。

### 第 15 条 オプションサービス（付加機能）

- 1 当社は、加入者から請求があったときは、本約款および別表の規定により、基本料金以外に別途有料でオプションサービスを提供します。
- 2 各オプションサービスの提供内容等詳細は、別表の定めによるものとします。

### 第 16 条 コースの変更

- 1 加入者は、コースを変更することができます。
- 2 前項の場合、加入者が変更を希望する日が属する月の月末までコースを変更することはできません。
- 3 当社は、コースの変更に伴い、終端接続装置を変更することがあります。コース変更により利用しなくなった終端接続装置については、第 30 条「端末接続装置（モデム／D-ONU）」第 1 項に従い取り扱います。

## 第 4 章 休止、中断、および停止等

### 第 17 条 利用の休止

- 1 加入者は、当社に届け出て、その加入者回線を一定期間、転用および利用ができない状態（以下「休止」といいます）にすることができます。この休止期間については次の各号に定める通りとします。
  - (1) 休止は 1 日から末日までの 1 か月を単位とし、1 回につき 12 か月を限度とします。
  - (2) やむを得ず、前号の指定期間をこえる場合について

- は、加入者と当社が協議して決定するものとします。
- 2 休止にかかる費用については、別表の定めによります。
  - 3 第1項第(1)号に定める期間を経過してもなお、加入者から再開の申し出がない場合は、次の各号に定める通りとします。
    - (1) 当社は、自動的に加入契約を解除することができるものとします。
    - (2) 前項の規定により、加入契約を解除しようとする場合は、第24条「当社が行う契約の解除」に定める通りとします。

#### 第18条 利用の再開

- 1 加入者は、休止の理由が消滅し、本サービスを再開する場合は、あらかじめ当社に連絡していただきます。
- 2 再開に伴う費用が必要な場合、その費用は接続者の負担といたします。
- 3 再開した日の属する月の本サービス基本料金は、日割計算を行います。
- 4 再開後の本サービス基本料金は、再開月の翌月から、休止前に利用していた方法でお支払いいただきます。

#### 第19条 サービスの中断

- 1 当社は次の場合には、本サービスの提供を中断することができます。
  - (1) 本施設の保守または工地上、やむを得ない場合
  - (2) 天災事変等の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合
  - (3) 本施設の障害等、やむを得ない事由があるとき
  - (4) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 2 当社は、本サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を接続者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第20条 サービスの停止

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することができます。ただし、第(1)号および第(2)号の停止期間は、料金およびその他の債務のお支払いを当社が確認できるまでとします。
  - (1) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事業を行う事業所以外で支払われた等、当社がその支払いの事実を確認できないとき
  - (3) 本施設の保守上または工地上、やむを得ないとき
  - (4) 契約の申込みにあたり、当社所定の書面に、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
  - (5) 第9章「禁止事項」の規定に違反した場合
  - (6) 違法に、または明らかに、公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断したとき

- (7) その他、本約款の規定に違反し、本サービスに関する当社の業務の遂行、または本施設に著しい支障をおよぼす、もしくはおよぼすおそれがある行為をしたとき
- 2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を加入者に通知します。ただし加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

#### 第21条 利用の制限

- 1 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、次の場合に備え、通信の利用を中止する措置をとることがあります。
  - (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生した、もしくは発生するおそれがある場合
  - (2) 前号の場合は、次の目的のための通信を優先的に取り扱います。
    - ① 災害の予防、救援のために必要な事項を内容とする通信
    - ② 交通、通信、電力の供給、確保、および秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信
    - ③ その他、公共の利益を確保するための緊急通信
- 2 本サービスの加入者が、本施設に過大な負荷を与える行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 3 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

### 第5章 契約の終了

#### 第22条 最低利用期間

- 1 本サービスには、本サービスの提供を開始した日から起算して、1か月間の最低利用期間があります。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、最低利用期間および最低利用期間解除料を別途定めることがあります。
  - (1) キャンペーン等により、初期費用の割引を受けられる場合
  - (2) 提供条件等による場合

#### 第23条 加入者が行う契約の解除（解約）

- 1 加入者は、契約を解除（以下、加入者による契約の解除を「解約」といいます）しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに、当社所定の方法で、あらかじめ当社に届け出るものとします。ただし、第22条「最低利用期間」に定める最低利用期間中の解約はできません。
- 2 前項の規定による解約をしようとする場合、当社は、当社に帰する電気通信回線設備等を撤去し、それにかかわる費用を加入者に請求するものとします。
- 3 撤去に伴い、加入者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、復旧にかかわる費用は加入者に負担していただきます。

## 第 24 条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、次の場合には、加入契約を解除することがあります。
  - (1) 第 20 条「サービスの停止」第 1 項の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、加入者が当該利用停止日から 7 日以内に、その事実を解消しない場合
  - (2) 第 17 条「利用の休止」の規定により、サービスの利用を休止している場合で、第 17 条第 1 項第 (1) 号に定める期間を経過してもなお、加入者から再開の申し出がないとき
  - (3) 契約時に虚偽の申告をした場合
  - (4) 当社または加入者のいずれの責にもよらない事由により、本施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、サービスを継続できない場合
  - (5) 第 20 条「サービスの停止」第 1 項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合
  - (6) 加入者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合
    - ① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為
    - ② 法的な責任をこえた不当な要求行為
    - ③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為
    - ④ その他、これらに準ずる行為
  - (7) 加入者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の定義は、第 7 条「加入契約の成立」第 1 項第 (9) 号の定めるところによるものとします）
    - ① 反社会的勢力に属すると判明した場合
    - ② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
    - ③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している場合
    - ④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合
    - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合
    - ⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - ⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者
    - ⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合
  - (8) 加入者が、本約款に違反した、もしくは違反するおそれがある場合
  - (9) その他、当社の業務遂行上、支障がある場合
- 2 第 1 項の規定により、加入契約を解除しようとする場合は、

次の各号に定める通りとします。

- (1) 当社は、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は加入者に催告することなく、ただちに加入契約を解除することができるものとします。
    - ① 加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合
    - ② 緊急等、やむを得ない場合
    - ③ 第 1 項第 (4) 号～第 (9) 号に該当する場合
  - (2) 当社は、当社に帰する電気通信回線設備等の資産を撤去し、それにかかわる費用を加入者に請求するものとします。
  - (3) 加入者は、別表に記載の解約・解除手数料を支払うものとします。
- 3 前項第 (2) 号に該当する撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、およびその他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
    - (1) 復旧にかかわる費用は、加入者の負担とします。
    - (2) 加入者は、撤去のため当社が加入者の敷地内に入ることを承諾するものとします。
  - 4 加入者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

## 第 25 条 契約終了時の処置

- 1 加入契約が終了する場合の処置については、次の各号に定める通りです。
  - (1) 当社は、端末接続装置および加入契約回線を回収します。
  - (2) 加入者は、前号の回収に要する別途当社が定める費用を負担するものとします。
- 2 前項の回収に伴い、加入者が所有または占有する土地、建物、その他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 復旧にかかわる費用は、加入者の負担とします。
  - (2) 加入者は、回収のため当社が加入者の敷地内に立ち入ることを承諾するものとします。
- 3 解除により加入契約が終了する場合は、次の各号に定める通りです。
  - (1) 加入者は、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
  - (2) 当社は、工事費等の初期費用、および利用料金は返還しないものとします。
  - (3) 加入者は、第 1 項の回収に必ず応ずるものとします。解約月を含む 3 か月以内に、加入者が第 1 項の回収に応じない場合は、次の通りです。
    - ① 端末接続装置は、第 30 条「端末接続装置（モデム／D-ONU）」第 1 項に従い、取り扱います。
    - ② 当社は、加入者の承諾なしに加入契約回線を回収できるものとします。

## 第6章 工事、保守、および接続装置の貸与等

### 第26条 設備の設置工事

- それぞれの設備とその設置工事における所有と費用の負担は、次の各号に定める通りとします。
  - 当社は、加入契約回線までの本施設を所有し、放送センターからタップオフ、またはクロージャーまでの設置に関する費用の負担をします。
  - 加入者は、タップオフ、またはクロージャーの引込端子から、自営端末設備または自営電気通信設備（以下「自営設備」といいます）までの設置に要する費用を負担します。
  - 自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者の敷地内および宅内の特殊工事を必要とする場合は、加入者がその費用を負担します。
- 当社は、加入者が指定した場所内の建物または工作物において、原則加入契約回線1回線ごとに、端末接続装置1台を設置します。この端末接続装置については、次の各号に定める通りです。
  - 本項の規定により設置した端末接続装置を、加入契約回線の終端とします。
  - 端末接続装置の設置場所は、当社と加入者が協議の上、定めます。
- 加入契約回線および端末接続装置の設置工事は、当社指定の業者が、当社の指定する工法および使用機器により行うものとします。
- 加入者は、当社に無断で加入契約回線設備の撤去や改変工事をする事はできません。
- 加入者は、自営設備の維持管理を行い、当社は本施設の維持管理を行うものとします。
- 加入者は、本施設の維持管理のため、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

### 第27条 設備の故障等

- 加入者は、本サービスが受信できなくなったときには、当社に点検を請求することができます。
- 点検の結果、故障がある場合、次の各号の定める通りに対応します。
  - 本施設および端末接続装置に故障がある場合、当社が、当社の負担でその故障設備を修理します。
  - 自営設備に故障がある場合、加入者が、出張費用および自営設備の修理に要する費用を負担するものとします。
- 第1項および第2項の規定にかかわらず、加入者の故意、または過失により、端末接続装置に故障、破損、紛失、盗難、その他異常等（以下「故障、減失等」といいます）が生じた場合、その修理等に要する費用は加入者の負担となります。

### 第28条 設備設置場所の変更

- 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に当社に届け出て、端末接続装置の設置場所の変更ができるも

のとします。ただし、第7条「加入契約の成立」第1項第(1)号に該当する場合は、この限りではありません。

- 同一家屋または同一敷地内における設置場所の変更
  - 前号に該当し、新たに加入契約回線工事を必要とする場合
  - 当社の業務区域内における転居等により、設置場所を変更する場合
- 前項第(2)号および第(3)号に該当する場合は、第7条「加入契約の成立」および第8条「加入者情報の変更」に従い取扱います。
  - 端末接続装置の設置場所変更に伴う、加入契約回線および特殊工事の費用負担、ならびに工事の分担については、第26条「設備の設置工事」によるものとします。
  - 端末接続装置の設置場所の変更に伴う、加入契約回線および端末接続装置の撤去については、別表に定める費用を加入者が負担するものとします。

### 第29条 設置場所の無償使用等

- 当社は、加入契約回線および自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物等を必要最小限において無償で使用できるものとします。
- 加入者は、当社および当社の指定する者が、加入契約回線および特殊設備の設置、検査、修理、撤去および復旧を行うために、加入者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 加入者は、第1項および第2項に関して、地主、家主、管理組合、その他の利害関係があるときは、加入者の責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

### 第30条 端末接続装置（モデム／D-ONU）

- 端末接続装置は当社の所有とし、加入者に貸与します。端末接続装置を利用しなくなった場合は、次の各号に定める通りに取り扱います。
  - 加入者は、端末接続装置を当社に返却するものとし、当社はそれを回収します。
  - 加入者は、前号の返却・回収に必ず応ずるものとします。
  - 当社が認める端末接続装置の最終利用月を含む3か月以内に、加入者が返却・回収に応じない場合、当社は、加入者に別に定める損害金を請求します。
- 加入者は、貸与された端末接続装置を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 端末接続装置は、当社の承諾なしに、移動することや取り外すことなどはできません。
- 貸与された端末接続装置に、第27条「設備の故障等」第3項に規定する故障、減失等が生じた場合は、次の各号に定める通りとします。
  - 加入者は、当社が定める方法により、ただちにその旨を当社に通知するものとします。
  - 当社は、無償で修理、交換等、必要な措置を講じます。

- (3) 前号の規定にかかわらず、加入者の故意、または過失により、故障、滅失等が生じた場合、加入者は、当該端末接続装置価格相当分を当社に支払うものとします。
  - (4) 紛失、盗難、消失等が生じた端末接続装置（以下「滅失品」といいます）の取り扱いは、次のとおりです。
    - ① 代替端末接続装置の設置をもって、滅失品は当社の所有を離れるものとします。
    - ② 滅失品は、加入者の責任で、法律に従い、処分するものとします。
    - ③ 加入者は、滅失品を当社に返還することはできません。また、前号の端末接続装置価格相当代金も返金されないものとします。
  - (5) 端末接続装置の故障、滅失等に起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負いません。
- 5 当社が認める場合を除き、加入者は端末接続装置の交換を請求できません。
  - 6 加入者は、当社が貸与する端末接続装置の種類を選ぶことができません。
  - 7 貸与された端末接続装置の使用は、利用料金に含まれています。
  - 8 購入した端末接続装置は、次の各号に準じて取り扱うものとします。ただし、現在端末接続装置は購入できません。
    - (1) 他の加入者等、第三者に譲渡することはできません。
    - (2) 当社以外の事業者で使用することはできません。

## 第7章 料金等

### 第31条 支払い義務

- 1 加入申込を承諾された加入者は、次の各号に規定する料金を支払わなければなりません。
  - (1) 本サービスにかかわる初期費用
  - (2) 利用料金およびオプションサービス利用料金
  - (3) 工事費
  - (4) 手続きに関する料金
  - (5) その他料金
- 2 第20条「サービスの停止」の規定により、本サービスの提供が停止された場合は、次の各号の規定の通りです。
  - (1) 停止期間中は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
  - (2) 加入者は、当社に対し、停止期間中の本サービスにかかる料金をお支払いいただきます。

### 第32条 利用料金

- 1 当社は加入促進のため、地域、期間、ならびに本サービスの種類を限定して、特別料金を設定することがあります。
- 2 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定月の1か月前までに加入者に通知します。

### 第33条 ブロードバンドユニバーサルサービス料

- 1 料金月の末日が経過した時点で本サービスの提供を受けて

いた場合にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合、その変動に応じて当社がブロードバンドユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
- 3 ブロードバンドユニバーサルサービス料の日割りは行いません。

### 第34条 利用料金の計算

- 1 本サービスを受け始めた月の利用料金は、日割計算でお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合は、日割りで計算します。
- 2 その他、オプションサービスにかかわる利用料金については、別に定めるところによります。

### 第35条 コース変更に伴う利用料金の計算

- 1 加入者が利用コースを変更した場合の利用料金は、1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても1か月分単位で、次のとおりにお支払いいただきます。なお、各号において、「加入者が指定した変更希望月の前月末日、または端末接続装置交換工事の完了を「変更完了」といいます。
  - (1) 変更完了月まで  
変更前の各コースの利用料金
  - (2) 変更完了翌月以降  
変更後の各コースの利用料金

### 第36条 料金等の請求および支払い

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、別に定める各費用を、次の各号に定める通りに請求いたします。加入者は、当月請求分の利用料金等を当社が別に定める指定期日に、当社が指定する方法でお支払いいただきます。
  - (1) 工事費等の初期費用  
工事完了後の翌月または翌々月に請求いたします。
  - (2) 日割利用料金、および利用料金（オプションサービス等の利用料金を含む）  
翌月または翌々月に請求いたします。
- 2 次の各号に規定する債務が発生した場合、当社はこれを前項第(2)号に規定する利用料金に合算して請求します。ただし、加入者が、料金の一部を別の管理会社等に請求するよう指示する場合は、それを認め、その管理会社等に当社から請求するものとします。
  - (1) 工事費等の初期費用
  - (2) 第38条「延滞金」に定める延滞金
  - (3) その他、本サービスにかかわる債務
- 3 当社は加入者に対し、請求書および領収書の発行を行いません。ただし、加入者より発行の請求を受け、別表に定める発行手数料料金のお支払いを了解いただいた場合は、この限りではありません。

### 第 37 条 クレジットカード支払い

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカード（以下「加入者指定カード」といいます）で、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者から当社への申し出がない限り、加入者は前項の規定に従い、継続して支払うものとします。また、加入者指定カード発行会社の指示により、当社が加入者指定カード以外のクレジットカードで料金を請求した場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 加入者が当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者指定カード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社は、当社または加入者指定カード会社の判断で、一方的に本手続きを解除できるものとします。

### 第 38 条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた加入者は、その免れた額のほか、免れた額の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければなりません。

### 第 39 条 延滞金

- 1 加入者は、利用料金およびその他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年利 14.5% の延滞金を、当社が別に定める方法で、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第 40 条 消費税

- 1 消費税法（1988 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課されるときは、加入者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。
- 2 前号の消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。
- 3 料金、およびその他の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

## 第 8 章 権利の譲渡、および地位の承継

### 第 41 条 譲渡の禁止

- 1 加入者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

### 第 42 条 地位の承継

- 1 相続、法人の合併、または会社分割により、加入者の地位の承継があった場合は、相続人、合併または分割後の存続法人、合併または分割により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者として届け出るものとします。
- 3 第 1 項により、地位の承継があった場合、後任者（新加入者）は前任者（旧加入者）のすべての権利および債務を承継するものとします。
- 4 地位の承継に伴い、設置場所の変更を行う場合、第 28 条「設備設置場所の変更」を準用します。

## 第 9 章 禁止事項

### 第 43 条 再販の禁止

- 1 加入者は、本サービスを第三者へ再販することはできません。

### 第 44 条 禁止事項

- 1 本サービスにおいて、次の行為は禁止します。
  - (1) 当社または第三者の、次に定める権利等を侵害する、もしくは侵害するおそれのある行為
    - ① 著作権、商標権、特許権等の知的財産権
    - ② 財産、プライバシー、または肖像権等
  - (2) 当社または第三者に対する、次に定める行為
    - ① 差別、誹謗中傷、冒涇、もしくは侮辱する行為
    - ② 不当な差別を助長する行為
    - ③ 当社または第三者の名誉または信用を毀損する行為
    - ④ その他、第三者に不利益を与える行為
    - ⑤ 詐欺的な手段（フィッシング等の手段を含む）等、本人の同意を得ることなく第三者の個人情報を取得する行為
  - (3) 次に定める犯罪に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
    - ① 詐欺、または脅迫
    - ② 児童売買春
    - ③ その他犯罪行為、またはそれを誘発、扇動する行為
  - (4) わいせつ、児童ポルノ、または児童虐待にあたる画像、映像、音声、文書等のコンテンツ、およびそれらを収録した媒体（以下「有害情報等」といいます）、に関する次に定める行為
    - ① 有害情報等の販売を想起させる広告の送信、およびアップロード
    - ② 有害情報等の販売
    - ③ 有害情報等の送信、掲載
  - (5) 自殺にかかわる、次に定める行為
    - ① 人を自殺に誘引、または勧誘する行為
    - ② 第三者に危害が及ぶおそれの高い自殺の手段等の

## 紹介

- (6) 次に定める残虐な内容にかかわる画像、映像、音声、文書等のコンテンツの送信、およびアップロード
  - ① 人の殺害現場、傷害現場等
  - ② 死体
  - ③ 動物を殺傷、虐待する行為
  - ④ 暴力行為
  - ⑤ その他、社会通念上、第三者が著しい嫌悪感を抱く内容
- (7) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為の開設、勧誘、および運営
  - ① 無限連鎖講（ネズミ講）
  - ② マルチまがい商法
  - ③ その他、訪問販売法違反等、悪質な連鎖販売取引など
- (8) 薬物にかかわるコンテンツに関する、次に定める行為
  - ① 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物等の危険ドラッグの濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
  - ② 未承認、もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為
  - ③ インターネット上での販売等が禁止されている医薬品の販売等
- (9) 次に定める違法行為の請負、仲介、または誘引（他人へ依頼することを含む）等、違法行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為
  - ① 児童ポルノの提供
  - ② けん銃等の譲渡
  - ③ 鉄砲、爆発物の不正な製造
  - ④ 公文書偽造
  - ⑤ 殺人
  - ⑥ 脅迫等
  - ⑦ 預貯金口座、および携帯電話等の違法な売買等
  - ⑧ 違法な賭博、ギャンブルを行わせる、または勧誘する行為
- (10) 選挙運動、またはこれに類似する行為
- (11) 広告にかかわる、次に定める行為
  - ① 販売、または頒布目的で、広告規制の対象となる希少野生動物植物種の個体等の広告を行う行為
  - ② 貸金業の営業登録なしに、金銭貸付の広告を行う行為
- (12) 無断で第三者に迷惑メール等の次に定める電子メール等を送信する行為
  - ① 広告、宣伝、勧誘のメール
  - ② 社会通念上、第三者が嫌悪感を抱く、もしくは抱くおそれのあるメール
- (13) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する、もしくは第三者が受信可能な状態におく行為
- (14) 不正アクセスまたは不正アクセス行為を助長する行為
- (15) 本サービスの利用、運営、設備またはネットワーク

## に関する、次に定める行為

- ① 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ② 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為（当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く）
  - ③ 本サービスにより利用し得る情報を改ざん、もしくは消去する行為
  - ④ 他の加入者の統計的な平均利用通信量を著しく上回る大量の通信を継続して発生させ、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
  - ⑤ 当社の電気通信設備に権限なくアクセスしようとする行為（偽装のために、メールヘッダーなどを細工する行為を含む）
  - ⑥ 本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する電気通信設備、電気通信回線、電子計算機、およびその他の機器・ソフトウェア）や第三者の設備等の利用または運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
  - ⑦ その他、本サービスの運営を妨げる行為
- (16) その他、法令、公序良俗、または慣習に違反する、もしくは違反するおそれのある行為
- (17) 前各号のいずれかに該当する内容についての、次に定める行為
- ① 前各号のいずれかに該当する内容に該当するコンテンツにリンクをはる等、アクセスを助長する行為
  - ② 前各号のいずれかに該当する内容を、不特定多数の者にインターネットを通じて発信させる、もしくは発信させることを助長する行為
- (18) 端末接続装置についての、次の各に定める行為
- ① 第三者への貸与、質入れ等の担保設定、および譲渡等
  - ② 直接または間接を問わず、本体、プログラム、ソフトウェアの複製、分解、改造、変造、解析、リバースエンジニアリングなどを行うこと
  - ③ 本来の用法によらない方法で使用し、本サービスまたは他の事業者のインターネット接続サービスを不正に受ける、もしくは受けようとする
  - ④ 定められた場所から移動したり、接続変更すること（第28条「設備設置場所の変更」の規定に該当する場合を除く）
- (19) その他、当社が不適切と判断した行為
- 2 加入者が前項の規定に違反したと当社が認めた場合は、次のとおりです。
- (1) 禁止行為に関するすべての責任は、当該加入者に帰属します。当社は一切の責任を負いません。
  - (2) 禁止行為により、故意に当社の業務に著しい損害を与えた場合、当該加入者は、当社に賠償しなければなりません。
  - (3) 当社は当該加入者に対し、次の措置をとることができます。
    - ① 加入契約の解除  
解除は、第24条「当社が行う契約の解除」に準

じて取り扱います。

② 端末接続装置の返還請求

加入者は、当社からの返還請求日より起算して10日以内に返却する義務を負います。10日を経過しても、端末接続装置の返却がない場合は、当社は加入者に端末接続装置の代金相当額を請求できるものとします。

③ 損害賠償請求

- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、加入者に何ら催告および通知することなく、当社が保有する当該加入者にかかわるすべての電磁的記録を削除することができるものとします。また、本項に基づく電磁的記録の削除に関し、当社は一切の責任を負いません。
- (1) 第1項で規定する禁止行為
  - (2) 第三者から当社にクレーム、請求、または通知等があり、当社がそれを必要と認めた場合
  - (3) その他、当社サービスの運営および保守管理上必要である場合

## 第10章 損害賠償

### 第45条 損害賠償

- 1 当社および加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は賠償の責任を負いません。
- (1) 本サービスの休止、中断、停止、利用の制限等により加入者に損害が生じた場合
  - (2) 自営設備に起因する事故
  - (3) 本サービスにかかわる設備等の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたり、当社の故意または重大な過失によらず、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合
- 3 本サービスを提供すべきにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由により提供をしなかったときは、次の各号をすべて満たす場合に限り、当社は当該加入者に損害を賠償します。
- (1) 本サービスをまったく利用することができない、もしくはまったく利用することができないのと同等の状態（以下、あわせて「利用不能」といいます）の場合
  - (2) 当社が、前号の利用不能状態を認知した時刻から起算して、同状態が24時間以上継続した場合
- 4 前項の場合における損害賠償額は、次の各号に定める通りに計算し、その額に限り賠償します。
- (1) 前項の起算時刻以降の、利用不能状態が続いた時間（24時間の倍数部分に限る）について、24時間ごとに1日として日数を計算（端数は切捨て）します。
  - (2) 前号で得られた日数に対する、本サービスにかかる1日分の料金の合計額を、発生した損害とみなします。
  - (3) 前号に規定する1日分の料金は、当社が別に定める月額利用料金を当月の日数で除して得た額とします。

(4) 前号で計算して得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

- 5 第1項に該当する場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかった時は、第1項および第2項の規定は適用しません。
- 6 第3項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して、6か月を経過しても加入者からの損害賠償請求がないときは、当社は損害賠償に応ずる義務を免れるものとします。
- 7 次の各号に該当する場合、当社は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- (1) 加入者が本約款に違反した場合
  - (2) 加入者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

### 第46条 免責事項

- 1 当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第44条「損害賠償」の規定によるほかは、一切の責任を負いません。
- 2 本約款等の変更により、自営設備の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合は、当社はその改造等に要する費用のうち、変更した規定にかかわる部分に限り負担します。
- (1) 事業法の規定に基づき、現に加入契約回線に接続されている自営設備の改造等を要する場合
  - (2) 本サービスにかかわる端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、改造を要する場合
- 4 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、およびソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性について、一切保証しません。
- 5 当社は、加入者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。

## 第11章 雑則

### 第47条 情報の管理責任

- 1 加入者は、本サービスの設備または装置の故障による場合を含め、本サービスを利用して送受信する情報の消滅防止措置をとるものとします。

### 第48条 第三者に使用させる場合の加入者の義務

- 1 加入者は、その加入契約回線等を家族等、加入者以外の者（法人契約の場合は従業員を含む）に使用させる場合、加入者は次の各号に定める義務および責任を負うものとします。
- (1) 加入契約回線等を使用する者（以下「使用者」といいます）についても、本約款を遵守させる義務を負うものとします。
  - (2) 使用者の行為について、当社に対して責任を負うものとします。

- (3) 使用者の当該加入契約回線の使用にかかる費用について、当社に対して支払いの責任を負うものとし  
ます。
- 2 使用者が故意または過失にかかわらず、第9章「禁止事項」の禁止行為に違反し、当社に損害を被らせた場合、使用者の行為は加入者の行為とみなし、第9章を適用します。

#### 第49条 通信の秘密の保護

- 1 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに基づいて保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、使用または保存します。
- 2 当社は、次の各号に規定する場合および範囲において、前項の守秘義務を負いません。
- (1) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）、その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合の、当該法令および令状に定める範囲
- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合の、当該開示請求の範囲
- (3) 通信当事者の同意がある場合
- 3 当社は、加入者が第9章「禁止事項」に定める禁止行為に違反して本サービスの提供を妨害した場合において、正当防衛または緊急避難に該当すると認められるときは、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、加入者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

#### 第50条 個人情報の取り扱い

- 1 当社が別途定める「個人情報の保護と取り扱い」に準じます。
- 2 当社は、次の各号に規定する情報を、加入者本人から直接収集、または加入者以外の者から間接に知らされた場合、これを保存することができます。
- (1) 加入者の営業秘密
- (2) 加入者または第三者の個人情報で、第48条「通信の秘密の保護」に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」といいます）
- 3 当社は、前項に規定する個人情報等について、次の各号に規定する行為は行いません。
- (1) 本サービスの提供に必要な範囲をこえて利用すること
- (2) 加入者本人以外の者へ開示または提供すること
- 4 次の各号に該当する場合は、各号に規定する範囲でのみ、前項の規定は適用されません。
- (1) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）、その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合  
当該法令および令状に定める範囲
- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満た

された場合 ……………  
当該開示請求の範囲

- 5 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等、法律上の紹介権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合は、第3項の規定にかかわらず、個人情報等の照会に応じることができます。

#### 第51条 協議事項

- 1 本約款に定めのない事項等について、または、本約款の解釈に疑義が生じた場合は、当社と加入者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と加入者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
- 3 当社と加入者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、第3条「国内法への準拠」第1項に従うものとします。

#### 第52条 附則

- 1 業務契約等の約款については、別に定めるものとします。
- 2 本約款は、2024年7月1日から実施します。

# インターネット接続サービスオプション利用規約

## 第1章 インターネットオプションサービス

### 第1条 規約の適用

- 当社は、「インターネット接続サービス契約約款」（以下「約款」といいます）の追加規約であり、約款と一体となって適用される「インターネット接続サービスオプション利用規約」（以下「規約」といいます）を定め、これによりインターネットオプションサービス（以下「本オプションサービス」といいます）を提供します。また、各オプションサービスの利用をもって、本規約に同意されたものとします。
- 本規約は、次の個別の規約から構成されます。
  - ウイルスメールチェックサービス利用規約
  - 迷惑メール対策サービス利用規約
  - マカフィー®セキュリティサービス利用規約
- 当社が別途規定する個別規定、および当社が利用者に対し随時通知する追加規定（以下「個別規定」といいます）は、この規約の一部を構成するものとし、この規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等がこの規約に優先して適用されるものとします。
- 本規約、および各オプションサービスの個別の規約、個別規定等のいずれにも定めのない事項については、インターネット接続サービス契約約款を適用します。

### 第2条 規約の変更

- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 当社は、特に必要があるときには、本規約に特約を付することができます。
- 当社は、「電気通信事業法施行規則（1985年郵政省令第25号）第22条2の3第1項第1号に定める変更を行う場合、当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。

### 第3条 国内法への準拠

- 本規約の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 利用契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 利用条件

- 本サービスは、当社のインターネット接続サービス利用者限り利用できます。
- インターネット接続契約を解除した場合、利用契約も終了します。

### 第5条 利用契約の成立

- 利用契約は、利用申込者があらかじめ本規約を承認の上、当社所定の方法で申し込み、当社がそれを承諾したときに成立するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することが判明した場合は、利用契約は成立しないものとします。
  - 利用申込者が、本サービスにかかわる料金の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
  - 利用申込者が、本サービスの利用を停止されている、もしくは第10条「当社が行う契約の解除」を受けたことがある場合
  - 虚偽の事実をもって利用申込をした場合
  - 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - サービスの提供が、技術上困難である場合
  - 利用申込者が20歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - 利用申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合
  - 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が利用申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - その他、利用申込者が、本規約に違反したことがあるなど、本規約に違反するおそれがある場合
- 利用申込者は、現在および将来にわたっても前項第(7)号に該当しないことを確約するものとします。

### 第6条 初期契約解除

- 利用申込者および利用者（以下「利用者等」といいます）は、利用を申し込んだサービスの提供が開始された日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により初期契約解除を申し出ることができます。
- 前項の場合、利用者等は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、利用者等へ請求できないものとします。
  - 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - 手続きに関する手数料
  - 完了または着工済の工事費

### 第7条 契約の有効期限

- 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただ

し契約期間満了の10日前までに、当社、利用者のいずれからも当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。

- 2 集合共同引込の建物内での加入について、建物基本契約が解除された場合は、利用契約を解除するものとします。

## 第8条 サービスの中断

1 当社は次の場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 本施設および引込設備の保守または工事上、やむを得ない場合
- (2) 天災事変等の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合
- (3) 本施設の障害等、やむを得ない事由があるとき
- (4) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2 当社は、本サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第9条 サービスの停止

1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。ただし、第(1)号および第(2)号の停止期間は、料金およびその他の債務のお支払いを当社が確認できるまでとします。

- (1) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事業を行う事業所以外で支払われた等、当社がその支払いの事実を確認できないとき
- (3) 当社設備の保守上または工事上、やむを得ないとき
- (4) 契約の申込みにあたり、当社所定の書面に、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
- (5) 利用する各オプションサービスの規約に定める禁止事項の規定に違反した場合
- (6) 違法に、または明らかに、公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断したとき
- (7) その他、本規約の規定に違反し、本サービスに関する当社の業務の遂行、または当社設備に著しい支障をおよぼす、もしくはおよぼすおそれがある行為をしたとき

2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を利用者に通知します。ただし利用者の都合により、通知が利用者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

## 第10条 当社が行う契約の解除

1 当社は次の場合には、利用契約を解除することがあります。

(1) 第9条「サービスの停止」第1項の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、利用者が当該利用停止日から7日以内に、その事実を解消しない場合

(2) 契約時に虚偽の申告をした場合

(3) 当社または利用者のいずれの責にもよらない事由により、当社設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、サービスを継続できない場合

(4) 第9条「サービスの停止」第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合

(5) 利用者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合

① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為

② 法的な責任をこえた不当な要求行為

③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為

④ その他、これらに準ずる行為

(6) 利用者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の定義は、第5条「利用契約の成立」第2項第(7)号の定めるところによるものとします）

① 反社会的勢力に属すると判明した場合

② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合

③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している場合

④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合

⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合

⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者

⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合

(7) 利用者が、本規約に違反した、もしくは違反するおそれがある場合

(8) その他、当社の業務遂行上、支障がある場合

2 第1項の規定により、利用契約を解除しようとする場合は、次の各号に定める通りとします。

(1) 当社は、あらかじめ利用者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は利用者に催告することなく、ただちに利用契約を解除することができるものとします。

① 利用者の都合により、通知が利用者に到達しない

場合

- ② 緊急等、やむを得ない場合
  - ③ 第1項第(4)号～第(8)号に該当する場合
- (2) 利用者は、別表に記載の解約・解除手数料を支払うものとします。
- 3 利用者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

#### 第11条 支払い義務

- 1 利用申込を承諾された利用者は、本サービスにかかわる初期費用、利用料金、および工事費を支払わなければなりません。また、変更等の諸手続きについても、別表に規定する、手続きに関する料金を支払わなければなりません。
- 2 第9条「サービスの停止」の規定により、本サービスの提供が停止された場合は、次の各号の規定の通りです。
- (1) 停止期間中は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
  - (2) 利用者は、当社に対し、停止期間中の本サービスにかかる料金をお支払いいただきます。
- 3 利用者は、インターネット接続サービス利用料金と同じ方法で、本サービスにかかわる料金を支払うものとします。

#### 第12条 禁止事項

- 1 本サービスにおいて、次の行為は禁止します。
- (1) 本サービスの全部または一部を、第三者へ使用許諾、貸与、譲渡、頒布、その他一切の権利移転、権利許諾する行為
  - (2) 本サービスの全部または一部を、有償無償を問わず、営利目的、付加価値サービス、その他第三者へ提供するサービスの一環として使用する行為
  - (3) 本サービスに利用されるソフトウェアを、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、改変等をする、またはしようとする行為
  - (4) 本サービスを行う当社のサーバに不正アクセスする、またはしようとする行為
  - (5) コンピュータウイルスに感染しているデータを故意にメールで送受信する行為
  - (6) 本サービスに支障をきたす、またはそのおそれのある行為
  - (7) 本規約に違反する行為
  - (8) その他、当社が不適切であると判断する行為
- 2 利用者が前項で禁止されている行為を行った場合、その他利用者の責に帰すべき事由により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、利用者は賠償する責任のすべてを負うものとします。

#### 第13条 損害賠償

- 1 当社および利用者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当

社は賠償の責任を負いません。

- (1) 本サービスの休止、停止、中断等により利用者に損害が生じた場合
  - (2) 自営設備に起因する事故
  - (3) 第9条「サービスの停止」に規定により、加入者に損害が生じた場合
- 3 次の各号に該当する場合、当社は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- (1) 利用者が本規約に違反した場合
  - (2) 利用者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

#### 第14条 免責事項

- 1 当社は、利用者が所有、使用する受信機等のすべての機器について、一切の動作保証責任を負いません。また、これらに起因して生じたすべての損害等に対しても、一切の責任を負いません。
- 2 本規約等の変更により、宅内設備の改造または変更(以下「改造等」といいます)を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。
- 3 当社は、利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。

#### 第15条 個人情報の取り扱い

- 1 当社が別途定める「個人情報の保護と取り扱いについて」に準じます。

#### 第16条 協議事項

- 1 本規約に定めのない事項等について、または、本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社と利用者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、問題が生じた場合は、次の各号の規定の通りです。
- (1) 本規約、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と利用者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
  - (2) 当社と利用者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第17条 附則

- 1 利用者が本規約に同意しない場合は、当社へその旨を申し出るものとします。
- 2 前項の規定により、利用者が当社への申し出た場合、当社はその利用者をウイルスメールチェックサービスまたは迷惑メール対応サービスの提供対象から除外します。
- 3 ウイルスメールチェックサービスまたは迷惑メール対応

サービスの提供対象外であっても、当該サービスを利用できないことを除き、インターネット接続サービスの性能、料金等において、当該サービスを提供されている場合と違いはありません。

- 4 この規約は2018年12月1日より効力を発するものとします。

## 第2章 ウイルスメールチェックサービス

### 第18条 サービスの内容

- 1 本ウイルスメールチェックサービス「以下、本章において「本サービス」といいます」は、フォーティネットジャパン株式会社（米国 Fortinet, Inc.）が提供するウイルスチェックソフト「Forti Guard Antivirus Service」（以下、本章において「本ソフトウェア」といいます）を利用して、インターネット上で送受信される電子メールを対象に、ウイルスの検知および駆除を行います。
- 2 利用者のパソコンのメモリやハードディスク内の、すでに感染しているファイルはチェックの対象外です。
- 3 本サービスでは、「ogaki.tv.ne.jp」「octn.jp」および当社ホスティングサービスのメールアドレスで送受信されるメール、および添付ファイルをチェックの対象とします。
- 4 独自にメールサーバを運用する利用者のうち、ウイルスチェックを希望する利用者のメール、および添付ファイルをチェックの対象とします。
- 5 ウイルスが検知された送信メールおよび受信メールのうち、ウイルスの除去が可能なものは、ウイルス部分を除去します。ウイルスの除去が不可能なものは、ウイルスが検知されたメールそのものを除去します。
- 6 ウイルスを検知した場合、そのウイルスメールが利用契約回線から送信されたものであるときに限り、送信元アドレスにウイルス発見通知を送信します。
- 7 本サービスは、「ogaki.tv.ne.jp」「octn.jp」および当社ホスティングサービスの全メールアドレスに対し、無料で付加されるサービスです。

### 第19条 禁止事項

- 1 本サービスの一部、またはすべてにおいて、いかなる場合であっても次の行為は禁止します。
  - (1) 第三者に使用許諾、賃貸、移転、頒布、その他一切の権利移転、および権利許諾をすること
  - (2) 本サービスを他のサービスに組み込み、付属させること
  - (3) 付加価値サービスとして本サービスを利用する、および利用させること

### 第20条 責任の制限

- 1 当社は、本ソフトウェアが有する機能、性能、およびその他の仕様の範囲で本サービスを提供するものとし、利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、次に定める場合を含め、本サービスに関して、明

示的にも黙示的にも一切保証しません。

- (1) 本サービスが、利用者の特定の目的に適合すること
  - (2) 本サービスが、利用者の期待する機能および商品の価値を有すること
  - (3) 本サービスに不具合が生じないこと
- 3 本サービスは、すべてのコンピュータウイルスの検知と駆除を何ら保証するものではありません。
  - 4 本サービスの利用に起因して、利用者またはその他の第三者に、何らかの損害および逸失利益が生じた場合、当社およびフォーティネットジャパン株式会社は、一切の責任を負いません。また、一切の補償・賠償もいたしません。

## 第3章 迷惑メール対策サービス

### 第21条 サービスの内容

- 1 本迷惑メール対策サービス（以下、本章において「本サービス」といいます）は、フォーティネットジャパン株式会社提供のソフトウェア「Forti Guard Antispam Service」（以下、本章において「本ソフトウェア」といいます）を利用して、利用者にとって不利益であると考えられるメールを判定するサービスです。
- 2 本ソフトウェアは、利用者が送信を要求していない大量のメール、商業目的のメール等、利用者にとって不利益であると考えられるメール（以下「迷惑メール」といいます）のタイトル、送信者、メールの内容等を、自動的かつ機械的にチェックし、本ソフトウェアが迷惑メールと判定したメールには、受信メールの件名に [meiwaku] と付加します。
- 3 本サービスは、「ogaki.tv.ne.jp」「octn.jp」および当社ホスティングサービスの全メールアドレスに対し、無料で付加されるサービスです。

### 第22条 迷惑メール防止措置

- 1 当社は、利用者による迷惑メールの受信等を回避することを目的として、次に定める措置を講じることができるものとします。
  - (1) 利用者へ送信された電子メールの送信元 IP アドレスが、当社が判断する迷惑メールのいずれかの送信元 IP アドレスと一致するか機械的に判別すること
  - (2) 前項の判別の結果、当社が判断する迷惑メールのいずれかの送信元 IP アドレスと一致した場合、当該 IP アドレスから送信される電子メールの受信を拒否すること

### 第23条 責任の制限

- 1 当社は、本ソフトウェアが有する機能、性能、およびその他の仕様の範囲で本サービスを提供するものとし、利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、次に定める場合を含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にも一切保証しません。
  - (1) 本サービスが、利用者の特定の目的に適合すること
  - (2) 本サービスが、利用者の期待する機能および商品の

価値を有すること

- (3) 本サービスに不具合が生じないこと
- 3 本サービスは、すべての迷惑メールにかかる措置について、何ら保証するものではありません。
- 4 本サービスの利用に起因して、利用者またはその他の第三者に、何らかの損害および逸失利益が生じた場合、当社およびフォーティネットジャパン株式会社は、一切の責任を負いません。また、一切の補償・賠償もいたしません。

## 第4章 マカフィー®セキュリティサービス

### 第24条 申込みの方法

- 1 本サービスの利用を希望する利用者（以下「利用希望者」といいます）は、第1章「インターネットオプションサービス」第5条「利用契約の成立」の規定に基づき、当社に利用契約を申し込むものとします。

### 第25条 サービスの内容

- 1 マカフィー®セキュリティサービス（以下、本章において「本サービス」といいます）は、マカフィー株式会社の「マカフィー®マルチアクセス」（以下、本章において「本ソフトウェア」といいます）を月額利用できるサービスです。
- 2 本サービスには、次の機能があります。
- (1) ウイルス・スパイウェア防御  
ウイルスやスパイウェアを検疫、削除する。
  - (2) インターネット防御  
インターネットからの不正アクセスを防ぎ、ハッカーやネットワークワームからコンピュータを守る。
  - (3) スпам制御  
受信したメールを監視。スパムと判断された電子メールはタグを付けられ、独立したスパムフォルダに格納することができる。
  - (4) ベアレンタルコントロール  
子どもに見せたくない有害なサイトへのウェブアクセスを遮断する。
- 3 本サービスは、当月の月初から月末までの1か月間を利用単位とし、特に申し出のない場合は、自動継続するものとします。
- 4 本サービス契約完了月内の利用料金は発生しませんが、解約はできません。
- 5 本サービスは、1ライセンスでインターネット端末が最大3台まで利用できます。

### 第26条 利用の休止

- 1 利用者は、本サービスの利用を一時休止することはできません。
- 2 インターネット接続サービスの利用の休止または停止中の本サービスの取り扱いは、次の各号に規定する通りです。
- (1) 本サービスは利用することができます。
  - (2) 本サービスの利用料金が発生します。インターネット接続サービス休止または停止中の本サービスの利用料金は、1日時点でのインターネット接続サービス

利用コースに基づき、請求いたします。

### 第27条 利用者が行う契約の解除（解約）

- 1 利用者は、契約を解除（以下、利用者による契約の解除を「解約」といいます）しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに、当社所定の方法で、あらかじめ当社に届け出るものとします。

### 第28条 契約終了時の処置

- 1 利用者は、解除により利用契約が終了する場合、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
- 2 月途中で解約の申し出があった場合、解約希望日の属する月までの利用料金を利用者にお支払いいただきます。日割計算はいたしません。
- 3 当社は、解除により利用契約が終了する場合であっても、初期費用、および利用料金は返還しないものとします。
- 4 第25条「サービスの内容」第4項の規定に基づき、サービス開始月の翌月末まで解約することはできません。
- 5 本サービスの契約終了に伴い、当社は、本サービス提供のために取得または登録等したデータを、すべて消去できるものとします。

### 第29条 利用料金

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、別に定める利用料金を当社が指定する方法で、利用者に請求します。
- 2 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定月の1か月前までに加入者に通知します。

### 第30条 利用料金の計算

- 1 利用料金は、1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても、1か月分をお支払いいただきます。
- 2 初期費用および手数料等が発生した場合は、前項の金額に合算するものとします。

### 第31条 料金の支払い方法

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、別に定める利用料金を、次に定める通りに請求いたします。加入者は、当月請求分の利用料金等を当社が別に定める指定期日に、当社が指定する方法でお支払いいただきます。
- (1) 利用料金  
当月の利用料金を翌月に請求いたします。
  - 2 次の各号に規定する債務が発生した場合、当社はこれ前項に規定する利用料金に合算して請求します。ただし、利用者が、料金の一部を別の管理会社等に請求するよう指示する場合は、それを認め、その管理会社等に当社から請求するものとします。
    - (1) 第33条「延滞金」に定める延滞金

(2) その他、本サービスにかかわる債務

- 3 当社は利用者に対し、請求書および領収書の発行を行いません。ただし、利用者より発行の請求を受け、別表に定める発行手数料金のお支払いを了解いただいた場合は、この限りではありません。

### 第 32 条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた利用者は、その免れた額のほか、免れた額の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければなりません。

### 第 33 条 延滞金

- 1 利用者は、利用料金およびその他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年利 14.5% の延滞金を、当社が別に定める方法で、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第 34 条 消費税

- 1 消費税法（1988 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課されるときは、利用者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。

### 第 35 条 免責事項

- 1 当社は、本サービスの内容について、その安全性、正確性、確実性、有用性、特定目的の適合等について、一切保証しません。
- 2 本サービスに関して、利用者および第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
- 3 利用者は、自己の責任に基づいて本サービスを利用するものとし、本サービスの選択、設定、利用結果等について、すべての責任を負うものとします。
- 4 本サービスまたはドキュメントの使用、サポートサービス、ならびに次項に規定する事由等によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因して、利用者および第三者に生じた一切の損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 5 当社は、利用者が次の各号に該当する場合は、サポートの義務を負いません。
  - (1) 当社が定める手続きに従った利用申込を行っていない場合
  - (2) 当社が定める動作環境（日本語以外のオペレーションシステムを含む）を満たしていない場合
  - (3) 日本語以外の言語で問合せをされた場合
  - (4) 当社へ対価を支払うことなく、本サービスを利用している場合

### 第 36 条 本サービスに関する情報の取得

- 1 利用者は、本サービスの利用に関する情報を、自動的または利用者の操作により、当社またはマカフィー株式会社へ送信されることを事前に承諾するものとします。

### 第 37 条 知的財産権

- 1 本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ、ロゴ、その他一切の知的財産権およびその他一切の権利は、当社または当社に許諾した第三者に独占的に帰属します。

### 第 38 条 附則

- 1 本規約は、2019 年 10 月 1 日から施行します。

# インターネット接続サービス別表

## 1. コース別利用料金

利用料は、加入促進のため割引することがあります。

### 1 戸建向けサービス

- ・ ジュニア
  - » 利用料金 …………… 940 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
  - \* 「ジュニア」へのコース変更受付終了
- ・ エントリー 1
  - » 利用料金 …………… 2,000 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ エコノミー 10
  - » 利用料金 …………… 3,000 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ プレミアム 12
  - » 利用料金 …………… 3,200 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ プレミアム 15
  - » 利用料金 …………… 3,200 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ スーパー 30
  - » 利用料金 …………… 3,600 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ スーパー 160
  - » 利用料金 …………… 4,500 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ 光エントリー
  - » 利用料金 …………… 2,000 円（税別）／月
  - \* 利用は当社が指定した加入者に限る
  - \* 他コースへ変更後は、再利用不可
- ・ 光 50
  - » 利用料金 …………… 3,000 円（税別）／月
- ・ 光 300
  - » 利用料金 …………… 3,600 円（税別）／月
- ・ 光 1G
  - » 利用料金 …………… 4,500 円（税別）／月
- ・ 光 10G
  - » 利用料金 …………… 6,200 円（税別）／月

### 2 集合住宅向けサービス

- ・ 5M（集合住宅限定プラン）
  - » 利用料金 …………… 2,000 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ 光 5L
  - » 利用料金 …………… 2,000 円（税別）／月
  - \* 利用は、当社が指定した加入者に限る

\* 他コースへ変更後は、再利用不可

- ・ 30M（集合住宅限定プラン）
  - » 利用料金 …………… 3,600 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ 光 30L
  - » 利用料金 …………… 2,800 円（税別）／月
  - \* 利用は、当社が指定した加入者に限る
  - \* 他コースへ変更後は、再利用不可
- ・ ベーシック 160
  - » 利用料金 …………… 3,800 円（税別）／月
- ・ 光 50
  - » 利用料金 …………… 3,000 円（税別）／月
- ・ 光 300
  - » 利用料金 …………… 3,600 円（税別）／月
- ・ 光 1G
  - » 利用料金 …………… 4,500 円（税別）／月
- ・ 光 10G
  - » 利用料金 …………… 6,200 円（税別）／月

### 3 法人向けサービス

- ・ SOHO
  - » 利用料金 …………… 6,600 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ ビジネス
  - » 利用料金 …………… 12,000 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ スーパービジネス
  - » 利用料金 …………… 21,000 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ ビジネスパック 30
  - » 利用料金 …………… 22,000 円（税別）／月
  - \* 新規受付終了
- ・ 光 SOHO
  - » 利用料金 …………… 6,600 円（税別）／月
- ・ 光ビジネス
  - » 利用料金 …………… 12,000 円（税別）／月
- ・ 光スーパービジネス
  - » 利用料金 …………… 30,000 円（税別）／月

## 2. コース別提供地域および条件

### 1 ジュニア

- ・ 提供地域 …………… 大垣市一部地域
- ・ 利用条件 …………… 当社有料放送サービス加入者

## 2 エントリー1 / エコノミー10 / プレミアム12 / プレミアム15 / スーパー30 / スーパー160

- ・ 提供地域 …………… 大垣市一部地域
- ・ 利用条件 …………… 一戸建て

## 3 光50 / 光300 / 光1G

- ・ 提供地域 …………… 全域
- ・ 利用条件 …………… 一戸建て・当社対応集合住宅

## 4 光10G

- ・ 提供地域 …………… 大垣市（墨俣町を除く）・池田町・神戸町
- ・ 利用条件 …………… 一戸建て・当社対応集合住宅

## 5 光エントリー

- ・ 提供地域 …………… 全域
- ・ 利用条件 …………… 一戸建て

## 6 5M（集合住宅限定プラン） / 30M（集合住宅限定プラン） / ベーシック160

- ・ 提供地域 …………… 大垣市一部地域
- ・ 利用条件 …………… 当社対応集合住宅

## 7 光5L / 光30L

- ・ 提供地域 …………… 全域
- ・ 利用条件 …………… 当社対応集合住宅

## 8 SOHO / ビジネス / スーパービジネス / ビジネスパック30

- ・ 提供地域 …………… 大垣市一部地域

## 9 光SOHO / 光ビジネス / 光スーパービジネス

- ・ 提供地域 …………… 全域

## 3. 諸費用

### 1 初期工事費

工事費は、加入促進のため割引することがあります。

- ・ 通信サービス基本工事費 [光] …………… 24,000円（税別）  
\* 一戸建て住宅にインターネット接続サービスのみを導入する場合の標準の工事費
- ・ 通信サービス基本工事費 [集合住宅] …… 15,000円（税別）  
\* 当社対応集合住宅にインターネット接続サービスのみを導入する場合の標準の工事費
- ・ 法人サービス標準工事費 …………… 実費

## 2 契約内容変更（コース変更を含む）

- ・ 変更手数料 …………… 1,000円（税別）
- ・ モデム交換 …………… 3,000円（税別）
- ・ 光導入工事費 …………… 実費

## 3 落雷・加入者の過失による故障

- ・ モデム / D.ONU
  - » 機器修理 …………… 実費
  - » 全損 …………… 実費

## 4 休止

- ・ 休止手数料 …………… 1,000円（税別）
- ・ 休止期間中利用料金 …………… 500円（税別）
- ・ 引込線仮外し・巻取工事費 …………… 5,000円（税別）
- ・ モデム / D.ONU 撤去費 …………… 3,000円（税別）

## 5 その他移設等

- ・ 移設工事費 …………… 実費
- ・ 同軸導入工事費 …………… 実費

## 6 解約

- ・ 解約手数料 …………… 3,000円（税別）

## 4. 追加サービス

### 1 電子メール受付完了書類再発行

- ・ 郵送料 …………… 500円（税別）

### 2 発行手数料

- ・ 請求書 …………… 76円（税別） / 1通
- ・ 領収書 …………… 76円（税別） / 1通

### 3 IPアドレス

- ・ 追加（2個まで） …………… 300円（税別） / 個・月  
\* DHCPでグローバル1個は無料  
\* IPアドレスの追加は2個までです。ジュニア、エントリー1、光エントリー、5M（集合住宅限定プラン）、光5L、および法人向けサービスでは追加することができません。
- ・ 固定（1個） …………… 3,000円（税別） / 個・月  
\* 光ビジネスおよび光スーパービジネス限定  
\* 固定IP1個と8個を同時に利用することはできません
- ・ 固定（8個） …………… 9,000円（税別） / 8個・月  
\* 光ビジネスおよび光スーパービジネス限定  
\* 固定IP1個と8個を同時に利用することはできません

### 4 メール

- ・ アカウント追加（4個目～） …………… 200円（税別） / 個・月  
\* 3個までは無料

\* ジュニア、エントリー1、光エントリー、5M（集合住宅限定プラン）、光5Lの無料メールアドレスは1個です。

\* ジュニアではメールアドレスを追加することはできません。エントリー1、光エントリー、5M（集合住宅限定プラン）、光5Lでは、2個目以降から毎月200円/個必要です。

・ 転送 ..... 無料

・ メールサーバでの保存期間 ..... 90日

\* 当社メールサーバで預かったメールは、90日を過ぎると自動的に削除されます。定期的に受信してください。

# OCT WiMAX サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、この「OCT WiMAX サービス契約約款（以下「約款」といいます）」を定め、これにより OCT WiMAX サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
- 前項のほか、当社は本サービスに付帯するサービスを、本約款により取り扱います。
- 当社は、本約款で「当社が別に定める」としている事項を閲覧に供します。

### 第2条 約款の変更

- 当社は本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 特に必要があるときには、当社は本約款に特約を付することができます。
- 当社は、「電気通信事業法施行規則（1985年郵政省令第25号）」第22条2の3第1項第1号に定める変更を行う場合、変更後の内容およびその効力発生時期を、次のいずれかの方法で説明します。
  - 当社ホームページへの掲示
  - 当社が適当であると判断する方法
- 変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力が生じ、それ以前の約款はその時点で効力を失うものとします。

### 第3条 国内法への準拠

- 本約款の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 本契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 用語の定義

- 本約款において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。
  - 電気通信設備  
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
  - 電気通信サービス  
電気通信設備を使用して、第三者との通信を相互に媒介すること、および電気通信設備を第三者に提供すること。
  - 電気通信回線設備  
送信場所と受信場所との間を接続する伝送路設備、

交換設備、および付属設備。

- 電気通信事業者  
「電気通信事業法」第10条第1項の規定に基づいて登録を受けた者、または同法第16条第1項に基づいて届出をした者。
- 提携事業者  
次のいずれかの事業者。
  - KDDI 株式会社
  - UQ コミュニケーションズ株式会社
  - 沖縄セルラー電話株式会社
- 端末機器  
次のすべての条件を満たす配線設備と端末機器の総称。
  - 同一構内（これに準ずる区域内を含む）または同一建物内に終始すること
  - 電気通信回線設備の一端に接続されること
- 自営電気通信設備  
当社以外の者が設置する電気通信設備（端末設備を除く）。
- 無線機器  
本サービスにかかわる契約に基づいて使用される、アンテナ設備および無線送受信装置付きの端末設備または自営電気通信設備。
- 無線基地局設備  
無線機器との間で電波を送受するための次の電気通信設備。
  - WiMAX2+ 基地局設備  
「無線設備規則」第49条の29に定める条件に適合し、提携事業者が設置する無線基地局設備（以下「WiMAX2+ 基地局設備」といいます）
  - 5G 基地局設備
    - 「電波法施行規則」第3条第1項第8号に定める業務のために提携事業者が設置する無線基地局設備のうち、「電気通信事業報告規則（1988年郵政省令第46号）」に定める第5世代移動通信システムによるもの。
    - 「無線設備規則」第49条の29の2に定める条件に適合し、提携事業者が設置する無線基地局設備。
  - 「電気通信事業報告規則」に定める3.9～4世代移動通信システムによる無線基地局設備で、「電波法施行規則」第3条第1項第8号に定める業務を行うためのもの。
  - LTE 基地局設備  
前号のうち、提携事業者が設置する無線基地局設備。
- UQ 通信網

- 主としてデータ通信の用に供することを目的とし、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備。
- (11) OCT WiMAX+5G サービス  
KDDI 株式会社提供の UQ 通信サービスを利用した WiMAX2+ 通信・サービス LTE 通信・5G 通信サービス。加入者が指定する無線機器との間に、当社が電気通信回線を設定・提供する。
- (12) 契約者回線  
無線基地局設備と本サービス加入者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線。
- (13) サービス取扱所  
本サービスに関する業務を行う当社の事業所、および当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所。
- (14) 契約  
この約款に基づき、当社から本サービスの提供を受ける資格を得るための契約。
- (15) 加入者  
当社と本サービスの契約を締結している者。
- (16) UIM カード  
電話番号やその他の情報を記録した IC カード。当社から加入者に貸与され、無線機器に装着して使用する。
- (17) OCT WiMAX UIM カード  
当社から OCT WiMAX 加入者に貸与される、OCT WiMAX 専用 UIM カード。
- (18) 提供開始日  
契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日、または当社が提供を開始したものとみなす次のいずれかの日。  
・ UQ 通信網設定完了日から一定期間が経過した日  
・ 加入者がその契約者回線を最初に利用した日
- (19) インターネット接続サービス  
本サービスにかかわる無線基地局設備を経由して、インターネットへの接続を可能とする電気通信サービス。
- (20) IP アドレス  
インターネットプロトコルとして定められているアドレス。
- (21) セッション  
当社または提携事業者の電気通信設備において、無線機器にかかわる IP アドレスの割り当てを維持している状態。
- (22) グローバル IP アドレス  
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター、およびその他 IP アドレスを管理・指定する事業者が割り当てる IP アドレス。
- (23) プライベート IP アドレス  
グローバル IP アドレス以外の IP アドレス。
- (24) WiMAX2+ 通信  
契約者回線による通信のうち、WiMAX2+ 基地局設備と無線機器との間に設定されるもの。
- (25) 5G 通信  
契約者回線による通信のうち、5G 基地局設備と無線機器との間に設定されるもの。
- (26) LTE 通信  
契約者回線による通信のうち、LTE 基地局設備と無線機器との間に設定されるもの。
- (27) 消費税相当額  
「消費税法（1988 年法律第 108 号）」および同法に関する法令の規定に基づいて課税される消費税の額、ならびに「地方税法（1950 年法律第 226 号）」および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
- (28) 消費税額  
税抜額に消費税相当額を加算した額。
- (29) 電話ユニバーサルサービス料  
「第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）（2002 年総務省令第 64 号）」によって算出された額に基づいて定める料金。電気通信事業法に定める、第一号基礎的電気通信役務提供確保負担金に充てられる。
- (30) ブロードバンドユニバーサルサービス料  
「第二号基礎的電気通信役務の提供にかかる第二種交付金および第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）」により算出された額に基づいて当社が定める料金。事業法に定める第二号基礎的電気通信役務提供料金月の末日において OCT モバイル契約を締結している場合  
確保負担金に充てられる。
- (31) 電話リレーサービス料  
「第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（2020 年総務省令第 110 号）」によって算出された額に基づいて定める料金。「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（2020 年法律第 53 号）」に定める電話リレーサービス提供確保負担金に充てられる。

## 第 2 章 契約

### 第 5 条 契約の単位

- 1 当社は、加入者回線 1 回線ごとに、1 契約を締結します。
- 2 締結は、同一住所同一世帯につき 1 契約に限ります。

### 第 6 条 申し込みの方法

- 1 本契約の申し込みをするときは、本約款を承認の上、当社が別に定める加入申込書を当社に提出していただきます。
- 2 20 歳未満の方が申し込みをする場合は、法定代理人の同意を必要とします。

### 第 7 条 契約の成立

- 1 本契約は、加入申込者からの申し込みを当社が審査、承諾した時点で成立するものとします。ただし、この時および

この時まで、次のいずれかに該当することが判明した場合は、契約は成立しないものとします。

- (1) 加入者回線設備の設置または保守が、次に定める項目に該当する場合
    - ① 技術上、困難である場合
    - ② 経済的に著しい負担となる場合
  - (2) 加入申込者が、当社が提供する放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービス、およびサービス（以下あわせて「当社サービス」といいます）の約款等に基づいて支払うべき契約上の債務（サービス料金、または工事費等）の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
  - (3) 加入申込者が、当社サービスの利用を停止されている、もしくは第14条『当社が行う契約の解除』を受けたことがある場合
  - (4) 加入申込者が、支払手段として正当に使用することができない利用料金引落口座またはクレジットカードを指定したとき
  - (5) 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
  - (6) 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - (7) 加入申込者が20歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - (8) サービスの提供が、技術上困難である場合
  - (9) 加入申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合
  - (10) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - (11) その他、加入申込者が、本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがある場合
- 2 前項の場合、当社は当社が別に定める「OCT光」サービス提供地域においてのみ本契約を承諾します。契約成立後に当該サービス提供地域外へ転居した場合、本契約は解除され、第15条『契約終了時の処置』に従って手続きするものとします。
  - 3 第1項のいずれかに該当し、本サービスの申し込みを当社が拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。
  - 4 当社は、第1項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
  - 5 当社は、第1項に規定する確認のため、加入申込者に身分証明にかかわる公的書類等の提出を要求することがあります。当該書類が提出されない場合、当社は、承諾を留保または拒絶するものとします。
  - 6 加入申込者は、現在および将来にわたっても第1項第(9)号に該当しないことを確約するものとします。

## 第8条 権利譲渡等の禁止

- 1 加入者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡または貸与することができません。

## 第9条 契約者の地位の承継

- 1 相続、法人の合併または分割により加入者の地位の承継があった場合、次に該当する者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。
  - (1) 相続人
  - (2) 合併後存続する法人
  - (3) 合併もしくは分割により設立された法人
  - (4) 分割により営業を承継する法人
- 2 前項の場合、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として届け出るものとします。代表者を変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 第1項の場合、継承者（新加入者）は前加入者のすべての権利および債務を継承するものとします。
- 5 契約者は、第1項の届出を怠った場合、第10条『加入者情報の変更』第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意するものとします。

## 第10条 加入者情報の変更

- 1 加入者は、その氏名および名称、電話番号、利用料金引落口座またはクレジットカード等、当社へ登録した情報（以下「加入者情報」といいます）に変更などがある場合は、当社の指定する方法で、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、当社は第6条『申し込みの方法』および第7条『契約の成立』の規定に準じて取り扱います。
- 3 加入者が第1項の届出を怠った、または事実と反する届出を行った場合は次の通りとします。
  - (1) 当社に登録されている連絡先に宛てた書面等や連絡が到達しなくても、通常到達すべき時に当該加入者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意するものとします。
  - (2) 前号の場合において、当社はその書面等の送付または連絡に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第11条 契約の有効期限

- 1 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに、当社、加入者のいずれから当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。

## 第 12 条 初期契約解除

- 1 加入者は、本サービスを提供するための機器を設置した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により初期契約解除を申し出ることができます。
- 2 前項の場合、加入者は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、加入者へ請求できないものとし、
  - (1) 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - (2) 手続きに関する手数料
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に明らかに該当すると認められる場合はこの限りではありません。
  - (1) あらかじめ加入申込を撤回する意思をもって加入申込を行った場合
  - (2) 加入申込者の保護を図ることとする本項の意図に反している場合

## 第 13 条 加入者が行う契約の解除

- 1 加入者は、契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の 10 日前までに、当社所定の方法で、あらかじめ当社に届け出るものとします。

## 第 14 条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
  - (1) 第 27 条『サービスの停止』第 1 項の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、加入者が当該利用停止日から 7 日以内に、その事実を解消しない場合
  - (2) 契約時に虚偽の申告をした場合
  - (3) 当社または加入者のいずれの責にもよらない事由により、本施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、サービスを継続できない場合
  - (4) 第 27 条『サービスの停止』第 1 項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合
  - (5) 加入者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合
    - ① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為
    - ② 法的な責任をこえた不当な要求行為
    - ③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為
    - ④ その他、これらに準ずる行為
  - (6) 加入者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の定義は、第 7 条『契約の成立』第 1 項第 (9) 号の定めるところによるものとします）
    - ① 反社会的勢力に属すると判明した場合
    - ② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
    - ③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している

場合

- ④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合
  - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合
  - ⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者
  - ⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合
- (7) 加入者が、本約款に違反した、もしくは違反するおそれがある場合
  - (8) その他、当社の業務遂行上、支障がある場合
- 2 第 1 項の規定により、本契約を解除しようとする場合は、次の各号に定める通りとします。
    - (1) 当社は、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は加入者に催告することなく、ただちに本契約を解除することができるものとします。
      - ① 加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合
      - ② 緊急等、やむを得ない場合
      - ③ 第 1 項第 (3) 号～第 (8) 号に該当する場合
  - 3 加入者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

## 第 15 条 契約終了時の処置

- 1 解除により本契約が終了する場合は、次の各号に定める通りです。
  - (1) 加入者は、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
  - (2) 当社は、利用料金は返還しないものとします。

## 第 3 章 サービスの内容

### 第 16 条 通信の種類

- 1 本サービスには、次の各号に規定する通信モード（当社が指定する仕様準拠した無線機器の設定）があります。
  - (1) スタンダードモード
  - (2) プラスエリアモード（オプションサービス）
- 2 前項の各通信モードでは、別に定められた区域内で次の各号に規定する通信を利用することができます。
  - (1) WiMAX2+ 通信
  - (2) 5G 通信
  - (3) LTE 通信
- 3 前項の区域は、所定の Web サイト (<https://www.uqwimax>).

jp/mobile/area/map/gifu/)に掲載します。

- 4 当社は、第1項第2号に規定するプラスエリアモードをオプションサービスとして次の通りに提供します。
  - (1) 当社は、加入者から請求があった場合、基本料金以外に別途有料でプラスエリアモードを提供します。
  - (2) 当社は、本サービスの利用の一時中断があったときは、プラスエリアモードの利用の一時中断を行います。
- 5 本サービスについて別表に特段の利用地域および条件の定めがあるものは、その定めによるものとします。
- 6 本サービスはベストエフォートで提供しています。通信速度や到達性については、一切保証いたしません。

## 第17条 通信の条件

- 1 本サービスは、当社所定のWebサイトで定めるサービス区域内に在圏する場合に限り、通信可能です。ただし、次に該当する場合は、サービス区域内であっても通信がとれないことがあります。
  - (1) 屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等、電波の伝わりにくいところ
  - (2) 当社が技術上またはその他やむを得ない理由により、事前通知なしに無線基地局設備の移設または減設等を行う場合
- 2 本サービスにかかわる通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルにかかわる伝送速度を保証するものではありません。
- 3 本サービスにかかわる伝送速度は、通信状況、通信環境、およびその他の要因により変動するものとします。
- 4 加入者は、1の契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信をとることはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めによります。
- 5 本サービスで送受信された情報等は、電波状況等により破損または滅失することがあります。この場合、当社は、一切の責任を負いません。
- 6 無線機器には、プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスのいずれかを当社が動的に割り当て、使用します。

## 第18条 インターネット接続サービスの利用

- 1 加入者はインターネット接続サービスを利用することができます。
- 2 インターネット接続サービスの提供により生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

## 第4章 UIMカード

### 第19条 OCT WiMAX UIMカードの貸与

- 1 当社は加入者に、1契約につき、OCT WiMAX専用UIMカードを1枚貸与します。
- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することが

あります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。

### 第20条 情報の登録と消去

- 1 当社は、UIMカードを貸与する場合、本契約に紐づくUIMカードに電話番号およびその他の情報を登録します。
- 2 当社は次の場合には、OCT WiMAX UIMカードに登録された電話番号およびその他情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負いません。
  - (1) 当該UIMカードの貸与にかかわる契約の解除があったとき。
  - (2) UIMカードの変更、またはその他の事由により当該UIMカードを利用しなくなったとき。
- 3 加入者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従い、OCT WiMAX UIMカードに切り込みを入れ、破棄します。

### 第21条 UIMカードの管理責任

- 1 加入者は、当社から貸与されているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理します。
- 2 UIMカードの盗難、紛失または毀損が生じた場合、加入者は速やかに当社に届け出ます。
- 3 加入者以外の者がUIMカードを利用した場合でも、当社は当該UIMカードを貸与されている加入者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、UIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負いません。

## 第5章 無線機器

### 第22条 無線機器に異常がある場合等の検査

- 1 契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合、およびその他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合は次のとおりです。
  - (1) 当社は必要に応じ、加入者に当該無線機器の接続について、技術基準等の適合検査を受けるよう求めることがあります。
  - (2) 前号の場合加入者は、正当な理由がある場合、およびその他「電気通信事業法施行規則」第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
- 2 当前項の検査を行う場合、当社の担当者は所定の証明書を提示します。
- 3 第1項に規定する技術基準等の検査結果が不適合の場合、加入者は当該無線機器での契約者回線への接続を取り止めるものとします。

### 第23条 電波発射停止命令発令時の取り扱い

- 1 加入者回線に接続されている無線機器について、総務大臣が「電波法（1950年法律第131号）」の規定に基づいて、電波発射の臨時停止を命じた場合は次のとおりです。

- (1) 加入者は、当該無線機器の使用を停止するものとします。
  - (2) 加入者は、当該無線機器が「無線設備規則」に適合するよう、修理などを行うものとします。
- 2 前項の修理などが完了した場合、正当な理由がある場合を除き、加入者は「電波法」の規定に基づく検査などを受けるものとします。
- 3 前項の検査などの結果、端末設備が「無線設備規則」に適合していると認められないときは、加入者は契約者回線への当該無線機器の接続を取りやめるものとします。

#### 第24条 電波法に基づく検査

- 1 第23条『電波発射停止命令発令時の取り扱い』に規定する検査のほか、電波法に基づく無線機器の検査を受ける場合は、同第23条第2項および第3項の規定に準ずるものとします。

### 第6章 休止、中止、および停止等

#### 第25条 利用の休止

- (1) 本サービスを休止することはできません。

#### 第26条 サービスの中止

- 1 当社は次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。
- (1) 当社または提携事業者の電気通信設備の保守上または工事上、やむを得ない場合
  - (2) 天災事変等の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合
  - (3) 本施設の障害等、やむを得ない事由があるとき
  - (4) 第28条『通信利用の制限』の規定により、通信利用を中止する場合
  - (5) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときには、別に定める方法により、あらかじめその旨を接続者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第27条 サービスの停止

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの一部または全部の利用を停止することができます。ただし、第(1)号および第(2)号の停止期間は、料金およびその他の債務のお支払いを当社が確認できるまでとします。
- (1) 当社と契約するすべてのサービスの料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 当社と契約するすべてのサービスの料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事業を行う事業所以

外で支払われた等、当社がその支払いの事実を確認できないとき

- (3) 本施設の保守上または工事上、やむを得ないとき
- (4) 契約の申し込みにあたり、当社所定の書面に、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
- (5) 第10条『加入者情報の変更』の規定に違反した場合
- (6) 第10条『加入者情報の変更』の規定により届け出た内容が事実と反することが判明した場合
- (7) 第10章『禁止事項』の規定に違反した場合
- (8) 加入者が第22条『無線機器に異常がある場合等の検査』の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだ場合
- (9) 第23条『電波発射停止命令発令時の取り扱い』または第24条『電波法に基づく検査』の規定に違反した場合
- (10) 違法に、または明らかに、公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断したとき
- (11) その他、本約款の規定に違反し、本サービスに関する当社の業務の遂行、または本施設に著しい支障をおよぼす、もしくはおぼすおそれがある行為をしたとき

- 2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を加入者に通知します。ただし加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

#### 第28条 通信利用の制限

- 1 当社は、通信が著しく輻輳し、全通信を接続できなくなったときは、次のために必要な緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱います。
- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生、または発生するおそれがある場合の災害の予防
  - (2) 救援、交通、通信、電力の供給確保または秩序の維持
  - (3) 公共の利益
- 2 当社は、前項の場合、次の各号に定める機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。なお当該機関は、「事業法施行規則」第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関に限るものとします。
- (1) 気象機関
  - (2) 水防機関
  - (3) 消防機関
  - (4) 災害救助機関
  - (5) 秩序の維持に直接関係する機関
  - (6) 防衛に直接関係する機関
  - (7) 海上の保安に直接関係する機関
  - (8) 輸送の確保に直接関係する機関
  - (9) 通信役務の提供に直接関係する機関
  - (10) 電力の供給確保に直接関係する機関

- (11) 水道の供給確保に直接関係する機関
  - (12) ガスの供給確保に直接関係する機関
  - (13) 選挙管理機関
  - (14) 新聞社等の機関
  - (15) 金融機関
  - (16) その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関
- 3 当社は、前項に定める場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
- (1) 通信が著しく輻輳する場合の、通信時間または特定地域の契約者回線にかかわる通信
  - (2) 次に該当する場合の、当該契約者回線に関わる通信帯域
    - ① 当社または提携事業者の電気通信設備で取り扱う総通信量に対して過大と認められる等、当社または提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、またはそのおそれがある場合
    - ② 当社または提携事業者の、他の契約者回線への電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、またはそのおそれがあると当社が認めた場合
  - (3) 当社または提携事業者が次に該当すると判断した無線機器が接続された契約者回線を用いた通信
    - ① 窃盗、詐欺等の犯罪行為、もしくははその他法令に違反する行為により取得されたと無線機器
    - ② 当社もしくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含む）の履行がなされていないと判断した無線機器
  - (4) 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報）で指定された接続先との間の通信
- 4 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し、当社または提携事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合は、当該通信を切断することがあります。
- 5 当社または提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合、本サービスを円滑に提供するため、OCT WiMAX サービス契約者回線のデータ通信の伝送速度を制限することがあります。
- 6 1 料金月において、1 契約者回線にかかわる通信の総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含む。以下「累計課金対象データ量」といいます）の上限（以下「総量速度規制データ量」といいます）は、32,212,254,720Byte（30GB）までとします。
- 7 前項に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、当該契約者回線にかかわる通信の伝送速度を最高128kbpsに制限します（以下「総量速度規制」といいます）。ただし、スタンダードモードによる通信についてはこの限

りではありません。

## 第7章 料金等

### 第29条 支払い義務

- 1 加入申込を承諾された加入者は、次の各号に規定する料金を支払わなければなりません。
- (1) 端末代金
  - (2) 利用料金
  - (3) 手続きに関する料金
  - (4) その他料金
- 2 第26条『サービスの中止』および第27条『サービスの停止』の規定により、本サービスの提供が中止または停止された場合は、次の各号の規定の通りです。
- (1) 中止および停止期間中は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
  - (2) 加入者は、当社に対し、中止および停止期間中の本サービスにかかる料金をお支払いいただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第43条『免責事項』に定める場合を除き、加入者は本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料金の支払いを要します。

### 第30条 利用料金

- 1 本サービスには、次の各号に定める利用料金があります。
- (1) 基本使用料金  
別表に規定する1契約あたりの基本使用料金は、当該契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日の属する月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間を対象とします。
  - (2) オプションサービス利用料金  
別表に規定する1契約あたりのオプションサービス利用料は、当該契約に基づいて当社がオプションサービスの提供を開始した日の属する月から起算して、オプションサービス利用の解除があった日の属する月までの期間を対象とします。
- 2 利用料金は次のとおりに計算します。
- (1) 基本使用料金
    - ① 本サービスの提供が開始された月の翌月1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても1か月分をお支払いいただきます。
    - ② 本サービスの課金開始日が属する料金月は無料とします。ただし、本サービスを解除した料金月については、この限りではありません。
  - (2) オプションサービス利用料金  
1日から末日までの1か月を単位として計算し、利用期間が1か月に満たない場合であっても1か月分をお支払いいただきます。
- 3 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合、第1項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 4 本条により計算された請求額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額）に基づき計算した額

と異なる場合があります。

- 5 当社は加入促進のため、地域、期間、ならびに本サービスの種類を限定して、特別料金を設定することがあります。
- 6 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定月の1か月前までに加入者に通知します。

#### 第31条 電話ユニバーサルサービス料

- 1 料金月の末日が経過した時点で本サービスの提供を受けていた場合にお支払いいただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスにかかわる電話番号がM2M等専用番号である場合はこの限りではありません。
- 3 加入者は、電話ユニバーサルサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合、その変動に応じて当社が電話ユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
- 4 電話ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。

#### 第32条 ブロードバンドユニバーサルサービス料

- 1 料金月の末日が経過した時点で本サービスの提供を受けていた場合にお支払いいただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスにかかわる電話番号がM2M等専用番号である場合はこの限りではありません。
- 3 加入者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合、その変動に応じて当社がブロードバンドユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
- 4 ブロードバンドユニバーサルサービス料の日割りは行いません。

#### 第33条 電話リレーサービス料

- 1 料金月の末日が経過した時点で本サービスの提供を受けていた場合にお支払いいただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスにかかわる電話番号がM2M等専用番号である場合はこの限りではありません。
- 3 加入者は、電話リレーサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
- 4 電話リレーサービス料の日割りは行いません。

#### 第34条 手続きに関する料金

- 1 加入者が本サービスにかかわる次の請求をし、当社にその承諾を受けた場合にお支払いいただきます。
  - (1) 契約の申し込み
  - (2) 手続きを要する請求
- 2 前項の規定にかかわらず、手続きの着手前に当該契約を解除または当該請求を取り消した場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合、すでにその料金が支払われているときは、当

社はその料金を返還します。

#### 第35条 料金等の請求および支払い

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、別に定める各費用を、次の各号に定める通りに請求いたします。加入者は、当月請求分の利用料金等を当社が別に定める指定期日に、当社が指定する方法でお支払いいただきます。
  - (1) 初期費用  
設置翌月または翌々月に請求いたします。
  - (2) 利用料金（オプションサービス等の利用料金を含む）  
翌月または翌々月に請求いたします。
- 2 次の各号に規定する債務が発生した場合、当社はこれを前項第(2)号に規定する利用料金に合算して請求します。ただし、加入者が、料金の一部を別の管理会社等に請求するよう指示する場合は、それを認め、その管理会社等に当社から請求するものとします。
  - (1) 初期費用
  - (2) 端末代金等
  - (3) 第37条『延滞金』に定める延滞金
  - (4) その他、本サービスにかかわる債務
- 3 当社は加入者に対し、請求書および領収書の発行を行いません。ただし、加入者より発行の請求を受け、別表に定める発行手数料料金のお支払いを了解いただいた場合は、この限りではありません。

#### 第36条 クレジットカード支払い

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカード（以下「加入者指定カード」といいます）で、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者から当社への申し出がない限り、加入者は前項の規定に従い、継続して支払うものとします。また、加入者指定カード発行会社の指示により、当社が加入者指定カード以外のクレジットカードで料金を請求した場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 加入者が当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者指定カード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社は、当社または加入者指定カード会社の判断で、一方的に本手続きを解除できるものとします。

#### 第37条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた加入者は、その免れた額のほか、免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければなりません。

## 第 38 条 延滞金

- 1 加入者は、利用料金およびその他の債務を延滞した場合、当社が別に定める方法により、当社に延滞金をお支払いいただきます。
- 2 当該延滞金は、次の各号の規定の通りに算出します。
  - (1) 支払期日の翌日から支払日までの日数についてを対象とします。
  - (2) 年利 14.5%として算出します。

## 第 39 条 消費税

- 1 「消費税法（1988 年法律第 108 号）」および同法に関する法令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課されるときは、加入者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。
- 2 前号の消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。
- 3 料金、およびその他の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

## 第 8 章 保守

### 第 40 条 維持責任

- 1 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を「事業用電気通信設備規則（1985 年郵政省令第 30 号）」に適合するように維持します。
- 2 加入者は、無線機器を「技術基準」等および「無線設備規則」に適合するよう維持していただきます。

### 第 41 条 加入者の切分責任

- 1 加入者は、無線機器が契約者回線に接続されているにもかかわらず、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、当該無線機器に故障のないことを確認後、当社電気通信設備の調査を請求することができます。
- 2 当社が前項の調査要請を受けた場合、当社が別に定めるサービス取扱所または当社が指定する者が試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
- 3 前項の試験で当社電気通信設備に故障がないと判明した後、加入者の請求で当社の係員を派遣し、無線機器または自営電気通信設備の故障が判明した場合、加入者は派遣に要した費用に消費税等相当額を加算した額を負担するものとします。

### 第 42 条 修理または復旧

- 1 当社電気通信設備が故障または滅失した場合、当社は速やかに修理または復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

## 第 9 章 損害賠償

### 第 43 条 損害賠償

- 1 当社および加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は賠償の責任を負いません。
  - (1) 本サービスの休止、中断、停止、利用の制限等により加入者に損害が生じた場合
  - (2) 自営設備に起因する事故
  - (3) 本サービスにかかわる設備等の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたり、当社の故意または重大な過失によらず、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合
- 3 本サービスを提供すべくにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由により提供をしなかったときは、次の各号をすべて満たす場合に限り、当社は当該加入者に損害を賠償します。
  - (1) 次のいずれかに該当する利用不能の場合
    - ① 本サービスをまったく利用することができない状態
    - ② 当該契約にかかわる電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、まったく利用することができないのと同等の状態
  - (2) 当社が、前号の利用不能状態を認知した時刻から起算して、同状態が 24 時間以上継続した場合
- 4 前項の場合における損害賠償額は、次の各号に定める通りに計算し、その額に限って賠償します。
  - (1) 前項の起算時刻以降の、利用不能状態が続いた時間（24 時間の倍数部分に限る）について、24 時間ごとに 1 日として日数を計算（端数は切り捨て）します。
  - (2) 前号で得られた日数に対する、本サービスにかかる 1 日分の料金の合計額を、発生した損害とみなします。
  - (3) 前号に規定する 1 日分の料金は、当社が別に定める月額利用料金を当月の日数で除して得た額とします。
  - (4) 前号で計算して得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- 5 第 1 項に該当する場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかった時は、第 1 項および第 2 項の規定は適用しません。
- 6 第 3 項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して、3 か月を経過しても加入者からの損害賠償請求がないときは、加入者は損害賠償を受ける権利を失うものとします。
- 7 次の各号に該当する場合、当社は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
  - (1) 加入者が本約款に違反した場合
  - (2) 加入者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

## 第 44 条 免責事項

- 1 当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第 42 条『損害賠償』の規定によるほかは、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
- 3 本約款等の変更により、無線機器または自営電気通信設備の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合は、当社はその改造等に要する費用のうち、変更した規定にかかわる部分に限り負担します。
  - (1) 電気通信事業法に基づき、現に契約者回線に接続されている無線機器または自営電気通信設備の改造等を要する場合
  - (2) 本サービスにかかわる端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、改造を要する場合
- 5 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、およびソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性について、一切保証しません。
- 6 前項に規定する情報等のうち、当社以外の第三者からの提供にかかわるものに起因して生じた損害などについて、当社は一切責任を負いません。
- 7 当社は、加入者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。
- 8 当社は、本規定にて定める以外は、次の各号について一切の責任を負いません。
  - (1) 本サービスの提供、遅滞、変更、中止、廃止
  - (2) 本サービスを通じて登録、提供、収集された加入者の情報の消失
  - (3) その他、本サービスに関連して発生した加入者の損害
- 9 当社は、本サービスが次の各号に照らして瑕疵のないことを一切保証しません。
  - (1) インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準
  - (2) ネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さ
- 10 加入者は前項についてあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
- 11 当社は第 28 条『通信利用の制限』をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負いません。

## 第 45 条 承諾の限界

- 1 当社は、次の各号に該当する場合、加入者からの工事その他の請求を承諾しないことがあります。
  - (1) 加入者が料金その他の債務の支払いを現に怠っている、もしくは怠るおそれがある場合
  - (2) 当該請求を承諾することが技術的に困難、もしくは保守が著しく困難である場合

- (3) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

- 2 前項の場合は、その理由を当該請求者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

## 第 10 章 禁止事項

### 第 46 条 無線事業での利用の禁止

- 1 加入者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業（電気通信事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話または PHS にかかわる電気通信事業）の用に供してはならないものとします。
- 2 加入者は、本サービスを第三者へ再販することはできません。

### 第 47 条 禁止事項

- 1 本サービスにおいて、次の行為は禁止します。
  - (1) 当社または第三者の、次に定める権利等を侵害する、もしくは侵害するおそれのある行為
    - ① 著作権、商標権、特許権等の知的財産権
    - ② 財産、プライバシー、または肖像権等
  - (2) 当社または第三者に対する、次に定める行為
    - ① 差別、誹謗中傷、冒涇、もしくは侮辱する行為
    - ② 不当な差別を助長する行為
    - ③ 当社または第三者の名誉または信用を毀損する行為
    - ④ 第三者に不利益を与える行為
    - ⑤ 詐欺的な手段（フィッシング等の手段を含む）等、本人の同意を得ることなく第三者の個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を取得する行為
  - (3) 次に定める犯罪に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
    - ① 詐欺、または脅迫
    - ② 児童売買春
    - ③ その他犯罪行為、またはそれを誘発、扇動する行為
  - (4) わいせつ、児童ポルノ、または児童虐待にあたる画像、映像、音声、文書等のコンテンツ、およびそれらを収録した媒体（以下「有害情報等」といいます）、に関する次に定める行為
    - ① 有害情報等の販売を想起させる広告の送信、およびアップロード
    - ② 有害情報等の販売
    - ③ 有害情報等の送信、掲載
  - (5) 自殺にかかわる、次に定める行為
    - ① 人を自殺に誘引、または勧誘する行為
    - ② 第三者に危害が及ぶおそれの高い自殺の手段等の紹介
  - (6) 次に定める残虐な内容にかかわる画像、映像、音声、文書等のコンテンツの送信、およびアップロード

- ① 人の殺害現場、傷害現場等
  - ② 死体
  - ③ 動物を殺傷、虐待する行為
  - ④ 暴力行為
  - ⑤ その他、社会通念上、第三者が著しい嫌悪感を抱く内容
- (7) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為の開設、勧誘、および運営
- ① 無限連鎖講（ネズミ講）
  - ② マルチまがい商法
  - ③ その他、訪問販売法違反等、悪質な連鎖販売取引など
- (8) 薬物にかかわるコンテンツに関する、次に定める行為
- ① 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物等の危険ドラッグの濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
  - ② 未承認、もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為
  - ③ インターネット上での販売等が禁止されている医薬品の販売等
- (9) 次に定める違法行為の請負、仲介、または誘引（他人へ依頼することを含む）等、違法行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- ① ストーカー行為
  - ② 児童ポルノの提供
  - ③ けん銃等の譲渡
  - ④ 鉄砲、爆発物の不正な製造
  - ⑤ 公文書偽造
  - ⑥ 殺人
  - ⑦ 脅迫等
  - ⑧ 預貯金口座、および携帯電話等の違法な売買等
  - ⑨ 違法な賭博、ギャンブルを行わせる、または勧誘する行為
- (10) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動、またはこれに類似する行為
- (11) 広告にかかわる、次に定める行為
- ① 販売、または頒布目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
  - ② 貸金業の営業登録なしに、金銭貸付の広告を行う行為
- (12) 無断で第三者に迷惑メール等の次に定める電子メール等を送信する行為
- ① 広告、宣伝、勧誘のメール
  - ② 社会通念上、第三者が嫌悪感を抱く、もしくは抱くおそれのあるメール
- (13) 事実に反する情報を送信・掲載する行為
- (14) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する、もしくは第三者が受信可能な状態におく行為
- (15) 不正アクセスまたは不正アクセス行為を助長する行為
- (16) 本サービスの利用、運営、設備またはネットワークに関する、次に定める行為
- ① 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ② 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為（当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く）
  - ③ ID等を加入者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買するなどの行為
  - ④ 本サービスにより利用し得る情報を改ざん、もしくは消去する行為
  - ⑤ 他の加入者の統計的な平均利用通信量を著しく上回る大量の通信を継続して発生させ、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
  - ⑥ 当社の電気通信設備に権限なくアクセスしようとする行為（偽装のために、メールヘッダーなどを細工する行為を含む）
  - ⑦ 本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する電気通信設備、電気通信回線、電子計算機、およびその他の機器・ソフトウェア）や第三者の設備等の利用または運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
  - ⑧ その他、本サービスの運営を妨げる行為
- (17) 契約者回線へ接続した位置情報（端末設備の所在にかかわる緯度および経度）を取得可能な端末設備を、所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じることなく他人に所持させる行為
- (18) その他、法令、公序良俗、または慣習に違反する、もしくは違反するおそれのある行為
- (19) 前各号のいずれかに該当する内容についての、次に定める行為
- ① 前各号のいずれかに該当する内容に該当するコンテンツにリンクをはる等、アクセスを助長する行為
  - ② 前各号のいずれかに該当する内容を、不特定多数の者にインターネットを通じて発信させる、もしくは発信させることを助長する行為
- (20) 無線機器についての、次の各に定める行為。ただし、①、②については、天災、事変、その他の事態に際しての保護、または無線機器の接続・保守のために必要がある場合はこの限りではありません。
- ① 直接または間接を問わず、本体、プログラム、ソフトウェアの複製、分解、改造、変造、解析、リバースエンジニアリングなどを行うこと
  - ② 本体に線条その他の導体を接続すること
  - ③ 第三者への貸与、質入れ等の担保設定、および譲渡等
  - ④ 本来の用法によらない方法で使用し、本サービスまたは他の事業者のインターネット接続サービスを不正に受ける、もしくは受けようとする事
  - ⑤ 当社の承諾なしに定められた場所から移動したり、接続変更すること
  - ⑥ その他、当社が不適切と判断した行為
- 2 加入者が前項の規定に違反したと当社が認めた場合は、次

のとおりです。

- (1) 禁止行為に関するすべての責任は、当該加入者に帰属します。当社は一切の責任を負いません。
- (2) 禁止行為により、故意に当社の業務に著しい損害を与えた場合、当該加入者は、当社に賠償しなければなりません。
- (3) 当社は当該加入者に対し、次の措置をとることができます。

① 本契約の解除

解除は、第 14 条『当社が行う契約の解除』に準じて取り扱います。

② 端末接続装置の返還請求

加入者は、当社からの返還請求日より起算して 10 日以内に返却する義務を負います。10 日を経過しても、端末接続装置の返却がない場合は、当社は加入者に端末接続装置の代金相当額を請求できるものとします。

③ 損害賠償請求

- (4) 禁止行為により無線機器および電気通信設備を亡失または毀損した場合、加入者は当社指定期日までにその補充、修繕、およびその他工事等に必要なる費用を支払うものとします。

- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、加入者に何ら催告および通知することなく、当社が保有する当該加入者にかかわるすべての電磁的記録を削除することができるものとします。また、本項に基づく電磁的記録の削除に関し、当社は一切の責任を負いません。
  - (1) 第 1 項で規定する禁止行為
  - (2) 第三者から当社にクレーム、請求、または通知等があり、当社がそれを必要と認めた場合
  - (3) その他、当社サービスの運営および保守管理上必要である場合

## 第 11 章 情報の取扱い

### 第 48 条 情報の管理責任

- 1 加入者は、本サービスの設備または装置の故障による場合を含め、本サービスを利用して送受信する情報の消失防止措置をとるものとします。
- 2 ID 等は加入者がその管理責任を負うものとし、次に該当する場合、加入者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
  - (1) ID 等を紛失した場合
  - (2) ID 等を第三者に知られた場合
  - (3) ID 等を第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合

### 第 49 条 他事業者への通知

- 1 第 13 条『加入者が行う契約の解除』または第 14 条『当社が行う契約の解除』の規定に基づく契約の解除後、加入者が料金およびその他の債務の支払わない場合、当社が加入者にかかわる情報を、電気通信事業者からの請求に基づき

通知することにあらかじめ同意するものとします。

- 2 前項で通知する情報、および電気通信事業者は、当社が個人情報取扱い等について定めたプライバシーポリシーに定めるものに限り、提供します。
- 3 加入者は、提携事業者が本サービスにかかわる料金の割引（当社所定のものに限る）を加入者に案内および提供するために、加入者にかかわる次に定める情報を必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 電話番号
  - (4) 生年月日
  - (5) 締結している契約の内容および契約状況等

### 第 50 条 通信の秘密の保護

- 1 当社は、本サービスの提供に伴って取り扱う通信の秘密を、「電気通信事業法」第 4 条および「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に基づいて保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、使用または保存します。
- 2 当社は、次の各号に規定する場合および範囲において、前項の守秘義務を負いません。
  - (1) 「刑事訴訟法」第 218 条『令状による差押え・捜索・検証』、その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合の、当該法令および令状に定める範囲
  - (2) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律」第 4 条『発信者情報の開示請求等』に基づく開示請求の要件が満たされた場合の、当該開示請求の範囲
  - (3) 通信当事者の同意がある場合
- 3 当社は、加入者が第 10 章『禁止事項』に定める禁止行為に違反して本サービスの提供を妨害した場合において、正当防衛または緊急避難に該当すると認められるときは、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、加入者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

### 第 51 条 加入者にかかわる情報の取扱い

- 1 当社は、加入者にかかわる次の情報を、本規約にかかわる業務の遂行上必要な範囲（当社業務委託先への提供を含む）で利用します。
  - (1) 氏名または名称
  - (2) 電気通信番号
  - (3) 住所または居所
  - (4) 請求書の送付先等
- 2 当社は、本サービスの提供にあたり所得した個人情報を、当社が定める「個人情報の保護と取扱い」に基づいて適正に取り扱います。

## 第 52 条 個人情報の取り扱い

- 1 当社が別途定める「個人情報の保護と取り扱い」に準じます。
- 2 当社は、次の各号に規定する情報を、加入者本人から直接収集、または加入者以外の者から間接に知らされた場合、これを保存することができます。
  - (1) 加入者の営業秘密
  - (2) 加入者または第三者の個人情報で、第 51 条『個人情報の取り扱い』に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」といいます）
- 3 当社は、前項に規定する個人情報等について、次の各号に規定する行為は行いません。
  - (1) 本サービスの提供に必要な範囲をこえて利用すること
  - (2) 加入者本人以外の者へ開示または提供すること
- 4 次の各号に該当する場合は、各号に規定する範囲でのみ、前項の規定は適用されません。
  - (1) 「刑事訴訟法」第 218 条『令状による差押え・捜索・検証』、その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合 ……………  
当該法令および令状に定める範囲
  - (2) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律」第 4 条『発信者情報の開示請求等』に基づく開示請求の要件が満たされた場合 ……………  
当該開示請求の範囲
- 5 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等、法律上の紹介権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合は、第 3 項の規定にかかわらず、個人情報等の照会に応じることができます。

## 第 12 章 雑則

### 第 53 条 第三者に使用させる場合の加入者の義務

- 1 加入者は、その加入契約回線等を家族等、加入者以外の者（法人契約の場合は従業員を含む）に使用させる場合、加入者は次の各号に定める義務および責任を負うものとします。
  - (1) 加入契約回線等を使用する者（以下「使用者」といいます）についても、本約款を遵守させる義務を負うものとします。
  - (2) 使用者の行為について、当社に対して責任を負うものとします。
  - (3) 使用者の当該加入契約回線の使用にかかる費用について、当社に対して支払いの責任を負うものとします。
- 2 使用者が故意または過失にかかわらず、第 10 章『禁止事項』の禁止行為に違反し、当社に損害を被らせた場合、使用者の行為は加入者の行為とみなし、同第 10 章を適用します。

### 第 54 条 協議事項

- 1 本約款に定めのない事項等について、または、本約款の講釈に疑義が生じた場合は、当社と加入者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものと

します。

- 2 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と加入者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
- 3 当社と加入者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、第 3 条『国内法への準拠』第 1 項に従うものとします。

### 第 55 条 附則

- 1 業務契約等の約款については、別に定めるものとします。
- 2 本約款は、2025 年 2 月 1 日から実施します。

# 固定電話サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 規約の適用

- 本規約は、次の各号に規定する者との間における、設備の設置、撤去にかかわる工事、保守、および料金の請求、その他の提供条件等について適用されます。
  - KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）が規定するケーブルプラス電話サービスの契約約款を承諾し、ケーブルプラス電話の提供を受ける者
  - ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）が規定するIP電話サービス契約約款を承諾し、ケーブルラインの提供を受ける者
- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）、KDDIおよびソフトバンクがホームページやその他の手段により通知する利用条件等に関する事項も、本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条 規約の変更

- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、設備の設置、保守、および料金、請求、その他の提供条件等は、変更後の規約によります。
- 当社は、特に必要があるときには、本規約に特約を付することができます。
- 当社は、「電気通信事業法施行規則（1985年郵政省令第25号）」第22条2の3第1項第1号に定める変更を行う場合、当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。

### 第3条 国内法への準拠

- 本規約の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 用語の定義

- 本規約で使用する用語の意味は、次の各号に別段の定めがない限り、ケーブルプラス電話サービス契約約款およびIP電話サービス契約約款で使用する用語の意味に従います。
  - 契約者  
ケーブルプラス電話およびケーブルラインの提供を受けるために必要となる、設備の設置工事契約が成立した申込者。
  - 固定電話サービス  
ケーブルプラス電話、ケーブルライン。

- 終端装置

種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器。通信プロトコルの変換、およびIPルーティング等の機能を有するものを指す。

## 第2章 契約

### 第5条 申込みの方法

- 当社を介して、ケーブルプラス電話およびケーブルラインの提供を受けるために必要となる設備の設置工事を申し込む者（以下「申込者」といいます）は、本規約の内容を承諾の上、次の通り、当社に当該工事を申し込むものとします。
  - ケーブルプラス電話の設備設置工事は、ケーブルプラス電話サービス契約約款の規定に基づいて申し込むものとします。
  - ケーブルラインの設備設置工事は、IP電話サービス契約約款に基づいて申し込むものとします。
- 20歳未満の方が申込みをする場合は、法定代理人の同意を必要とします。

### 第6条 契約の成立

- 契約は、当社が申込者からの申込を承諾し、当社が本規約に基づく設置工事を着工した時に成立するものとします（以下、契約成立後の申込者を「契約者」といいます）。ただし、この着工時または着工時までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、契約は成立しないものとします。
  - 電話接続回線の設置または保守が技術上困難なとき
  - 契約者が、当社サービス約款に基づいて支払うべき契約上の債務（サービス料金、または工事費等）の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
  - 加入申込者が、当社サービスの利用を停止されている、もしくは第13条「当社が行う契約の解除」を受けたことがある場合
  - 加入申込者が、支払手段として正当に使用することができない利用料金引落口座またはクレジットカードを指定したとき
  - 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
  - 本規約等についての、次の各号に該当する、もしくはそのおそれがある場合
    - ケーブルプラス電話申込者が、本規約およびケーブルプラス電話サービス契約約款に違反したことがあるなど、本規約およびケーブルプラス電話サービス契約約款に違反するおそれがある場合
    - ケーブルライン申込者が、本規約およびIP電話サービス契約約款に違反したことがあるなど、本

規約および IP 電話サービス契約約款に違反するおそれがある場合

- (7) 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - (8) サービスの提供が、技術上困難である場合
  - (9) 申込者が 20 歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - (10) 申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合
  - (11) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - (12) その他、申込者が、本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがある場合
- 2 前項のいずれかに該当し、本サービスの申込みを当社が拒絶したときは、申込者に対しその旨を通知します。
  - 3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
  - 4 当社は、第 1 項に規定する確認のため、申込者に身分証明にかかわる公的書類等の提出を要求することがあります。当該書類が提出されない場合、当社は、承諾を留保または拒絶するものとします。
  - 5 申込者は、現在および将来にわたっても第 1 項第 (10) 号に該当しないことを確約するものとします。

#### 第 7 条 申込書記載事項の変更

- 1 契約者は、その氏名および名称、電話番号、利用料金引落口座またはクレジットカード等、当社へ登録した情報に変更などがある場合は、当社の指定する方法で、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、当社は第 5 条「申込みの方法」および第 6 条「契約の成立」の規定に準じて取り扱います。

#### 第 8 条 初期契約解除

- 1 契約者は、本サービスの加入工事が完了した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により初期契約解除を申し出ることができます。
- 2 前項の場合、契約者は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、契約者へ請求できないものとします。
  - (1) 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - (2) 手続きに関する手数料
  - (3) 完了または着工済の工事費
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に明らかに該当すると認められる場合はこの限りではありません。
  - (1) あらかじめ加入申込を撤回する意思をもって加入申込を行った場合
  - (2) 加入申込者の保護を図ることとする本項の意図に反している場合

#### 第 9 条 契約の有効期限

- 1 契約の有効期限は、契約成立日から 1 年間とします。ただし契約期間満了の 10 日前までに、当社、契約者のいずれから当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、引き続き 1 年間の期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。
- 2 集合共同引込の建物内での加入について、建物基本契約が解除された場合は、契約を解除するものとします。

### 第 3 章 サービスの内容

#### 第 10 条 サービスの種類

- 1 当社は、次に規定するサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。ただし、電話サービス別表に特段の利用地域および条件の定めがあるものは、その定めによるものとします。
  - (1) 当社から、ケーブルプラス電話の提供を受けるために必要となる端末設備を契約者に貸与するサービス。ただし、端末設備はケーブルプラス電話サービス契約約款で定めるものとします。
  - (2) 当社から、ケーブルプラス電話の提供を受けるために必要となる端末設備を契約者に貸与するサービス。ただし、端末設備は IP 電話サービス契約約款で定めるものとします。
  - (3) ケーブルプラス電話またはケーブルラインの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込、屋内配線、終端装置の設置に関わる工事、および保守等の一部を行うサービス。
- 2 ケーブルプラス電話とケーブルラインを、同時に利用することはできません。

### 第 4 章 サービスの停止

#### 第 11 条 利用停止

- 1 当社は、次の各号に規定する固定電話サービスの利用停止を行うことがあります。
  - (1) ケーブルプラス電話サービス契約約款第 24 条「ケーブルプラス電話サービスの利用停止」に基づく、ケーブルプラス電話の利用停止
  - (2) IP 電話サービス契約約款第 23 条「利用停止」に基づく、ケーブルプラス電話の利用停止
- 2 前項の利用停止が、支払期日を過ぎても固定電話サービスおよび工事費等を支払わない事由によるものである場合は、当社は、ケーブルプラス電話、ケーブルラインそれぞれの契約約款の定めに従い、次の各号に定める間、本サービスおよび固定電話サービスを停止することがあります。
  - (1) 支払いが完了するまでの間
  - (2) 支払い後、当社が支払いの事実を確認できるまでの間
- 3 当社は前項の規定により、固定電話サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を契約者に通知します。ただし、次の場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

- (1) 緊急等やむを得ない場合
- (2) 契約者の都合により、通知が契約者に到達しない場合

## 第5章 契約の終了

### 第12条 契約者が行う契約の解除（解約）

- 1 契約者は、固定電話サービスの契約を解除（以下、契約者による契約の解除を「解約」といいます）しようとするときは、次に定める通り、あらかじめ当社に届け出るものとします。
  - (1) ケーブルプラス電話の契約の解除  
ケーブルプラス電話サービス契約約款の規定に基づくものとします。
  - (2) ケーブルラインの契約の解除  
IP電話サービス契約約款の規定に基づくものとします。
- 2 前項の規定による解約をしようとする場合、当社は、当社に帰する設備等を撤去します。
- 3 撤去に伴い、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、復旧にかかわる費用は契約者に負担していただきます。

### 第13条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は次の場合には、契約を解除することがあります。
  - (1) 第11条「利用停止」第1項の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、契約者が当該利用停止日から7日以内に、その事実を解消しない場合
  - (2) 契約時に虚偽の申告をした場合
  - (3) 当社または契約者のいずれの責にもよらない事由により、当社設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、サービスを継続できない場合
  - (4) 第11条「利用停止」第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合
  - (5) 本規約等についての、次の各号に該当する、もしくはそのおそれがある場合
    - ① ケーブルプラス電話契約者による、本規約またはケーブルプラス電話サービス契約約款違反
    - ② ケーブルライン契約者による、本規約またはIP電話サービス契約約款違反
  - (6) 契約者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合
    - ① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為
    - ② 法的な責任をこえた不当な要求行為
    - ③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為
    - ④ その他、これらに準ずる行為
  - (7) 契約者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の

定義は、第6条「契約の成立」第1項第(10)号の定めるところによるものとします）

- ① 反社会的勢力に属すると判明した場合
  - ② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
  - ③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している場合
  - ④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合
  - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合
  - ⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者
  - ⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合
  - ⑨ その他、当社の業務遂行上、支障があるとき
- 2 前項の規定により、契約を解除しようとする場合は、次の各号に定める通りとします。
    - (1) 当社は、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は契約者に催告することなく、ただちに契約を解除することができるものとします。
      - ① 契約者の都合により、通知が契約者に到達しない場合
      - ② 緊急等、やむを得ない場合
      - ③ 第1項第(4)号～第(7)号に該当する場合
    - (2) 当社は、当社に帰属する設備、資産等を撤去し、それにかかわる費用を契約者に請求するものとします。
    - (3) 契約者は、別表に記載の解約・解除手数料を支払うものとします。
  - 3 前項第(2)号に該当する撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物、およびその他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
    - (1) 復旧にかかわる費用は、契約者の負担とします。
    - (2) 契約者は、撤去のため当社が契約者の敷地内に入ることを承諾するものとします。
  - 4 契約者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

### 第14条 契約終了時の措置

- 1 契約が終了する場合の処置については、次の各号に定める通りです。
  - (1) 当社は、終端装置を回収します。
  - (2) 契約者は、前号の回収に要する別途当社が定める費

用を負担するものとします。

- 2 前項の回収に伴い、契約者が所有または占有する土地、建物、その他の構築物等の復旧を要する場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 復旧にかかわる費用は、契約者の負担とします。
  - (2) 契約者は、回収のため当社が契約者の敷地内に立ち入ることを承諾するものとします。
- 3 解除により契約が終了する場合は、次の各号に定める通りです。
  - (1) 契約者は、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
  - (2) 当社は、工事費等の初期費用、および利用料金は返還しないものとします。
  - (3) 契約者は、第1項の回収に必ず応ずるものとします。解約月を含む3ヶ月以内に、契約者が回収に応じない場合は、次の通りとします。
    - ① 終端装置は、第19条「終端装置貸出サービス」第2項に従い、取り扱います。
    - ② 当社は、契約者の承諾なしに終端装置を回収できるものとします。

## 第6章 工事、保守等

### 第15条 設備の設置工事

- 1 契約者は、固定電話サービスへの申し込みをもって、当社が固定電話サービスに必要な電話接続回線の引込、屋内配線、および終端装置を設置することについて承諾したものとします。
- 2 それぞれの設備とその設置工事における所有と費用の負担は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 当社は、終端装置を所有します。
  - (2) 契約者は、終端装置の設置に要する費用を負担します。
  - (3) 利用者敷地内および宅内の特殊工事を必要とする場合は、利用者がその費用を負担します。
- 3 当社は、引込線1回線につき、ケーブルプラス電話またはケーブルライン、どちらか一方の電話サービスの設備（終端装置を含む）を設置します。
- 4 当社は、終端装置の設置場所を、契約者と協議の上、定めします。
- 5 終端装置を含む電話設備の設置工事は、当社指定の業者が、当社の指定する工法および使用機器により行うものとします。
- 6 電話接続回線の終端にある構内または建物内（これに準ずる区域を含む）に、当社の電気通信設備を設置する場合において、構内交換機や管路等の特別な設備の使用を契約者が希望するときは、契約者の負担で設置するものとします。
- 7 共同住宅などの共聴施設を用いてサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
- 8 契約者は、当社に無断で電話接続回線設備の撤去や改変工事をする事はできません。
- 9 契約者は、自営設備の維持管理を行い、当社は本施設の維

持管理を行うものとします。

- 10 契約者は、本施設の維持管理のため、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

### 第16条 設備の故障等

- 1 契約者は、本サービスおよび固定電話サービスを利用できなくなったときには、次の各号に規定する通り、当社に点検を請求することができます。
  - (1) 契約者は、事前に自営端末設備または自営電気通信設備等および利用様態に問題がないことを確認するものとします。
  - (2) 当社は契約者からの申告に基づき、当社およびKDDI、ソフトバンクの設備の修理、保守等（以下「サポート」といいます）を行います。
- 2 点検の結果、故障がある場合、次の各号の定める通りに対応します。
  - (1) 本施設および終端装置に故障がある場合、当社が、当社の負担でその故障設備を修理します。
  - (2) 自営設備に故障がある場合、契約者が、出張費用および自営設備の修理に要する費用を負担するものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、その故障の原因が当社、およびKDDI、ソフトバンクの設備、工事以外である場合、当社、およびKDDI、ソフトバンクはサポートの責を負いません。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、契約者の故意、または過失により、終端装置に故障、破損、紛失、盗難、その他異常等（以下「故障、滅失等」といいます）が生じた場合、その修理等に要する費用は契約者の負担となります。

### 第17条 設備設置場所の変更

- 1 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に当社に届け出て、終端装置の設置場所の変更ができるものとします。ただし、第6条「契約の成立」第1項第(1)号に該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 同一家屋または同一敷地内における設置場所の変更
  - (2) 前号に該当し、新たに電話接続回線工事を必要とする場合
  - (3) 当社の業務区域内における転居等により、設置場所を変更する場合
- 2 前項第(2)号および第(3)号に該当する場合は、第5条「申込みの方法」および第6条「契約の成立」に従い取扱います。
- 3 終端装置の設置場所変更に伴う、電話接続回線工事および特殊工事の費用負担、ならびに工事の分担については、第15条「設備の設置工事」によるものとします。
- 4 終端装置の設置場所の変更に伴う、電話接続回線および終端装置の撤去については、別表に定める費用を契約者が負担するものとします。

### 第18条 設置場所の無償使用等

- 1 当社は、電話接続回線および自営柱等の特殊設備の設置に

関し、契約者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物等を必要最小限において無償で使用できるものとします。

- 2 契約者は、当社および当社の指定する者が、電話接続回線および特殊設備の設置、検査、修理、撤去および復旧を行うために、契約者が所有、または占有する土地、建物、およびその他の構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 契約者は、第1項および第2項に関して、地主、家主、管理組合、その他の利害関係があるときは、契約者の責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

## 第19条 終端装置貸出サービス

- 1 当社は、電話サービス1契約ごとに、当社が別途指定する次の各号に定める終端装置1台を、第15条「設備の設置工事」の規定に従い設置します。
  - (1) ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるタイプ2にかかわるサービスが成立した場合  
ケーブルプラス電話サービス契約約款別記18で定める終端装置
  - (2) IP電話サービス契約約款に定めるサービスの契約が成立した場合  
IP電話サービス契約約款で定める終端装置
- 2 終端装置は当社の所有とし、終端装置を設置した日より、契約者に無償で貸与します。終端装置を利用しなくなった場合は、次の各号に定める通りです。
  - (1) 契約者は、終端装置を当社に返却するものとし、当社はそれを回収します。
  - (2) 契約者は、前号の返却・回収に必ず応ずるものとします。
  - (3) 当社が認める終端装置の最終利用月を含む3ヶ月以内に、契約者が回収に応じない場合、当社は、契約者に別に定める損害金を請求します。
- 3 契約者は、終端装置を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- 4 終端装置は、当社の承諾なしに、移動することや取り外すことなどはできません。
- 5 契約者は、終端装置と契約者の機器とを接続する場合の接続方法、および設定内容等について、当社の指示に従うものとします。
- 6 終端装置に、第16条「設備の故障等」第4項に規定する故障、滅失等が生じた場合は、次の各号に定める通りとします。
  - (1) 契約者は、当社が定める方法により、ただちにその旨を当社に通知するものとします。
  - (2) 当社は、故障等の生じた終端装置（以下「故障品」といいます）を、当該終端装置と同一機種、もしくはほぼ同等の機能を有する正常な終端装置（以下「代替品」といいます）と交換します。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、契約者の故意、または過失により、故障、滅失等が生じた場合、契約者は、当該終端装置価格相当分を当社に支払うものとします。
  - (4) 紛失、盗難、消失等が生じた端末接続装置（以下「滅

失品」といいます）の取り扱い、次のとおりです。

- ① 代替終端装置の設置をもって、滅失品は当社の所有を離れるものとします。
  - ② 滅失品は、契約者の責任で、法律に従い、処分するものとします。
  - ③ 契約者は、滅失品を当社に返還することはできません。また、前号の終端装置価格相当代金も返金されないものとします。
- (5) 終端装置の故障、滅失等に起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負いません。
- 7 当社が認める場合を除き、契約者は終端装置の交換を請求できません。
  - 8 契約者は、当社が貸与する終端装置の種類を選ぶことができません。

## 第7章 料金等

### 第20条 支払い義務

- 1 申込を承諾された契約者は、次の各号に規定する料金を支払わなければなりません。
  - (1) 本サービスにかかわる初期費用
  - (2) 利用料金およびオプションサービス利用料金
  - (3) 工事費
  - (4) 手続きに関する料金
- 2 第11条「利用停止」の規定により、本サービスの提供が停止された場合は、次の各号の規定の通りです。
  - (1) 停止期間中は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
  - (2) 契約者は、当社に対し、停止期間中の本サービスにかかる料金をお支払いいただきます。
- 3 工事の着手後完了前に契約の解除等があった場合は、契約者はその工事の解除等があった時までに着手した工事部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

### 第21条 料金等の請求および支払い

- 1 ケーブルプラス電話契約者の、ケーブルプラス電話にかかわる料金については、次の各号に定める通りです。
  - (1) ケーブルプラス電話契約者は、ケーブルプラス電話サービス契約約款により支払う義務を負う費用を、当社の請求に基づき、当社に支払うことを承諾するものとします。
  - (2) 前号の費用には、ケーブルプラス電話サービス契約約款に基づく割増金および延滞利息を含みます。
- 2 ケーブルライン契約者の、ケーブルラインにかかわる料金については、次の各号に定める通りです。
  - (1) ケーブルライン契約者は、IP電話サービス契約約款により支払う義務を負う費用を、当社の請求に基づき、当社に支払うことを承諾するものとします。
  - (2) 前号の費用には、IP電話サービス契約約款に基づく割増金および延滞利息を含みます。

## 第22条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければなりません。

## 第23条 延滞金

- 1 契約者は、本サービスに関する債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年利14.5%の延滞金を、当社が別に定める方法で、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第24条 消費税

- 1 消費税法（1988年法律第108号）および同法に関する法令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課されるときは、契約者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。
- 2 前号の消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。
- 3 料金、およびその他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。
- 4 実際の請求額と、料金表に規定する税込金額の合計額が異なる場合があります。

## 第25条 債権の譲渡および保全等

- 1 ケーブルプラス電話契約者は、次の各号に定めることをすべて承諾したものとします。
  - (1) ケーブルプラス電話サービス契約約款の定めにより、支払いを要することとなった料金、およびその他の債務にかかわる債権が、KDDIの定めで当社に譲渡されること
  - (2) 前号の結果、当社が当該債権を契約者に請求すること
  - (3) 第(1)号および第(2)号の場合、当社およびKDDIが、ケーブルプラス電話契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の要求を省略すること
- 2 ケーブルライン契約者は、次の各号に定めることをすべて承諾したものとします。
  - (1) IP電話サービス契約約款の定めにより、支払いを要することとなった料金、およびその他の債務にかかわる債権が、ソフトバンクの定めで当社に譲渡されること
  - (2) 前号の結果、当社が当該債権を契約者に請求すること
  - (3) 第(1)号および第(2)号の場合、当社およびソフトバンクが、ケーブルライン契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の要求を省略すること
- 3 本サービスに関する債権、第1項および第2項により譲り受けた債権の保全に際し、当社が必要と認めた場合は、契

約者に対し、次の各号に定める書類の提出を求めることができるものとします。

- (1) 契約者の住所、および氏名が確認できる書類
- (2) その他債権保全に必要な書類

## 第8章 禁止事項

### 第26条 終端装置についての禁止事項

- 1 終端装置についての、次に規定する行為は禁止します。
  - (1) 第三者等への貸与、質入れ等の担保設定、および譲渡等
  - (2) 直接または間接を問わず、本体、プログラム、ソフトウェアの複製、分解、改造、変造、解析、リバースエンジニアリングなどを行うこと
  - (3) 本来の用法によらない方法で使用し、本サービスまたは他の事業者の電話サービスを不正に受ける、または受けようとする事
  - (4) 定められた場所から移動したり、接続変更すること（第17条「設備設置場所の変更」の規定に該当する場合を除く）
  - (5) 線条、その他の導体を接続すること
- 2 契約者が、前項の規定に違反した場合、当社は契約の解除、および契約者に損害額を請求する権利を有します。
- 3 前項による契約の解除は、に準じます。
- 4
- 5 契約者が前項の規定に違反したと当社が認めた場合は、次のとおりです。
  - (1) 禁止行為に関するすべての責任は、当該契約者に帰属します。当社は一切の責任を負いません。
  - (2) 禁止行為により、故意に当社の業務に著しい損害を与えた場合、当該契約者は、当社に賠償しなければなりません。
  - (3) 当社は当該契約者に対し、次の措置をとることができます。
    - ① 契約の解除  
解除は、第13条「当社が行う契約の解除」に準じて取り扱います。
    - ② 終端装置の返還請求  
契約者は、当社からの返還請求日より起算して10日以内に返却する義務を負います。10日を経過しても、終端装置の返却がない場合は、当社は契約者に端末接続装置の代金相当額を請求できるものとします。
    - ③ 損害賠償請求

## 第9章 損害賠償

### 第27条 損害賠償

- 1 当社および契約者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は賠償の責任を負いません。

- (1) 本サービスの休止、中断、停止、利用の制限等により、契約者に損害が生じた場合
  - (2) 自営設備に起因する事故
  - (3) 本サービスにかかわる設備等の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたり、当社の故意または重大な過失によらず、契約者が所有もしくは占有する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合
- 3 当社および KDDI、ソフトバンク（以下「当社等」といいます）は、次の各号に規定する事由によって契約者が損害を被った場合において、その損害の事由が当社等の責に帰すべきものであるときは、その損害を賠償します。
- (1) 終端装置の故障、滅失、毀損等
  - (2) 終端装置の修理にあたり、契約者の機器およびその他の物品等に損害を与えた場合
- 4 前項の賠償額は、次の各号に定める額を限度とします。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (1) ケーブルプラス電話  
ケーブルプラス電話サービス契約約款に規定された、電話サービスにかかわる定額利用料金相当額
  - (2) ケーブルライン  
IP 電話サービス契約約款に規定された、電話サービスにかかわる定額利用料金相当額
- 5 契約者の責に帰すべからざる事由により、終端装置をまったく使用することができない、もしくはまったく使用することができないのと同等の状態（以下、あわせて「使用不能」といいます）が生じたときは、次の各号に定める場合に限り、当社等は当該契約者に損害を賠償します。
- (1) ケーブルプラス電話  
当社および KDDI が、終端装置が使用不能であることを認知した時刻から起算して、同状態が 24 時間以上継続した場合
  - (2) ケーブルライン  
当社およびソフトバンクが、終端装置が使用不能であることを認知した時刻から起算して、同状態が 72 時間以上継続した場合
- 6 前項における損害賠償額については、次に定める通りです。
- (1) 前項の起算時刻以降の、使用不能継続時間（24 時間の倍数部分に限る）について、24 時間ごとに 1 日として日数を計算（端数は切捨て）します。
  - (2) 前号で得られた日数に対する、次の各号に規定する額を、発生した損害とみなし、契約者はこの損害額の支払いを要しないものとします。
    - ① ケーブルプラス電話  
ケーブルプラス電話サービス契約約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料金の合計額
    - ② ケーブルライン  
IP 電話サービス契約約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料金の合計額
  - (3) 前項の規定にかかわらず、当社等の故意または重大な過失により、終端装置の使用不能状態が生じたときは、契約者は、次の各号に定める料金の支払いを要しないものとします。

① ケーブルプラス電話

当社および KDDI が、終端装置が使用不能であることを認知した時刻以降の、使用不能時間に対応する、ケーブルプラス電話サービス契約約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料金

② ケーブルライン

当社およびソフトバンクが、終端装置が使用不能であることを認知した時刻以降の、使用不能時間に対応する、IP 電話サービス契約約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料金

- 7 第 3 項および第 5 項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して、6 ヶ月を経過しても契約者からの損害賠償請求がないときは、当社は損害賠償に応ずる義務を免れるものとします。
- 8 次の各号に該当する場合、当社は、当該契約者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- (1) 契約者が本規約に違反した場合
  - (2) 契約者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

## 第 28 条 免責事項

- 1 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第 27 条「損害賠償」の規定によるほかは、一切の責任を負いません。
- 2 当社等は、天災、事変、その他の事由による、本サービスおよび固定電話サービスの停止、不能については、責任を負いません。ただし、当社等の故意または重大な過失による場合については、この限りではありません。
- 3 本規約等の変更により、自営設備の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。
- 4 契約者には、本サービス固定電話サービスの利用環境、様態、および申告の時間帯等により、サポートを受けることが困難な場合、または時間を要する場合があることを承諾していただきます。
- 5 当社は、終端装置が貸与開始時点で正常な機能を備えていることのみを保証します。終端装置の商品性、および契約者の使用目的への適合性については、一切保証しません。
- 6 終端装置と契約者の機器との接続に必要な物品、および終端装置を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。当社は、契約者の準備する物品等の不具合にかかわる責任は負いません。
- 7 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。

## 第 10 章 雑則

### 第 29 条 個人情報の取り扱い

- 1 当社が別途定める「個人情報の保護と取り扱いについて」に準じます。

### 第30条 協議事項

---

- 1 本規約に定めのない事項等について、または、本規約の講釈に疑義が生じた場合は、当社と契約者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、本規約、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と契約者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
- 3 当社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合は、第3条「国内法への準拠」第1項に従うものとします。

### 第31条 附則

---

- 1 本規約は、2018年12月1日から施行します。

# ケーブルプラス電話に関する説明事項（重要）

本説明事項は、ケーブルプラス電話に関するものです。

【電気通信役務に関する料金とその他提供条件の概要】

## 第1章 サービス概要

### 第1条 サービス名称

- ケーブルプラス電話（IP電話サービス）

### 第2条 本サービスを提供する会社

- KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）

## 第2章 お問い合わせ先

### 第3条 本サービス提供条件を説明する会社

- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「大垣ケーブルテレビ」といいます）

### 第4条 お問い合わせ先

- サービス内容、接続、設定、故障等
  - お客さまセンター ..... 0120-301-248
- 営業時間
  - 電話受付 ..... 午前 9:00 ~ 午後 6:30（日・祝休み）
  - 窓口受付 ..... 午前 9:00 ~ 午後 5:00（日・祝休み）
- 営業時間外の緊急対応
  - 緊急対応ダイヤル ..... 0584-82-1217
- インターネット・メール等でのお問い合わせ
  - ホームページ ..... <https://www.ogaki-tv.co.jp>
  - メール ..... [oct@ogaki-tv.co.jp](mailto:oct@ogaki-tv.co.jp)

## 第3章 注意事項

### 第5条 サービス

- 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
- 記載の料金は、2026年3月1日時点の情報です。

### 第6条 請求

- 本サービスの利用料金は、大垣ケーブルテレビから請求いたします。
- 本紙の表示額は全て税別価格です。特に記載のある場合を除き、別途消費税がかかります。消費税の計算方法は、大垣ケーブルテレビの定める方法となります。
- 国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIから契約者に直接送付します。

### 第7条 他社料金

- 他社（NTT東日本・NTT西日本）料金等は、あくまでも目安

となります。

- NTT東日本・NTT西日本の工事費は、お客さま宅内等の状況により、記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

### 第8条 個人情報の取り扱い

- KDDIが本サービスの申込みの際に取得する個人情報は、次の目的に利用します。
  - 本サービスの提供
  - 本サービスの料金請求業務
  - KDDI既存および新サービスのご案内
  - アンケート調査の実施
  - 利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
  - サービスの開発・評価・改善
  - その他契約約款等に定める目的

### 第9条 au ID

- ケーブルプラス電話の申込みにより、ケーブルプラス電話の契約と連携付から「ファミリーパック」および「BSプラス」でのみ利用可れたau IDをKDDIが払い出します。
- au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用は、KDDIの「ID利用規約」によります。

### 第10条 その他

- 本紙に記載しているサービス名称は、一般に各社の商標または登録商標です。

## 第4章 サービス内容

### 第11条 本サービスでできること

- 本サービスでは、次へ向けた通話が利用できます。
  - 国内加入電話
  - 国際電話
  - 携帯電話
  - PHS
  - IP電話等
- 現在お使いのNTT等の電話番号を、本サービスでも継続して利用（以下「番号ポータビリティ」といいます）できます。詳細については、第15条「番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください。
- 本サービスは、次の通話先へ発信できます。
  - 110（警察）
  - 118（海上保安庁）
  - 119（消防）

## 第 12 条 本サービスでできないこと

- 1 本サービスでは、ISDN は利用できません。
- 2 停電時は利用できません。携帯電話や PHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください。

## 第 5 章 契約・お申込み

### 第 13 条 契約・お申込みについて

- 1 この申込みによる契約は、KDDI のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- 2 申込みを受け付けた場合でも、KDDI 設備の都合により、本サービスを利用できないことがあります。
- 3 「110（警察）」「119（消防）」への非常通報装置\*は本サービスに接続できません。  
\*非常ボタン等を押すことにより、「110（警察）」「119（消防）」へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
- 4 緊急通報等を行なう自動通報装置（電話機）\*は、機能や設定される通話先の電話番号等により利用できない場合がありますため、本サービスに申し込むことはできません。  
\*主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機。ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができ、ペンダントタイプの場合もある。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれている。
- 5 ネットワークの保守メンテナンス等により、本サービスが利用できない場合があります。
- 6 申込者が 20 歳未満の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- 7 申込者は、この契約に基づく契約者の権利を、第三者に譲渡することはできません。

## 第 6 章 緊急通報（110 / 118 / 119）

### 第 14 条 緊急通報（110 / 118 / 119）への通話について

- 1 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合、契約者についての次の情報が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察、海上保安庁、消防を除く）。
  - (1) 住所
  - (2) 氏名
  - (3) 電話番号
- 2 回線ごとの非通知設定は適用されません。通知を拒否される場合は、1 通話ごとに「184」を付けてダイヤルしてください。

## 第 7 章 電話番号の継続利用

### 第 15 条 番号ポータビリティをご利用の場合

- 1 KDDI および J:COM グループ会社以外の事業者（以下「他事業者」といいます）の電話サービスで利用している電話番号は、本サービスでも利用することができます（以下「番号ポータビリティ」といいます）。
- 2 本サービスへの番号ポータビリティの場合、ご利用中の他事業

者の電話サービスは次の通り終了となります。

- (1) NTT 加入電話 / INS ネット 64…………… 休止
    - ① 休止工事費 3,000 円（税別）が別途 NTT 東日本・NTT 西日本よりお客さまに請求されます。
    - ② NTT 東日本・NTT 西日本より休止連絡票「利用休止のお知らせ」がお客さまに送付されます。NTT 西日本・東日本を再度利用される際等に必要となりますので、大切に保管してください。
    - ③ 休止期間は次の通りです。
      - 休止期間 …………… 原則 5 年
      - 期間延長 …………… 5 年単位で更新可能  
お客さまから NTT 東日本・NTT 西日本へご申告ください。
      - 延長しない場合……………  
更に 5 年経過時点で権利が失効となることがありますのでご注意ください。詳しくは NTT 西日本・東日本にお問い合わせください。
  - (2) NTT 加入電話・ライトプラン / INS ネット 64・ライト / その他事業者の電話サービス…………… 解約移行元事業者が定める提供条件により、解約にかかわる違約金や工事費等、お客さまに不利益な事項が発生する場合があります。必要に応じ、工事日までに移行元事業者へご確認ください。
  - (3) 付加サービス…………… 要確認  
付加サービスが自動解約されるかどうかについては、お客さまから移行元事業者へ必要に応じてご確認ください。
  - (4) 移行元の電話サービスで利用していた ADSL / 光ファイバ等のアクセス回線…………… 要確認  
自動解約はされず本サービス移行後も定額料金が発生し続ける場合があります。必要に応じ、お客さまご自身で解約の手続きを行ってください。
  - (5) その他現在の電話サービスでご利用中のサービスの取り扱い …… サービス提供会社へお問い合わせください。
- 3 他事業者への手続きは、KDDI が行います。お客さまが手続きする必要はありません。
  - 4 本サービスへの番号移行に際し、移行元事業者より連絡があることがあります。
  - 5 移行元事業者による電話番号継続利用の設定完了をもって、本サービスの利用開始となります。
  - 6 番号ポータビリティの工事当日は、電話（緊急通報機関からの折返しを含む）がご利用いただけない時間が発生する場合があります。
  - 7 番号ポータビリティに際し、必要に応じ次の情報を移行元事業者、移行元事業者、および番号取得事業者との間で共有することがあります。
    - (1) 契約者名義
    - (2) お客さま連絡先
    - (3) 設置場所
    - (4) 工事希望日
  - 8 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者（名義人）の同意を得た上でお申し込みください。
  - 9 以下の条件に合致した場合のみ番号ポータビリティが利用可能です。利用できない場合は、KDDI より新しい電話番号を提供

します。

- (1) 他事業者の固定電話サービスで利用中の 0ABC で始まる電話番号（A～C は 0 以外）
  - (2) 申込者が現在利用している電話番号
  - (3) 電話番号利用場所の変更がないこと（利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティが利用できないことがあります）
  - (4) 次の電話サービスで利用されていない電話番号であること
    - ① 公衆電話
    - ② 臨時電話
- 10 番号ポータビリティが利用ができない場合は、KDDI より新しい電話番号を提供します。
- 11 利用場所の変更に伴い番号ポータビリティを利用した場合、再度移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかについては、移行元事業者にお問い合わせください。
- 12 次のものは本サービスでは利用できません。
- (1) ISDN の各種機能
  - (2) ISDN 専用電話機
  - (3) ISDN 専用端末
  - (4) DSU
  - (5) TA（ターミナルアダプタ）
- 13 機器をリースまたはレンタルされている場合は、次の通り、お客さまから各社へ必ずご連絡ください。
- (1) レンタル電話等の機器リース ……………  
ケーブルプラス電話の開通日までに、NTT 東日本（0120-116-116）／NTT 西日本（0800-2000116）へご連絡ください。
  - (2) NTT 東日本・NTT 西日本から次の単体電話機レンタル ……………  
ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ず NTT 東日本・NTT 西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTT 東日本・NTT 西日本への返却）」をご連絡ください。
    - ① 黒電話
    - ② カラー電話機
    - ③ プッシュホン

## 第 16 条 ホーム電話／ホームプラス電話／ au ひかり電話サービスからの同番移行をご利用の場合

- 1 次のサービス（すべて合わせて以下「JCOM の電話サービス等」といいます）でご利用中の電話番号は、本サービスで利用することができます（以下「同番移行」といいます）。
- (1) JCOM の電話サービス
    - ① 本サービス
    - ② ケーブルプラス光電話
  - (2) J:COM グループの電話サービス
    - ① J:COM PHONE プラス
    - ② J:COM PHONE ひかり
  - (3) KDDI の電話サービス
    - ① ホーム電話
    - ② ホームプラス電話

## ③ au ひかり電話サービス

- 2 本サービスへの同番移行の場合、ご利用中の JCOM の電話サービス等は次の通り解約となります。
- (1) 次の各サービス……………  
解約手続きは JCOM が行います。
    - ① ケーブルプラス光電話
    - ② J:COM PHONE プラス
    - ③ J:COM PHONE ひかり
    - ④ ホーム電話
    - ⑤ ホームプラス電話
  - (2) au ひかり電話サービス ……………  
自動解約となります。お客さまが手続きする必要はありません。
    - ① ひかりネットサービス・テレビサービス ……………  
KDDI またはご契約プロバイダへお問い合わせください。
    - (3) ご利用中の付加サービス ……………  
解約となります。本サービスお申し込み時に改めてお申し込みください。
- 3 以下の条件に合致した場合のみ同番移行が可能です。同番移行ができない場合は、KDDI より新しい電話番号を提供します。
- (1) JCOM の電話サービス等のご利用場所と、ケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続ができない場合があります）。

## 第 8 章 本サービスの機能について

### 第 17 条 利用できない通話・通話先

- 1 ご利用いただけない通話・通信先について、詳しくは、固定電話サービス別表（以下「別表」といいます）をご参照ください。

### 第 18 条 電気通信事業者指定発信

- 1 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定して発信することはできません。ACR 機能は停止して利用することをおすすめします。
- 2 「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等、本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合は、本サービスの利用となり、その通話料金が適用されます。

### 第 19 条 ご利用いただけない通信機能・各種サービス

- 1 以下の機能・各種サービスは利用できません。また、下記に記載されていない機能・サービスでも使えない場合があります。詳しくは、別表をご参照ください。
- (1) 通信機能・サービス
    - ① ISDN
    - ② スーパー G3 FAX 通信（G3 FAX 通信はおおむね利用可）
    - ③ ユーザー間情報通知（UUI）
    - ④ ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能
    - ⑤ 電話機能付インターホン（ドアホン）
    - ⑥ i・ナンバー

- ⑦ 代表組み
  - ⑧ ダイヤルイン
  - ⑨ BizFAX スマートキャスト
- (2) モデム通信等  
発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。
- ① ガス・電気・水道等の遠隔検針
  - ② セキュリティサービス
  - ③ ダイヤルアップによるインターネット接続
  - ④ その他モデム通信

## 第 20 条 104 番号案内

- 1 「104」番号案内をご利用いただけます。

## 第 9 章 料金

### 第 21 条 料金に関するご注意

- 1 本サービスのご利用料金は、大垣ケーブルテレビから請求します。
- 2 国際オペレータ通話等の請求書は、利用発生の翌月に KDDI から契約者に直接送付します。
- 3 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、大垣ケーブルテレビの定めるところによります。
- 4 各利用料金については、次の通りです。実際には、大垣ケーブルテレビの定める消費税計算方法での請求となりますので、本誌に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- (1) 基本料金  
利用開始月および解約月は、日割料金となります。ただし、利用開始月に解約した場合は、全額請求となります。
  - (2) 付加サービス利用料金
    - ① 利用開始月は無料(月途中加入の場合)です。ただし、利用開始月に解約した場合は、全額請求となります。
    - ② 解約月は全額請求となります。
  - (3) 電話ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料  
毎月月末時点においてご契約中のお客さまに、全額を請求いたします。電話ユニバーサルサービス料の番号単価(支援機関が原則 1 年度ごとに算定し、総務大臣認可により決定)は、月によって適用金額が異なることがあります。
- 5 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に、大垣ケーブルテレビが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは、大垣ケーブルテレビにお問い合わせください。
- 6 保守費用については、実費を請求させていただきます。

### 第 22 条 月額利用料金

- 1 定額利用料(基本料) …………… 1,490 円(税別)
- 2 通話明細発行 …………… 200 円(税別)  
通話明細は KDDI より契約者に送付いたします。

### 第 23 条 通話料

- 1 次の各サービスへの通話 …………… 無料

- (1) ケーブルプラス電話
- (2) ケーブルプラス光電話
- (3) ホーム電話
- (4) JCOM グループが提供する次の電話サービス
  - ① J:COM PHONE プラス
  - ② J:COM PHONE ひかり

### 2 国内加入電話向け通話

県内・県外の区分は郵政省令第 24 号(1999 年 7 月 1 日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

- (1) 市内/県内市外通話 …………… 8 円(税別) / 3 分
- (2) 県外通話 …………… 15 円(税別) / 3 分

### 3 国際(ダイヤル)通話【例】

下記以外の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOM のホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>)でご確認ください。

- (1) アメリカ本土宛 …………… 9 円(免税) / 1 分
- (2) フィリピン宛 …………… 35 円(免税) / 1 分
- (3) 中国宛 …………… 30 円(免税) / 1 分

### 4 携帯電話向け通話

衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細は JCOM のホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges>)でご確認ください。

- (1) au / UQ mobile 宛 …………… 15.5 円(税別) / 1 分
- (2) au / UQ mobile 以外宛 …………… 16 円(税別) / 1 分

### 5 IP 電話向け通話 …………… 10 円(税別) / 3 分

### 6 特別番号への通話

- (1) 番号案内(104) …………… 200 円(税別) / 案内障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時に登録していただけます。
- (2) 電報(115) …………… アルティウスリンク株式会社設定料金  
アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。
- (3) 時報(117) …………… 8 円(税別) / 3 分
- (4) 災害用伝言ダイヤル(171) …………… 8 円(税別) / 1 分
- (5) 行政 1XY サービス(188・189) ……………  
NTT ドコモビジネス設定料金
- (6) ナビダイヤル等(0570-) ……………  
NTT ドコモビジネス株式会社/株式会社アイ・ピー・エス・プロ設定料金

## 第 24 条 電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

- 1 電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1 電話番号ごとに請求される月額料金です。
- 2 認可料金は、それぞれの支援機関が次の通りに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。
- (1) 電話ユニバーサルサービス …………… 原則 6 か月ごと  
詳しくは支援機関のホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)をご参照ください。
  - (2) 電話リレーサービス …………… 原則 1 年ごと

詳しくは支援機関のホームページ ([https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)) をご参照ください。

- 3 電話ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料にかかわる制度およびお客さまへの請求については次のホームページをご参照ください。
  - (1) 電話ユニバーサルサービス料 .....  
<https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>
  - (2) 電話リレーサービス料 .....  
<https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>

## 第 25 条 手続きに関する料金

- 1 初期費用
  - (1) 契約料 ..... 無料
  - (2) 番号ポータビリティ ..... 無料
- 2 番号変更 ..... 2,000 円 (税別) / 1 手続き加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

## 第 26 条 付加サービス利用料金

- 1 各付加サービスの利用料金は、次の通りです。付加サービスの利用にあたり、設定が必要な場合の詳細は、契約後にお送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。
  - (1) 迷惑電話自動ブロック ..... 無料  
ご利用開始には JCOM が別に定める同意事項への同意を含むお申し込みが必要です。
  - (2) 割込通話 ..... 300 円 (税別)
  - (3) 発信番号表示 ..... 400 円 (税別)
  - (4) 番号通知リクエスト ..... 200 円 (税別)  
発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたっては利用開始の設定が必要です。
  - (5) 割込番号表示 ..... 100 円 (税別)  
割込通話・発信番号表示の契約が必要です。
  - (6) 着信転送 ..... 500 円 (税別)  
お申込みについては次のとおりです。
    - ① My au からはお申込みいただけません。大垣ケーブルテレビへご連絡ください。
    - ② お申込みに際し、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。
    - ③ 本人確認に必要な書類は、「電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第 4 本人特定事項の確認方法 3 および 6」に指定された、以下のものを指します。
      - マイナンバーカード
      - 運転免許証
      - パスポート
      - 資格確認書
      - 印鑑登録証明書等
    - ④ 申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。

## 第 10 章 割引料金

### 第 27 条 au まとめトーク

- 1 ケーブルプラス電話からの発信通話が対象です。au ケータイからの発信通話については「au →自宅割」の適用条件によります。
- 2 次の条件をすべて満たす場合、割引が適用されます。
  - (1) JCOM に次のいずれかの携帯番号が登録されている場合
    - ① au
    - ② povo1.0
    - ③ 沖縄セルラー電話株式会社にかかわる番号
  - (2) 前号の携帯電話の登録契約者氏名もしくは登録住所が同じ場合
- 3 本割引が適用された場合、次の通話について、通話料相当額を割引し、無料とします。
  - (1) 次の電話サービスへの国内通話
    - ① au ひかり 電話サービス
    - ② au ひかりちゅら 電話サービス
    - ③ ホームプラス電話
    - ④ au one net の 050 電話サービス
    - ⑤ コミュファ光電話 (付加サービスの 050 電話サービスを含む)
    - ⑥ au 携帯電話および次の JCOM が指定する電話サービス (au 世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります)
      - UQ mobile
      - povo 1.0
      - pove 2.0
      - その他上記 3 サービスの設備を利用した一部の携帯電話サービス
- 4 その料金月の月末において、対象の au 携帯電話が次の場合は本割引の対象外となります。
  - (1) 解約・休止等
  - (2) UQ mobile や povo2.0
- 5 次の場合は、あらかじめ届出が必要です。届出されていない場合、本割引の対象外となることがあります。
  - (1) JCOM に登録された契約者の連絡先電話番号について、内容の変更があった場合
  - (2) 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更があった場合
- 6 本割引の適用について、次の各社に通知されることを承諾していただきます。
  - (1) KDDI
  - (2) 沖縄セルラー電話
  - (3) 株式会社大垣ケーブルテレビ

### 第 28 条 オプションお得パック

- 1 ケーブルプラス電話の回線で、以下の付加サービス利用料が同時に発生する場合、その付加サービス利用料の合計額を割引きます。
  - (1) 割込通話
  - (2) 発信番号表示

- (3) 番号通知リクエスト
- (4) 割込番号表示
- 2 割引の適用については以下の通りです。
  - (1) 合計額 1,000 円(税抜)を 500 円(税込)に割り引きます。消費税は別途請求されます。
  - (2) 対象の付加サービスの利用料が発生する月の当該付加サービス利用料に自動で適用されます。

事業者にご確認ください。

- ① 期間
- ② 料金
- ③ 移行可否
- (4) 次の電話番号は、NTT 東日本・NTT 西日本加入電話へ番号ポータビリティを利用して移行することはできません。
  - ① NTT 東日本・NTT 西日本以外の電話事業者が払い出した電話番号
  - ② 「光 IP 電話サービス (ひかり電話)」用として NTT 東日本・NTT 西日本が払い出した電話番号

## 第 11 章 宅内機器

### 第 29 条 宅内機器について

- 1 本サービスをご利用の際は、大垣ケーブルテレビが設置する宅内機器を、JCOM が指定する方法に従って接続して下さい。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされると、約款の規定に反する行為とみなし、サービスの提供をお断りする場合があります。
- 2 宅内機器のご利用については、次のことにご注意ください。
  - (1) 電源は、常に ON の状態で利用してください。電源が OFF の状態では、発信／着信ができません。
  - (2) 宅内機器には、動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
  - (3) 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。
- 3 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 4 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 5 宅内機器に故障が生じた際は、大垣ケーブルテレビが交換・修理対応をいたします。ただし、お客さまの責任による故障・紛失の場合は、実費請求いたします。

## 第 12 章 解約

### 第 30 条 本サービスの解約について

- 1 本サービスを解約される場合は、次の通りです。
  - (1) 解約の旨を大垣ケーブルテレビ（第 4 条「お問い合わせ先」）へお申し出ください。
  - (2) 転居に伴う解約の場合、転居先で au ひかり電話サービスにて本サービスの電話番号をご利用予定のときは、必ずその旨を大垣ケーブルテレビにお申し出ください。
  - (3) 宅内機器等の撤去工事は、大垣ケーブルテレビが行います。
- 2 番号ポータビリティを利用して他事業者の電話サービスに移行する場合は次の通りです。
  - (1) 他事業者で電話番号を継続する旨を事前にお申し出ください。
  - (2) 移行先事業者での電話番号継続利用設定が完了すると、本サービスはご利用いただけなくなります（移行先事業者での手続きが完了するまでは本サービスの利用となります）。
  - (3) 電話番号の継続利用に要する次の項目については移行先

# 固定電話サービス別表

## 1. 初期費用と提供システム

工事費は、加入促進のため割引することがあります。  
当社が定める費用のほか、KDDI、ソフトバンク等各社が定める費用が別途必要な場合があります。

### 1 ケーブルプラス電話

- 標準工事費 …………… 実費
- 提供システム …………… HFC、FTTH

### 2 ケーブルライン

- 標準工事費 …………… 実費
- 提供システム …………… FTTH

## 2. FTTH システムにおける提供条件

1 引込でケーブルプラス電話とケーブルラインを併用することはできません。

### 1 ケーブルプラス電話

- 提供条件 …………… なし

### 2 ケーブルライン

- 提供条件対象の光インターネット（光300／光1G）加入者
  - \* インターネットサービスを対象外のコースに変更した場合、ケーブルラインは自動的に解約となり、別表に定める解約手数料が必要となります。
  - \* ケーブルラインは、1 ケーブルライン用引込に対し、対象の光インターネットサービス1契約が必要です。

## 3. 諸費用

### 1 ケーブルプラス電話⇄ケーブルラインの変更

- 変更工事費 …………… 20,000 円（税別）～

### 2 解約

- 解約手数料 …………… 3,000 円（税別）～

### 3 移設

- 移設工事 …………… 21,000 円（税別）～
  - \* 引込線を移設する場合

### 4 落雷・契約者の過失による故障等

- 端末機器
  - » 機器修理 …………… 実費
  - » 全損 …………… 実費

## 5 端末機器購入代金相当額

- 端末機器 …………… 実費
  - \* 当社が定める費用のほか、KDDI、ソフトバンク等各社が定める費用が別途必要な場合があります。

## 4. ケーブルプラス電話接続可否

下記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

### 1 電話をかける場合

- 1XY の3桁番号サービス
  - 104 …………… 番号案内  
KDDI エボルバにつながります（NTT 東日本・西日本の番号案内サービスにはつながりません）。
  - 110 …………… 警察（緊急呼）
  - × 111 …………… 線路試験受付
  - × 112 …………… 共同加入者受付
  - × 113 …………… 故障受付  
NTT 東日本・NTT 西日本の故障受付にはつながりません。
  - × 114 …………… 話中調べ  
相手先がNTT 加入電話の場合に限り、0077-7101 にて承ります。
  - 115 …………… 電報受付  
KDDI エボルバの「でんぼっぽ」につながります。  
NTT 東日本・NTT 西日本の電報をご希望の場合、KDDI エボルバからの転送も可能です。
  - × 116 …………… 営業受付  
NTT 東日本・NTT 西日本の営業受付にはつながりません。
  - 117 …………… 時報
  - 118 …………… 海上保安（緊急呼）
  - 119 …………… 消防（緊急呼）
  - × 121 …………… クレジット通話サービス
  - 122 …………… 固定優先解除  
122 をダイヤルした後に、続けて本サービスをご利用可能な事業者識別番号（0091 で始まる番号を除く）をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
  - × 125 …………… でんわ会議
  - × 136 …………… ナンバーアナウンス
  - × 141 …………… でんわばん、二重番号サービス
  - 142 …………… 着信転送（KDDI 付加サービス）  
KDDI の「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
  - 144 …………… 迷惑電話撃退（KDDI 付加サービス）  
KDDI の「迷惑電話撃退」サービスの設定変更が可能

です。

- × 147……………ボイスワープセレクト、なりわけサービス
- 148……………番号通知リクエスト (KDDI 付加サービス)  
KDDI の「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
- 1540 KDDI 電話 au で着信確認 (KDDI 付加サービス)  
KDDI の「KDDI 電話 au で着信確認」サービスの設定変更が可能です。
- × 159……………空いたらお知らせ
- × 161 ~ 167 ……………ファクシミリ通信網等
- 171……………災害用伝言ダイヤル
- 177……………天気予報
- 184 ……………発信者番号通知拒否
- 186 ……………発信者番号通知
- 188 / 189 ……………行政 1XY サービス
- ・ 0A0 から始まる電話番号
  - 010 ……………国際電話
  - △ 020 ……………ポケベル等  
東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービス (D.FAX) のみ接続可能です。
  - 050 ……………IP 電話  
ほぼ全ての IP 電話事業者と通話可能です。
  - 070 ……………PHS / 携帯電話
  - 080 / 090 ……………携帯電話
- ・ 0AB0 の 4 桁番号サービス
  - 0120. フリーダイヤル / フリーコール DX / フリーアクセス  
フリーダイヤル等の契約者の設定により、ご利用いただけない場合があります。
  - × 0170 ……………伝言ダイヤル
  - 0180 ……………テレドーム
  - × 0190 ……………エンジェルライン / あんないジョーズ
  - 0570 ……………ナビダイヤル / アクセスコール / アドコール (0570.300 で始まる番号のみ)  
ナビダイヤル契約者の設定により、ご利用いただけない場合があります。
  - × 0570 ……………ナビアクセス等
  - 0800. フリーダイヤル / フリーコール DX / フリーアクセス  
フリーダイヤル等の契約者の設定により、ご利用いただけない場合があります。
  - × 0990 ……………災害募金サービス
- ・ 00XY の事業者識別番号 (KDDI 提供)
  - 0077. / 0070 ……………各種サービス (フリーコール / DOD サービス等)
  - 0051. / 0053.1. / 0053.9. / 0055. / 0056. / 0057.  
国際オペレータ通話等各種国際電話サービス
  - 0077.22. / 0077.80. / 0077.48. ……………KDDI DOD サービスの一部
  - × 0053.63. ……………KDDI DOD サービスの一部
  - × 0077.43. ……………KDDI VP ネット (仮想専用線サービス) / 広域短縮

- × 0052. / 0053.53. ……………KDDI 国際電話サービスの一部国際料金通知、エコノミーホン
- ・ 00XY の事業者識別番号 (他社提供)
  - × 00XY ……………「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信 (0088 フリーコールなど以下に記載のものは除く)  
ACR 機能は停止して利用することをお勧めいたします。  
事業者識別番号の後に国内・携帯・国際 (自動ダイヤル) 等の、本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
  - 0037.6. ……………着信課金サービス
  - 0044. ……………国際着信課金サービス
  - 0066. ……………国際国内着信課金サービス
  - 088. ……………フリーコール
- ・ # ダイヤル
  - × #4 桁の番号 ……着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等

## 2 電話をうける場合

- ・ 他社サービスの着信
  - × ……………1XY の 3 桁番号サービスを使った (コレクトコール、話中調べ、空いたらお知らせ等での) 着信  
他社の着信者課金サービスの着信電話としての登録・設定

## 5. ご利用いただけない機能・サービス

- ・ 番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT 東日本・NTT 西日本の付加サービス、割引サービス、フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL は自動的に解約となります。
- ・ B フレッツの課金先電話番号となっている電話番号を番号ポータビリティされる場合は、NTT 東日本・NTT 西日本から発行される B フレッツの請求は電話料金の請求とは別になります。
- ・ 下記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

### 1 通信機能・サービス

- ・ ISDN  
現在 INS64 をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。
  - \* 本サービスでは ISDN の機能はご利用いただけません。
  - \* 2ch 利用はできません。1ch (1 回線) での提供となります。
  - \* ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末はご利用いただけません。
  - \* DSU / TA (ターミナルアダプタ) を取り外してください。
  - \* ISDN のサブアドレス着信 (相手先電話番号の後に「\*」を付けてダイヤルする) 等はおご利用いただけません。
- ・ G4 FAX 通信 / スーパー G3 FAX 通信
  - \* G3 FAX はおおむねご利用いただけます。
- ・ 次のサービスをご利用中、もしくはご不明な場合は、お客さ

まご自身でサービス提供者（ガス会社、警備会社等）へご連絡ください。利用されていないくても、契約がある場合など、料金が発生することがあります。

- » パケット通信
- » ユーザー間情報通知（UUI）
- » オフトーク通信サービス（電話回線を利用した自治体の防災放送等）／ノーリング通信サービス（電気／ガス／水道等遠隔検針・制御）／信号監視通信サービス（セキュリティサービス等）

## 2 通話機能・サービス

---

- ・ トリオホン
- ・ でんわばん
- ・ ナンバーお知らせ 136、空いたらお知らせ 159
- ・ プッシュ回線の短縮ダイヤル機能
  - \* 短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
- ・ マジックボックス・ボイスワープセレクト等
- ・ ボイスワープの一部機能
  - \* KDDI の転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
- ・ 電話機能付インターフォン（ドアフォン）
  - \* 電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。

## 3 電話番号に関する機能・サービス

---

- ・ 二重番号サービス
- ・ i・ナンバー
- ・ 代表組み
- ・ ダイヤルイン

## 4 KDDI または他社が提供する機能・サービス

---

- ・ ADSL サービス
  - \* 定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
- ・ マイラインサービス（マイライン・マイラインプラス）
  - \* 番号ポータビリティをお申込みの場合、自動的に解約になります。
- ・ お申込み電話番号に付随する各種割引サービス
  - \* 定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
  - \* KDDI の電話利用規約・割引サービスについては自動的に解約となります。
  - \* だんぜんトークⅡ等の割引サービスにご加入の電話番号を本サービスに番号ポータビリティで切り替えた場合、当該番号を課金先とする KDDI カードの国際電話ご利用額に 25% の割引を適用します。
- ・ BizFAX
  - \* 定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
- ・ トーキンダイヤル

# OCT モバイル契約約款

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 約款の適用

- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、この OCT モバイル契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより本サービスを提供します。
- 前項のほか、当社は本サービスに付帯するサービスを、本約款により取り扱います。

### 第 2 条 約款の変更

- 当社は、約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができます。
- 当社は、「電気通信事業法施行規則（1985 年郵政省令第 25 号）」第 22 条 2 の 3 第 1 項第 1 号に定める変更を行う場合、当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。

### 第 3 条 国内法への準拠

- 本約款の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 加入契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
- 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項または当該事項に関連する内容については、第 48 条「端末設備および自営電気通信設備の接続」および第 53 条「維持責任」に定めるところによります。

### 第 4 条 用語の定義

- 本約款において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。
  - 電気通信設備  
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
  - 電気通信サービス  
電気通信設備を使用して第三者との通信を相互に媒介すること。
  - 電気通信回線設備  
送信場所と受信場所との間を接続する伝送路設備、交換設備、および付属設備。
  - 電気通信事業者  
「電気通信事業法」第 10 条第 1 項の規定に基づいて登録を受けた者、または同法第 16 条第 1 項に基づいて届出をした者。

- 通話  
概ね 3kHz の帯域の音声等の音響を電気通信回線で送受信すること。本サービスを利用する通話以外の通信（データ通信を除く）も通話とみなして取り扱う。
- データ通信  
電気通信回線で、パケット交換方式によりデータを送受信すること。
- データ通信網  
データ通信のための伝送交換用の電気通信回線設備。
- 電話網  
主に通話のための伝送交換用の電気通信回線設備。
- 特定携帯電話事業者／特定 MNO 事業者  
KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます）および沖縄セルラー電話株式会社。
- 協定事業者  
特定携帯電話事業者（KDDI に限る）と相互接続協定を締結している電気通信事業者。
- 外国事業者  
特定携帯電話事業者（KDDI に限る）と国際ローミング協定を締結している外国の事業者。
- 本サービス  
特定携帯電話事業者（KDDI に限る）が提供する電気通信サービスを利用して、当社が提供する電気通信サービス。
- 本人確認  
携帯音声通信事業者による加入者等の本人確認等および氏名、住所、生年月日等の加入者を特定する情報の確認。「携帯音声通信事業者による加入者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（2005 年 31 号）」第 9 条の規定に基づいて行う。
- OCT モバイル加入契約  
当社から本サービスの提供を受けるための契約。
- OCT モバイル加入者  
当社と OCT モバイル契約を締結している者。
- 加入者  
当社と放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービスのいずれかの契約を締結している者。
- 電話番号  
電気通信番号規則に規定する電気通信番号、または OCT モバイル回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ。
- MNP  
携帯電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける携帯電話事業者を変更することができる制度。番号ポータビリティ。

- (19) au (LTE)  
特定携帯電話事業者の au (LTE) 通信サービス契約約款に定める au (LTE) 通信サービス。
- (20) au (WIN)  
特定携帯電話事業者の au (WIN) 通信サービス契約約款に定める au (WIN) 通信サービス。
- (21) LTE 約款  
特定携帯電話事業者の au (LTE) 通信サービス契約約款。
- (22) WIN 約款  
特定携帯電話事業者の au (WIN) 通信サービス契約約款。
- (23) OCT モバイル回線  
OCT モバイル契約に基づいて、特定 MNO 事業者の無線基地局と OCT モバイル加入者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線。
- (24) SIM カード  
電話番号や、その他の情報を記録した IC カード。
- (25) OCT モバイル SIM カード  
当社から OCT モバイル加入者に貸与される、OCT モバイル専用 SIM カード。
- (26) 利用開始月  
当社が OCT モバイル SIM カードを引き渡した日が属する月
- (27) PIN コード (SIM カード暗証番号)  
第三者による無断使用を防止するため、OCT モバイル加入者が任意で設定する使用者確認番号。通信を制御できる。標準設定は OFF。
- (28) 不完了呼  
相手先が応答する前に、発信を取りやめること。
- (29) インターネット接続サービス  
パケット通信モードにより、インターネットへの接続を可能とする電気通信サービス。
- (30) 加入電話サービス  
「電気通信番号規則 (1997 年郵政省令第 82 号)」第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を用いた電気通信サービス (IP 電話サービスを除く)。
- (31) 加入電話事業者  
特定携帯電話事業者 (KDDI に限る)、または加入電話サービス (IP 電話サービスを除く) を提供する協定事業者。
- (32) IP 電話サービス  
インターネットプロトコルを利用した電気通信サービス (別記 23 に定める特定の電気通信サービスを除く)。「電気通信番号規則」第 9 条第 1 号または第 10 条第 2 号に定める電気通信番号を用いた端末系伝送路設備で提供される。
- (33) IP 電話事業者  
特定携帯電話事業者 (KDDI に限る)、または IP 電話サービスを提供する協定事業者。
- (34) 中継サービス  
「電気通信番号規則」第 5 条または第 10 条第 3 号に定める電気通信番号を用いた電気通信サービス。
- (35) 中継事業者  
特定携帯電話事業者 (KDDI に限る)、または中継サービスを提供する協定事業者。
- (36) 携帯電話サービス  
「無線設備規則 (1950 年電波監理委員会規則第 18 号)」第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信で提供される電気通信サービス。
- (37) 携帯電話事業者  
特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者。
- (38) PHS サービス  
「電波法施行規則 (1950 年電波監理委員会規則第 14 号)」第 6 条第 4 項第 6 号に規定する、PHS の陸上移動局との間で行われる無線通信により提供される電気通信サービス。
- (39) PHS 事業者  
PHS サービスを提供する協定事業者。
- (40) 移動無線装置  
OCT モバイル契約に基づいて、陸上、河川、湖沼、および日本沿岸の海域で使用されるアンテナ設備および無線送受信装置。
- (41) 無線基地局設備  
移動無線装置との間で電波を送受信するために設置される電気通信設備。特定携帯電話事業者 (KDDI に限る) の電気通信設備で、当社に提供されるものを指す。
- (42) 技術基準等  
「端末設備等規則 (1985 年郵政省令第 31 号)」で定める端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等。
- (43) 端末設備  
同一構内 (これに準ずる区域を含む) または同一建物内に終始し、電気通信回線設備の一端に接続される配線設備と端末機器の総称。
- (44) 端末機器  
「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 (2004 年 1 月 26 日総務省令第 15 号)」第 3 条で定める種類の端末設備の機器。
- (45) 自営電気通信設備  
当社以外の者が設置する電気通信設備 (端末設備を除く)。
- (46) 他網公衆電話  
特定携帯電話事業者 (KDDI に限る) または協定事業者が、街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス。
- (47) KDDI 相互接続点  
当社と特定携帯電話事業者 (KDDI に限る) が提供する電気通信サービスにかかわる電気通信設備との間の接続点。au (WIN) 通信サービスは除き、LTE 約款以外の契約約款等 (契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約) により提供される。
- (48) 他社相互接続点

当社または特定携帯電話事業者（KDDIに限る）と当社以外または特定携帯電話事業者（KDDIに限る）以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続にかかわる電気通信設備の接続点。

- (49) 緊急通報通話  
「電気通信番号規則」第11条に規定する電気通信番号を用いて行う通話。
- (50) 特定衛星携帯電話  
当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムにかかわる衛星携帯電話。
- (51) インマルサットシステム移動地球局  
海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局。
- (52) 相互接続点  
特定携帯電話事業者（KDDIに限る）とその特定携帯電話事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続にかかわる電気通信設備の接続点。
- (53) 相互接続通信  
OCT モバイル回線と相互接続点間の通信。
- (54) 課金対象データ  
OCT モバイル回線間等において、パケット交換方式で伝送されるデータ（制御信号等のうち、データとしてみなされるものを含む）。
- (55) 料金月  
1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間。起算日は、当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日を指す。
- (56) 電話ユニバーサルサービス料  
「第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）（2002年総務省令第64号）」によって算出された額に基づいて定める料金。電気通信事業法に定める、第一号基礎的電気通信役務提供確保負担金に充てられる。
- (57) ブロードバンドユニバーサルサービス料  
「第二号基礎的電気通信役務の提供にかかる第二種交付金および第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）」により算出された額に基づいて当社が定める料金。事業法に定める第二号基礎的電気通信役務提供確保負担金に充てられる。
- (58) 消費税相当額  
「消費税法（1988年法律第108号）」および同法に関する法令の規定に基づいて課税される消費税の額、ならびに「地方税法（1950年法律第226号）」および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
- (59) 利用権  
本約款に基づいて、当社からOCTモバイルの提供を受ける権利。
- (60) IPアドレス  
インターネットプロトコルとして定められているアドレス。

## 第2章 加入契約

### 第5条 加入契約の単位

- 1 当社は、1OCTモバイル加入者につき、1OCTモバイル契約を締結します。
- 2 当社は、1OCTモバイル契約につき、1電話番号および1SIMカード（以下「OCTモバイルSIMカード」といいます）を発行します。
- 3 当社の提供する放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービスのいずれかに加入している世帯への引込設備1つにつき、同時使用できるOCTモバイル回線の上限は5回線までとします。

### 第6条 申込みの条件

- 1 次の条件をすべて満たす場合に限り、OCTモバイル契約の申込みができるものとします。
  - (1) 当社の提供する次のいずれかのサービスの加入者、またはその同居家族
    - ① 有料放送サービス
    - ② インターネット接続サービス
    - ③ 固定電話サービス
  - (2) 前号に規定するサービスにかかわる料金の支払いが、当社が指定する方法で1回以上完了していること

### 第7条 申込みの方法

- 1 OCTモバイル加入契約の申込みをするときは、次に定める書類を当社に提出していただきます。
  - (1) 当社が別に定める申込書
  - (2) 「携帯音声通信事業者による加入者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（2005年法律第31号）」の規定に基づく加入者確認のための当社が別途定める本人確認書類
- 2 OCTモバイル加入申込者は、OCTモバイル加入者を識別するための加入者暗証番号を指定するものとします。
- 3 OCTモバイル加入申込者は、当社からOCTモバイル加入者に対する通知、連絡のために、当社が提供するもの以外のメールアドレスを指定するものとします。

### 第8条 加入契約の成立

- 1 加入契約は、OCTモバイル加入申込者からの申込みを当社が審査、了解し、OCTモバイルSIMカードを引渡した時点で成立するものとします。ただし、この引渡時、および引渡日までに、次のいずれかに該当することが判明した場合は、OCTモバイル加入契約は成立しないものとします。
  - (1) 第17条「承諾の限界」第1項各号に該当する場合
  - (2) 本サービスの提供が、技術上困難である場合
  - (3) 第7条「申込みの方法」第1項第(2)号に定める書類等が提出されず、本人確認ができないとき
  - (4) OCTモバイル加入申込者が20歳未満の場合

(5) OCT モバイル加入申込者が、第6条「申込みの条件」に該当しない場合

- 2 前項のいずれかに該当し、本サービスの申込みを当社が拒絶したときは、OCT モバイル加入申込者に対しその旨を通知します。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 4 第1項第(3)号に該当する場合、当社は、OCT モバイル加入申込の承諾を留保または拒絶するものとします。
- 5 加入申込者は、現在および将来にわたっても第17条「承諾の限界」第1項第(5)号に該当しないことを確約するものとします。
- 6 第17条「承諾の限界」第1項第(11)号に該当する場合、当社は、超過分の申込を承諾しないものとします。

### 第9条 加入者情報の変更

- 1 OCT モバイル加入者は、その氏名および名称、電話番号、利用料金引落口座またはクレジットカード、メールアドレス等、当社へ登録した情報（以下「加入者情報」といいます）に変更などがある場合は、当社の指定する方法で、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、当社は第7条「申込みの方法」および第8条「加入契約の成立」の規定に準じて取り扱います。
- 3 第1項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 第10条 当社から OCT モバイル加入者への通知等

- 1 当社から OCT モバイル加入者への通知その他の連絡は、次の各号に定めるとおりに行います。
  - (1) 本約款に基づき、書面その他の当社が別に定める方法で行います。
  - (2) OCT モバイル加入者から届出のあった加入者情報に基づいて行います。
- 2 次の各号に規定する書類が OCT モバイル加入者に到達しない場合、当該書類は通常到達すべき時期に OCT モバイル加入者に到達したものと取り扱います。
  - (1) OCT モバイル加入者が第9条「加入者情報の変更」に規定する届出を怠ったことにより、当社が従来の加入者情報に基づく連絡先に送付した書類
  - (2) OCT モバイル加入者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社がその届出に基づく連絡先に送付した書類
- 3 加入者情報に基づく連絡先（以下「加入者連絡先」といいます）が、事実と異なるものであると当社が判断した場合は、次のとおりとします。
  - (1) 当社は以後、書面による通知等は行わないこととします。
  - (2) 当社は、当該加入者情報に紐づく OCT モバイル回線へ、次の各号に定める方法により通知等を行います。
    - ① 当該 OCT モバイル回線に提供する留守番伝言機

能への録音

- ② 当該 OCT モバイル回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等への録音
  - ③ 電子メールの送信
  - ④ その他、当社が別に定める方法
- (3) 前号の場合、実際の通知等の受領の有無にかかわらず、その通知等は OCT モバイル加入者に到達したものと取り扱います。
  - 4 第34条「サービスの停止」または第38条「当社が行う契約の解除」に該当し、書面および前項のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、通知を省略します。
  - 5 次の各号に規定する場合、当社に届出のあった加入者情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社は一切の責任を負いません。
    - (1) OCT モバイル加入者が、第9条「加入者情報の変更」の届出を怠った場合
    - (2) OCT モバイル加入者が、当社に事実と異なる届出を行った場合

### 第11条 初期契約解除

- 1 初期契約解除の対象は、次のとおりとします。
  - (1) デュアルサービスの新規申込
  - (2) デュアルサービス内の料金プラン変更
  - (3) デュアルサービスの自動更新
- 2 デュアルサービスを申込んだ OCT モバイル加入者は、当社から OCT モバイル SIM カードを受け取った日から起算して、8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書（以下「初期契約解除通知書」といいます）により初期契約解除を申し出ることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が伝えた初期契約解除制度についての不実の情報により、OCT モバイル加入者が事実を誤認し、初期契約解除申告可能期間内に初期契約解除を申し出なかった場合は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 当社は、OCT モバイル加入者に「不実告知後書面」を発行します。
  - (2) 前号の場合、不実告知後書面受領日から起算して8日を経過するまでの間、契約を解除することができません。
- 4 前項の場合、OCT モバイル加入者は次の各号に規定する料金を支払うものとし、当社は、次の各号に規定する料金以外は、OCT モバイル加入者へ請求できないものとします。
  - (1) 別表に記載する、解除を申し出た月の利用料金
  - (2) 手続きに関する手数料
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に明らかに該当すると認められる場合はこの限りではありません。
  - (1) あらかじめ加入申込を撤回する意思をもって加入申込を行った場合
  - (2) 加入申込者の保護を図ろうとする、本条の意図に反

する場合

- 6 料金プラン変更の初期契約解除については、次の各号に定めるとおりです。
  - (1) 初期契約解除申出により、当社は、料金プラン変更手続きを取り消し、変更手続適用前のプランへ戻します。
  - (2) 前号の場合、システムの都合上、一旦変更手続が適用されます。変更後のプランが提供開始となった翌月に、適用前のプランに戻すものとします。
  - (3) OCT モバイル加入者は、前号に規定する一旦適用されるプランにかかわる料金を支払うものとします。

## 第 12 条 初期契約解除にかかわる費用

- 1 OCT モバイル加入者は、対象サービスの初期契約解除までの間の、初期契約解除にかかわる次に定める料金を支払うものとします。ただし、番号ポータビリティ制度（以下「MNP」といいます）により他の携帯電話事業者に転出する（以下「MNP 転出」といいます）場合は、対象サービスの初期契約解除が完了するまでの間の料金を支払うものとします。
  - (1) 別表に規定する事務手数料
  - (2) 次に定めるサービス基本料金の日割料金
    - ① データプラン
    - ② 通話プラン
    - ③ 5 分かけ放題プラン
  - (3) 対象プランの契約解除に伴い自動解約される、次に定めるオプションサービスまたは付加的な機能の基本料金
    - ① 電話基本パック
    - ② 割込通話機能
    - ③ その他、契約書面に別途記載された、対象サービスの初期契約解除に伴い自動解約となるオプションサービス
  - (4) 通話料や音声定額の超過料金等、対象サービス、オプションサービス、および付加的な機能にかかわる従量料金
  - (5) MNP 転出時の、別表に定める MNP 転出手数料
  - (6) 料金プラン変更の初期契約解除時の、変更前のプランに戻すまでの間に利用したサービスの料金
  - (7) OCT モバイル SIM カード代金全額
- 2 端末の売買契約は、初期契約解除の対象外です。端末代金は、初期契約解除と同時に全額支払うものとし、返品はできません。
- 3 料金プラン変更の場合を除き、初期契約解除時の端末代金の割賦支払いに関する契約は、次の通りに取り扱います。
  - (1) 対象サービスの契約解除に伴い、端末代金の割賦支払いに関する契約も解除されます。
  - (2) 前号の場合、OCT モバイル加入者は、端末代金の残額を一括で支払うものとします。
- 4 本条で規定する費用には、すべて別途消費税がかかります。

## 第 13 条 初期契約解除時の MNP 転出

- 1 初期契約解除時に MNP 転出する場合は、次のとおりです。
  - (1) 当社が MNP 予約番号を発行します。
  - (2) 予約番号の発行には 3～4 日程度かかります。
  - (3) MNP 予約番号には有効期限があります。有効期間中に転出されない場合、OCT モバイル契約は、自動的に解約となります。
  - (4) 前号の場合、MNP 転出はできなくなります。OCT モバイル契約前に利用していた電話番号で、他携帯電話事業者と契約することはできません。
- 2 当社が新しい電話番号を発行した場合、初期契約解除で MNP 転出はできません。

## 第 14 条 初期契約解除の申込

- 1 OCT モバイル加入者は、別表の規定に従い、当社所定の初期契約解除通知書を当社に提出するものとします。
- 2 初期契約解除申告日は、原則として、当社へ初期契約解除通知書を提出した日とします。ただし、郵送の場合は、初期契約解除通知書の消印日を初期契約解除申告日とします。
- 3 OCT モバイル加入者と一定期間連絡が取れない場合、初期契約解除申込みを受け付けられないことや、希望申告日に契約解除等ができないことがあります。

## 第 15 条 契約の有効期限

- 1 契約の有効期限および有効期間は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 5 分かけ放題プラン ..... 契約成立の翌月から起算して 2 年間
  - (2) 通話プランおよびデータプラン ..... 契約成立の翌月から起算して 1 年間
- 2 次の各号に定める期間までに、当社、OCT モバイル加入者のいずれからも当社所定の書式による文書により何らの意思表示もない場合には、前項の契約有効期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。
  - (1) 5 分かけ放題プラン ..... 契約期間満了の翌月 1 か月間
  - (2) 通話プランおよびデータプラン ..... 契約満了日まで

## 第 16 条 契約内容の変更

- 1 当社は、OCT モバイル加入者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。
- 2 前項の契約内容変更請求の方法、およびその承諾については、第 8 条「加入契約の成立」および第 9 条「加入者情報の変更」の規定に準じて取り扱います。
- 3 OCT モバイル契約を解約すると同時に、新たに OCT モバイル契約を締結する申出があったときは、当社は、現に提供している OCT モバイル契約の解除について、第 37 条「加入者が行う契約の解除（解約）」に定める通知があったものとみなして取り扱います。
- 4 変更請求を受け付けてから手続きが完了するまでの間につ

いては、次の各号に規定するとおりです。

- (1) 手続きに伴い、OCT モバイル SIM カードが利用できない期間が発生します。
- (2) 前号の期間を含め、別表に規定する本サービスの利用料金が発生します。

## 第 17 条 承諾の限界

1 次の各号の規定に該当する場合、当社は、OCT モバイル加入者（本条においては「OCT モバイル加入申込者」を含む）からの請求を承諾しないことがあります。

- (1) OCT モバイル加入者が、当社サービス約款に基づいて支払うべき契約上の債務（サービス料金、または工事費等）の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
- (2) OCT モバイル加入者が、当社サービスの利用を停止されている、もしくは第 38 条「当社が行う契約の解除」を受けたことがある場合
- (3) OCT モバイル加入者が、支払手段として正当に使用することができない利用料金引落口座またはクレジットカードを指定した場合
- (4) 虚偽の事実をもって加入申込およびその他各種請求をした場合
- (5) OCT モバイル加入者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合
- (6) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が OCT モバイル加入者の事業活動を実質的に支配している場合
- (7) その他、OCT モバイル加入者が本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがある場合
- (8) 第 7 条「申込みの方法」第 1 項第 (2) 号に定める書類等が提出されず、本人確認ができないとき
- (9) OCT モバイル加入者が、第 34 条「サービスの停止」第 1 項各号の事由に該当するとき
- (10) OCT モバイル加入者が指定したクレジットカードまたは金融機関口座の名義人が、OCT モバイル加入者本人と異なる場合
- (11) 第 5 条「加入契約の単位」第 3 項に定める同時使用できる OCT モバイルの合計回線数を超える場合
- (12) OCT モバイル加入者が、「携帯音声通信事業者による加入者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（2005 年法律第 31 号／以下「携帯電話不正利用防止法」といいます）」第 10 条の規定に違反して、携帯電話不正利用防止法に定める通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき
- (13) OCT モバイル加入者が、1 料金月内に当社が別に定める回数を超えて繰り返し同一の請求をする場合
- (14) 当社がその請求を承諾することが技術的に困難であ

るとき

- (15) 当社がその請求を保守することが著しく困難であるとき
  - (16) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき
- 2 前項に該当する場合は、その理由を当該請求者に通知します。ただし、本約款に特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

## 第 3 章 認証情報等

### 第 18 条 加入者暗証番号

- 1 OCT モバイル加入者は、第 7 条「申込みの方法」第 2 項に定める自らの加入者暗証番号（以下「暗証番号」といいます）について、自己の責任によって厳正に管理するものとします。
- 2 OCT モバイル加入者は、指定された以外の暗証番号を使用して本サービスを利用することはできません。
- 3 OCT モバイル加入者は、暗証番号を自己の責任によって厳正に管理するものとし、次の各号に定める行為は禁止します。ただし、本約款で別に定める場合は、この限りではありません。
  - (1) 暗証番号を第三者に開示すること
  - (2) 暗証番号を第三者に利用させること
  - (3) その他、暗証番号等を第三者に譲渡および貸与等すること
  - (4) 暗証番号を第三者が知ることができる物件上に手記・放置すること
  - (5) 生年月日等の第三者に類推されやすい情報を暗証番号にすること
  - (6) その他、暗証番号の管理において、注意義務を怠ると認められる行為
- 4 OCT モバイル加入者は、次の場合、当社へただちにその旨を通知するものとします。当社からの指示がある場合はこれに従い、暗証番号の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
  - (1) 暗証番号が第三者に知られた場合
  - (2) 暗証番号が第三者に不正に利用されている疑いのある場合
  - (3) 暗証番号の失念があった場合
- 5 暗証番号を利用して行われた行為は、すべて OCT モバイル加入者によって行われたものとみなし、当該行為についての責任は、すべて OCT モバイル加入者が負うものとします。
- 6 OCT モバイル加入者の暗証番号が使用されたことにより、当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害は、OCT モバイル加入者が賠償するものとします。
- 7 当社は、OCT モバイル加入者が本約款上の権利を行使するにあたり、暗証番号等の提示を求めることがあります。

### 第 19 条 電話番号

- 1 本サービスで利用する電話番号は、1OCT モバイル回線ご

とに当社が定めるものとします。

- 2 本サービスの電話番号の登録、変更および消去（以下「登録等」といいます）は、当社が行います。
- 3 本サービスの電話番号は、加入者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 4 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、本サービスの電話番号を変更することがあります。
- 5 当社は、前項の規定により、電話番号を変更するときは、あらかじめその旨を OCT モバイル加入者に通知します。
- 6 当社は、1 電話番号につき 1OCT モバイル SIM カードを発行します。OCT モバイル SIM カードの電話番号登録等については、第 22 条「電話番号その他の情報の登録等」の定めに従います。

## 第 20 条 IP アドレス

- 1 OCT モバイル加入者が本サービスで使用する IP アドレスは、当社が指定します。
- 2 OCT モバイル加入者は、本サービスで使用する IP アドレスについて、氏名等の情報を、ドメイン名および IP アドレスの登録管理機関のデータベースに登録することを承認したものとみなします。

## 第 4 章 サービスの内容

### 第 21 条 サービスの種類

- 1 本サービスは、当社が定める仕様に基づき、VoLTE 対応端末との間に電気通信回線を設定し、データ通信網を利用したインターネットプロトコルにより、相互通信等を提供します。
- 2 本サービスには次の機能があります。
  - (1) データ通信機能  
インターネットプロトコルによる相互通信機能
  - (2) SMS 機能  
文字メッセージの送受信機能（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含む）
  - (3) 音声通話機能  
国内外での送受信が可能な音声通話機能
- 3 当社は、別に定められた業務区域内で、次の各号に規定するサービスを提供します。
  - (1) 音声通話とデータ通信を利用できる「デュアルサービス」
    - ① 国内外で送受信可能な SMS 機能および音声通話機能を提供します。
    - ② 当社は、データ通信機能、SMS 機能、および音声通話機能に対応した「音声通話付き SIM カード」を OCT モバイル加入者に貸与します。
    - ③ デュアルサービスからシングルサービスに変更することはできません。
  - (2) データ通信のみを利用することができる「シングルサービス」
    - ① 当社は、データ通信機能に対応した「データ専用 SIM カード」を OCT モバイル加入者に貸与しま

す。

- ② シングルサービスからデュアルサービスに変更することはできません。
- 4 前項の業務区域は、日本国内において KDDI が提供する au (LTE) 通信サービスのサービスエリアのほか au (WIN) 通信サービスのサービスエリアに準ずるものとします。
- 5 当社は、第 2 項に規定するサービスのうち、OCT モバイル契約申込時に接続請求があった端末設備に応じたサービスを提示します。OCT モバイル加入者は、提示された種類の中からサービスを選択するものとします。
- 6 OCT モバイル加入者は、本サービスの種類の変更を請求することができません。
- 7 本サービスには、本サービス別表（以下「別表」といいます）に規定するプラン等の品目があります。ただし、別表に特段の条件等の定めがあるものは、その定めによるものとします。
- 8 本サービスを利用する通話およびデータ通信以外の通信は、通話とみなして取り扱います。
- 9 本サービスに関する本約款で規定する以外の提供条件は、別表の定めるところによります。
- 10 本サービスでは、microSIM カードを利用します。
- 11 OCT モバイル加入者は、次の各号について、あらかじめ同意するものとします。
  - (1) 当社が OCT モバイル SIM カードで利用できる音声通話機能が、必ずしも特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社）が提供する類似サービスと同一の仕様ではないこと
  - (2) 当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとする
  - (3) 本サービスの設備または装置の故障による場合を含め、OCT モバイル加入者は、本サービスを利用して送受信する情報の消失防止措置をとること

### 第 22 条 オプションサービス（付加機能）

- 1 当社は、OCT モバイル加入者から請求があったときは、本約款および別表の規定により、基本料金以外に別途有料でオプションサービスを提供します。
- 2 前項の請求があったときは、第 8 条「加入契約の成立」に従い、取り扱います。
- 3 各オプションサービスの提供内容等詳細は、別表の定めによるものとします。
- 4 次の各号に規定する場合、オプションサービスの利用が終了します。
  - (1) OCT モバイル契約が解除されたとき
  - (2) OCT モバイル加入者から、オプションサービスの利用終了の申し出があったとき
- 5 本サービスの利用の休止中、停止中、および中断時のオプションサービスの取り扱いは、次の各号に規定するとおりです。
  - (1) オプションサービスは利用することができません。オプションサービスの利用料金が発生します。
- 6 別表に基づき提供するオプションサービスのうち、別記 25

に定める機能については、前項の規定にかかわらず、OCT モバイル加入者から請求があったものとみなして取り扱います。

### 第 23 条 追加購入データ容量の取り扱い

- OCT モバイル加入者は、別表に定めるデータチャージ料を支払うことにより、その支払額に応じたデータ量(以下「追加購入データ容量」といいます)を購入することができます。
- 前項の場合、データチャージ料は、1 回に購入できる追加購入データ容量の最小単位に応じた区分により適用します。
- 追加購入データ容量は、1OCT モバイル回線ごとに取り扱います。
- 追加購入データ容量が残っている状態で、別記 26 に定めるターボ ON 設定による通信が行われた場合は、次のとおりです。
  - ターボ ON 設定による各料金月の通信（総量速度規制中の通信を除く）にかかわるデータ量のうち、当該料金月の基本データ容量と繰越データ容量の合算量を超過したデータ容量を、追加利用データ量とします。
  - 前号で得られた追加利用データ量を、追加購入データ容量から差し引きます。
- 当社は、別記 26 に定めるターボ ON 設定による通信については、追加購入データ容量が枯渇するまでの間、第 33 条「総量速度規制」の規定にかかわらず、総量速度規制をしません。
- 追加購入データ容量は、最終追加日の翌日から起算して 90 日間有効です。
- 当社は、いかなる理由であってもデータチャージ料の返金は一切行いません。

### 第 24 条 電話番号案内

- 当社は、LTE 約款に定める電話番号案内事業者が提供する電話番号案内への接続により、電話番号を案内します。ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

### 第 25 条 発信者番号通知

- 次の各号に規定する場合は、通話を着信した、または SMS を受信した OCT モバイル回線等へ電話番号を通知します。
  - OCT モバイル回線からの通話（当社が別に定めるものに限る）
  - SMS（SMS 機能を利用した文字、数字および記号等からなるメッセージ）の送信
- 前号の規定にかかわらず、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

### 第 26 条 緊急通報にかかわる情報通知

- 本サービスでは、緊急通報にかかわる情報を通知します。
- OCT モバイル回線（当社が別に定める移動無線装置を利

用しているものに限る）から緊急通報通話が発信された場合、特定携帯電話事業者は、当該端末設備の機能により GPS 衛星から受信した信号等の情報を取得します。

- 第 25 条「発信者番号通知」の規定にかかわらず、当社または特定携帯電話事業者は、OCT モバイル回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものを除く）について、次の規定のとおり、当該 OCT モバイル回線にかかわる情報を通知します。
  - 通知内容 ……………  
発信元の OCT モバイル回線にかかわる電話番号  
通知事業者 …………… 当社  
通知相手 ……………  
当該緊急通報通話着信先の OCT モバイル回線等
  - 当該緊急通報通話先の警察機関、海上保安機関または消防機関が、当社または特定携帯電話事業者の通知情報受信用電気通信設備を具備している場合に限り、次のとおりに通知します。  
通知内容 ……………  
当該 OCT モバイル回線に接続された移動無線装置に関する次の情報
    - 当該移動無線装置の接続先無線基地局設備に関する情報、または前項の規定により所得した当該 OCT モバイル回線に関する情報に基づいて、特定携帯電話事業者が計算した緯度および経度の所在地情報
    - 当該 OCT モバイル回線にかかわる電話番号  
通知事業者 …………… 特定携帯電話事業者  
通知相手 ……………  
当該緊急通報通話の着信先警察機関、海上保安機関または消防機関
- 電話番号または移動無線装置の所在置に関する情報を当該通話相手に通知する、または通知しないことに伴い発生する損害について、当社または特定携帯電話事業者は一切の責任を負いません。ただし、第 53 条（責任の制限）に該当する場合は、その限りではありません。

### 第 27 条 料金コースおよびプランの変更

- OCT モバイル加入者は、料金コースおよびプランを変更することができます。
- 前項の変更請求は、第 7 条「申込みの方法」および第 8 条「加入契約の成立」の規定に準じて取り扱います。

## 第 5 章 通信

### 第 28 条 通信の種類

- 本サービスで取り扱う通信には、特定携帯電話事業者（KDDI に限る）が定める契約約款に規定する種類があります。
- 本サービスは、別表で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り、通信可能です。ただし、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等、電波の伝わりにくいところでは、サービス区域内であっても通信できない場合があります。

## 第 29 条 相互接続に伴う通信

- 1 KDDI 相互接続点との間は、特定携帯電話事業者（KDDI に限る）が定めた通信に限り、接続できます。
- 2 他社相互接続点との間は、相互接続協定等に基づき、当社または特定携帯電話事業者（KDDI に限る）が定めた通信に限り、接続できます。
- 3 次の各号に定める場合、その協定事業者にかかわる他網相互接続通信（本約款で提供する OCT モバイル以外の電気通信サービス用電気通信設備での通信）は利用できません。
  - (1) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止の場合
  - (2) 相互接続協定の解除の場合
  - (3) 協定事業者における電気通信事業の休止の場合

## 第 30 条 国際通話の取扱い

- 1 国際通話は、日本発信の自動通話（通話の相手先まで交換取扱者を介さず、発信者のダイヤル操作で自動接続される通話）に限り利用できます。
- 2 外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により、国際通話の取扱いが制限されることがあります。

## 第 31 条 通信速度

- 1 OCT モバイル加入者は、本サービスの通信速度について次のことをあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) 当社が OCT モバイルで表示する通信速度は理論上の最高値であること
  - (2) 実際の通信速度および最大通信速度は、次の理由により変化すること
    - ① 接続状況
    - ② OCT モバイル加入者が使用する通信機器およびネットワーク環境
    - ③ OCT モバイル加入者が利用する端末およびエリア
    - ④ その他の理由
- 2 別表に定める 1 か月あたりの利用可能通信量（追加クーポンで通信量を追加した場合を含む）を超過した場合の通信速度は、低速通信時の速度となります。
- 3 低速通信時に、当日を含む 3 日間の合計データ通信量が一定量を超えた場合、OCT モバイル回線の通信速度を制限する場合があります。

## 第 32 条 総量速度規制

- 1 IOCT モバイル契約における 1 料金月の通信にかかわるデータ量（以下「月間データ通信量」といいます）が、別表に定める基本データ容量と、第 2 項に定める前料金月の繰越データ容量の合算量を超えた場合は、次のとおりとします。
  - (1) 当社の機器により測定した、通信相手に到達しなかったものを含むデータ量を月間データ通信量とします。別記 26 に定めるターボ OFF 設定時の通信にかかわるものは除きます。
  - (2) 繰越データ容量の合算量を超えたことを当社が確認

した日から当該料金月の末日までの間、当該通信の伝送速度を最高 200kBit/s に制限（以下「総量速度規制」といいます）します。

- (3) 総量速度規制は、IOCT モバイル契約ごとに行います。
- 2 繰越データ容量は、各料金月の末日が経過した時点で、次の各号に定めるとおりに算出します。なお、繰越データ容量は、当該料金月の翌月の基本使用料の料金種別にかかわる基本データ容量と同量を上限とします。
  - (1) 当該料金月の基本データ容量と、その前料金月の繰越データ容量を合算します。
  - (2) 前号で得られた合算後のデータ容量から月間データ通信量を差し引いた量を、繰越データ容量とします。
  - (3) 前号の計算結果がマイナスとなる場合、繰越データ容量は 0 とします。

## 第 33 条 インターネット接続サービス

- 1 OCT モバイル加入者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第 34 条 通話時間およびデータ通信量等の測定

- 1 SMS 機能を利用した文字メッセージ送信情報の受信回数は、次のとおり測定します。
  - (1) 当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備において、発信者の OCT モバイル回線から SMS 機能を利用した文字メッセージ送信したことを示す情報の受信回数を送信回数とします。
  - (2) 前項の送信回数は、当社または特定携帯電話事業者の機器で測定します。
- 2 前項以外の通話にかかわる時間は、以下のとおり測定します。
  - (1) 双方の OCT モバイル回線等を接続して、通話できる状態にした時刻を通話開始とします。
  - (2) 発信者または着信者による通話終了の信号を受けて、通話をできない状態にした時刻を通話終了とします。
  - (3) 第 (1) 号に規定する通話開始時刻から起算し、第 (2) 号に規定する通話終了時刻までの経過時間を、通話時間とします。
  - (4) 前号の規定にかかわらず、回線の故障等、通話の発信者または着信者の責任によらない理由により、次に規定する時間が生じた場合、その時間は通話時間には含まれません。
    - ① 通話途中、一時通話ができなかった時間
    - ② 通話を打ち切った場合の、別表に規定する秒数に満たない、端数の通話時間
  - (5) 通話時間は、当社または特定携帯電話事業者の機器で測定します。
  - (6) 前号の規定にかかわらず、電話番号案内への接続にかかわる通話の通話時間は、電話番号案内事業者の

機器で測定します。

- 3 OCT モバイル加入者が使用したデータ通信量は、当社または特定携帯電話事業者の機器により測定します。

## 第6章 休止、中断、および停止等

### 第35条 利用の休止

- 1 OCTモバイル加入者は、OCTモバイルSIMカードの盗難、紛失等、当社が認める場合に限り、当社に本サービスの利用の休止を請求することができます。当社がこの請求を承諾した場合は、次のとおりです。
  - (1) 休止は、1日から末日までの1か月を単位とし、1回につき3か月を限度とします。
  - (2) やむを得ず、前号の指定期間をこえる場合については、加入者と当社が協議して決定するものとします。
  - (3) 当社は、その電話番号を一時的に、転用および利用ができない状態にします。
  - (4) 前号に伴い、オプションサービスも利用ができなくなります。
- 2 利用の休止および再開の請求は、当社所定の方法により行うものとします。
- 3 休止期間中も、別表に定める本サービスおよびオプションサービスの利用料金が発生します。
- 4 利用の休止および再開の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。休止の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、OCTモバイル加入者による利用であるかどうかにかかわらず、OCTモバイル加入者の負担とします。

### 第36条 サービスの中断

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
  - (1) 当社または特定携帯電話事業者（KDDIに限る）の電気通信設備の保守または工事上、やむを得ない場合
  - (2) 天災事変等の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合
  - (3) 当社または特定MNOの電気通信設備の障害等、やむを得ない事由があるとき
  - (4) その他、当社または特定MNO事業者が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
  - (5) 特定携帯電話事業者（KDDIに限る）の提供する電気通信サービス契約約款または特定携帯電話事業者と当社間で締結される契約の規定により、OCTモバイルの利用に制限が生じたとき
  - (6) 第35条「通信の利用の制限等」の規定によるとき
- 2 当社は、本サービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことをそのOCTモバイル加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第37条 サービスの停止

- 1 当社は、次の各号に定める期間において、本サービスの利

用を停止することがあります。

- (1) 料金およびその他の債務（当社の提供する放送サービス、インターネット接続サービス、および固定電話サービスにかかわる料金等を含む）のお支払いを当社が確認できるまでの間
  - ① 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - ② 料金およびその他の債務について、当社が定める支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事業を行う事業所以外で支払われた等、当社がその支払いの事実を確認できないとき
- (2) 当社が別に定めるOCTモバイル加入者の本人確認書類が、当社所定の方法で当社に提出されるまでの間
  - ① 本サービスにかかわる契約の申込みにあたり、当社所定の書面に、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合
  - ② 第7条「申込みの方法」の規定に違反したとき
  - ③ 別記3「当社からケーブルスマホ契約者に行う通知等の方法およびケーブルスマホ契約者の氏名等の変更にかかわる届出の義務」または別記4「契約者の地位の継承」の規定に違反したとき
  - ④ 別記3「当社からケーブルスマホ契約者に行う通知等の方法およびケーブルスマホ契約者の氏名等の変更にかかわる届出の義務」または別記4「契約者の地位の継承」の規定により届け出た内容が、事実と反することが判明したとき
  - ⑤ 第11条「契約者の契約者確認の取り扱い」（および第17条「その他の提供条件」）の規定に違反したとき
- (3) 当社が、次に該当すると判断した事由が解消されるまでの間
  - ① 1OCTモバイル回線において、1料金月の本サービスの利用が著しく増加し、当社が、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると判断した場合
  - ② OCTモバイル加入者が支払手段に指定したクレジットカードまたは金融機関口座を使用することができなくなったとき
- (4) 6か月以内で当社が別に定める期間
  - ① OCTモバイル加入者が、第9章「禁止事項」または第58条（利用にかかわる加入者の義務）の規定に違反したと当社が判断した場合
  - ② 違法に、または明らかに、公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断したとき
  - ③ 特定のOCTモバイル回線から発生した多数の不完了呼により、通信が輻輳する、もしくは輻輳するおそれがあると当社が判断したとき
  - ④ その他、本約款の規定に違反し、本サービスに関する当社または特定MNO事業者の業務の遂行、または本施設に著しい支障をおよぼす、もしくはおよぼすおそれがある行為をしたとき
  - ⑤ 端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾な

しに OCT モバイル回線に接続したとき

- ⑥ 別記3「当社からケーブルスマホ契約者を行う通知等の方法およびケーブルスマホ契約者の氏名等の変更にかかわる届出の義務」または別記4「契約者の地位の継承」の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき
- ⑦ 別記3「当社からケーブルスマホ契約者を行う通知等の方法およびケーブルスマホ契約者の氏名等の変更にかかわる届出の義務」または別記4「契約者の地位の継承」の規定による検査の結果、技術基準等（別記5「端末設備に異常がある場合などの検査」に規定する技術基準および技術的条件）に適合していると認められない端末設備または自営電気通信設備の OCT モバイル回線への接続を取りやめなかったとき
- ⑧ 別記8「端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い」、別記9「端末設備の電波法に基づく検査」、別記10「自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い」、別記11「自営電気通信設備電波法に基づく検査」の規定に違反したとき

2 当社は、次の場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
- (2) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において OCT モバイルを利用したとき
- (3) 第8条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (4) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において OCT モバイルを利用したとき

3 本条の規定による OCT モバイルの利用停止期間中も、別表に定める OCT モバイルの利用料金が発生します。

4 当社は本条の規定により、本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、および停止をしようとする日を OCT モバイル加入者に通知します。ただし OCT モバイル加入者の都合により、通知が OCT モバイル加入者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

5 当社は、本条の規定により、OCT モバイル加入者の利用に何らかの不利益が生じても、その一切の責任を負いません。

### 第38条 通信の利用の制限等

1 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、次の場合に備え、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生した、もしくは発生するおそれがある場合
- (2) 前号の場合は、次の目的のための通信を優先的に取り扱います。

- ① 災害の予防、救援のために必要な事項を内容とする通信
- ② 交通、通信、電力の供給、確保、および秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信
- ③ その他、公共の利益を確保するための緊急通信

2 前項の場合の、具体的な措置は次のとおりです。

(1) 次の機関が使用している本サービス以外のものによる通信、および特定地域の OCT モバイル回線等への通信の利用中止

- ① 気象機関
- ② 水防機関
- ③ 消防機関
- ④ 災害救助機関
- ⑤ 秩序の維持に直接関係する機関
- ⑥ 防衛に直接関係する機関
- ⑦ 海上の保安に直接関係する機関
- ⑧ 輸送の確保に直接関係する機関
- ⑨ 通信役務の提供に直接関係する機関
- ⑩ 電力の供給・確保に直接関係する機関
- ⑪ 水道の供給・確保に直接関係する機関
- ⑫ ガスの供給・確保に直接関係する機関
- ⑬ 選挙管理機関
- ⑭ 次の基準をすべて満たす日刊紙を発行する新聞社等の機関  
政治、経済、文化、その他公共的な事項を報道または議論することを目的として、あまねく発売されること  
1 題号についての発行部数が8,000部以上であること
- ⑮ 次のいずれかの基準を満たす放送事業者  
「放送法」(1950年法律第132号)第2条に定める放送事業者  
有線電気通信設備を用いて自主放送を行う放送事業者（ラジオ放送のみの事業者を除く）
- ⑯ 次の基準をすべて満たす通信社  
新聞社または放送事業者にニュースを供給することを主な目的とすること  
⑭に該当する日刊紙への掲載情報、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報を供給すること
- ⑰ 預貯金業務を行う金融機関
- ⑱ その他、重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用制限

3 前項の規定のほか、当社は、次の各号に規定する通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(1) 当社および特定携帯電話事業者（KDDIに限る）の電気通信設備に登録された次の端末設備が、OCT モバイル回線に接続された場合

- ① 窃盗、詐欺等の犯罪行為、もしくはその他法令に違反する行為により取得された当社が判断した端末設備
- ② 代金債務（立替払等にかかわる債務を含む）の履

行が為されていないと当社が判断した端末設備

- (2) 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する「児童ポルノアドレスリスト」において指定された接続先との間の通信
- (3) 「児童買春、児童ポルノにかかわる行為等の処罰および児童の保護等に関する法律（1999年法律第52号）」に定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信

4 当社は、次の各号に該当する場合、OCT モバイル加入者に事前に通知することなく、通信の利用を制限、または切断する措置をとることがあります。

(1) 利用制限

- ① 通信が著しく輻輳する場合における、特定の通信時間または特定地域の OCT モバイル回線への通信
- ② 当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートにかかわる通信
- ③ 当社電気通信設備の取扱通信総量に対し、過大と認められる通信を発生させるなど、OCT モバイル回線を用いた通信が、当社電気通信設備の容量を逼迫した、または逼迫させるおそれがある場合
- ④ 本サービスの提供に支障をおよぼす、またはおよぼすおそれがあると当社が認めた場合
- ⑤ OCT モバイル加入者の一定期間内の通信量が、当社が別途定める基準を超過し、本サービスの品質および利用の公平性が確保が危ぶまれる、もしくは危ぶまれるおそれがあると当社が認めた場合

(2) 切断

- ① 通信中に電波状況が著しく悪化したなど、通信の継続が技術上著しく困難な場合
- ② OCT モバイル回線を、当社が別に定める一定の時間以上継続して保留し、当社の電気通信設備を占有するなど、本サービスおよびその他の通信の提供に支障をおよぼすおそれがあると当社が認めた場合

(3) 利用制限または切断

- ① 第〇条「加入者の義務」の規定に違反したとき

- 5 当社は、本条の規定による通信利用の制限等について、OCT モバイル加入者に何らかの不利益が生じても、その一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社または特定携帯電話事業者は、当社または特定携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮、その他本サービスの円滑な提供に必要な措置をとることがあります。
- 7 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 8 OCT モバイル加入者は、本条に規定する通信の利用に関する措置について、あらかじめ同意するものとします。

## 第7章 契約の終了

### 第39条 最低利用期間

- 1 デュアルサービスには、IOCT モバイル契約ごとに、次の

各号に定める最低利用期間または定期契約期間があります。

(1) 通話プラン

- ① 当社がOCT モバイルSIMカードを引き渡した日が属する月（以下「利用開始月」といいます）の翌月1日から起算して1年間の最低利用期間があります。最低利用期間内に利用契約を解除する場合は別表1（料金表）に定める契約解除手数料を支払うものとします。

(2) 5分かけ放題プラン

- ① 利用開始月の翌月1日または次項に定める更新月から起算して2年間の経過する月（以下「満了月」といいます）の末日をもって満了する定期契約期間があります。
- ② 満了月の翌月（以下「更新月」といいます）に第20条（加入者の解除）に規定する利用契約の解除をされない場合は、2年間の自動更新となります。

2 前項の最低利用期間または定期契約期間内に次の各号に規定に該当する場合、OCT モバイル加入者は、当社が定める期日までに別表に規定する契約解除料を一括して支払うものとします。ただし、第20条（加入者の解除）第2項または第3項の規定により解除された場合を除きます。

- (1) OCT モバイル契約の解除（第5章に規定する初期契約解除による解約を除く）
- (2) 満了月以外に「5分かけ放題プラン」から「通話プラン」への変更が適用された場合

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、最低利用期間および最低利用期間解除料を別途定めることがあります。

- (1) キャンペーン等により、初期費用の割引を受けられる場合
- (2) 提供条件等による場合

4 OCT モバイル加入者は、最低利用期間内に OCT モバイル契約の解除があった場合は、下表に定める契約解除料を支払っていただきます。

- (1) 契約解除料 …………… 9,500 円（税別）／回線

### 第40条 加入者が行う契約の解除（解約）

- 1 OCT モバイル加入者は、契約を解除（以下、OCT モバイル加入者による契約の解除を「解約」といいます）しようとするときは、解約を希望する日に、当社所定の方法で、当社に届け出るものとします。
- 2 前項の規定による解約をしようとする場合の処置は、第39条「契約終了時の処置」の規定に準ずるものとします。

### 第41条 当社が行う契約の解除

1 当社は、次の場合には、OCT モバイル加入契約を解除することがあります。

- (1) OCT モバイル加入者が第6条「申込みの条件」に該当しなくなった場合
- (2) 第34条「サービスの停止」の規定により、本サービスの提供を停止された場合において、OCT モバイル加入者が当該利用停止日から7日以内に、その事実

- を解消しない場合
- (3) 第 32 条「利用の休止」の規定により、サービスの利用を休止している場合で、第 32 条第 1 項第 (1) 号に定める期間を経過してもなお、OCT モバイル加入者から再開の申し出がないとき
  - (4) 契約時に虚偽の申告をした場合
  - (5) 当社または OCT モバイル加入者のいずれの責にもよらない事由により、本施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、サービスを継続できない場合
  - (6) OCT モバイル加入者が自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為をはたらいた場合
    - ① 暴力的または脅迫的な言動、および暴力を用いる行為
    - ② 法的な責任をこえた不当な要求行為
    - ③ 風説の流布や偽計により、当社の信用を棄損、もしくは当社の業務を妨害する行為
    - ④ その他、これらに準ずる行為
  - (7) OCT モバイル加入者が現在または過去において、次の各号に該当することが判明した場合（ただし、反社会的勢力の定義は、第 8 条「加入契約の成立」第 1 項第 (7) 号の定めるところによるものとします）
    - ① 反社会的勢力に属すると判明した場合
    - ② 反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
    - ③ 役員等が反社会的勢力であるなど、反社会的勢力がその経営もしくは運営に実質的に関与している場合
    - ④ 自己、自社、または第三者の不正な利益を図る、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している場合
    - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供する、もしくは便宜を供与するなど、直接的または積極的に反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合
    - ⑥ その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - ⑦ 反社会的勢力であること、もしくは反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与していることを知りながらこれを利用している者
    - ⑧ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、もしくは特別清算手続の申立を受けた、または自ら申立をした場合
  - (8) OCT モバイル加入者が、本約款に違反した、もしくは違反するおそれがある場合
  - (9) その他、当社の業務遂行上、支障がある場合
  - (10) OCT モバイル加入者が「携帯電話不正利用防止法」第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めた場合
- 2 当社は、前項の規定によるほか、別記 4 (1) に定める OCT モバイル加入者の地位の承継について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合は、その事実を確認した日をもって、OCT モバイルの契約を解除するものとします。
- 3 第 1 項の規定により、OCT モバイル加入契約を解除しようとする場合は、次の各号に定めるとおりとします。
    - (1) 当社は、あらかじめ OCT モバイル加入者にその旨を通知します。ただし、次の各号に該当する場合は、当社は OCT モバイル加入者に催告することなく、ただちに OCT モバイル加入契約を解除することができるものとします。
      - ① OCT モバイル加入者の都合により、通知が加入者に到達しない場合
      - ② 緊急等、やむを得ない場合
      - ③ 第 1 項第 (5) 号～第 (9) 号に該当する場合
      - ④ 前 3 号の規定にかかわらず、OCT モバイル加入者について、破産法または民事再生法の適用の申立て、およびその他これらに類する事由が生じたことを当社が知った場合
      - ⑤ 第 34 条「サービスの停止」または第 35 条「通信の利用の制限等」の規定により、本サービスの利用を停止または制限された OCT モバイル加入者が、停止または制限された日から 1 か月以内にその事由を解消しない場合
  - 4 OCT モバイル加入者が第 34 条「サービスの停止」各号の規定のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障をおよぼすと認められる場合は、次の通りです。
    - (1) 当社は本サービスを停止せず、ただちに OCT モバイル契約を解除することがあります。
    - (2) 第 39 条「契約終了時の処置」の規定に準ずるものとします。
  - 5 OCT モバイル加入者は、契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

#### 第 42 条 契約終了時の処置

- 1 OCT モバイル加入契約が終了する場合、OCT モバイル加入者は、第 42 条「SIM カードの管理」第 5 項の規定に従い、OCT モバイル SIM カードを処分していただきます。
- 2 解除により OCT モバイル加入契約が終了する場合は、次の各号に定めるとおりです。
  - (1) OCT モバイル加入者は、契約終了までに発生した料金、およびその他の債務を支払うものとします。
  - (2) 当社は、初期費用、端末代金、および利用料金は返還しないものとします。

#### 第 43 条 他の電気通信事業者への通知

- 1 第 15 条（加入者が行う契約の解除）または第 16 条（当社が行う契約の解除）の規定による本契約の解除後、料金およびその他の債務の支払いがない場合は、次に規定するとおりです。
  - (1) 当社は、次に規定する OCT モバイル加入者を特定するために必要な情報で、当社が別に定めるもの限り、他の電気通信事業者へ通知します。
    - ① OCT モバイル加入者の氏名、住所、電話番号等

② OCT モバイル加入者の支払い状況に関する情報

(2) 電気通信事業者からの請求に基づき、通知します。

- 2 OCT モバイル加入者は、前項の通知にあらかじめ同意するものとします。

## 第 8 章 SIM カード

### 第 44 条 OCT モバイル SIM カードの貸与

- 1 当社は、OCT モバイル加入者に、1OCT モバイル契約につき、OCT モバイル専用 SIM カード 1 枚を貸与します。
- 2 技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社は OCT モバイル SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを OCT モバイル加入者に通知します。

### 第 45 条 情報の登録と消去

- 1 当社は、次の各号に規定する場合、OCT モバイル契約に紐づく SIM カードに電話番号およびその他の情報を登録します。
  - (1) 本サービス契約時
  - (2) 第 12 条（電話番号）第 2 項、または第 51 条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により、電話番号を変更する場合
- 2 前項に規定する情報を登録するため、OCT モバイル SIM カードは、当該 OCT モバイル契約の 1 電話番号に紐づく固有のカードとなります。
- 3 OCT モバイル加入者は、次の各号に定めるとおり、OCT モバイル SIM カード利用者を識別するための PIN コード（SIM カード暗証番号）を登録することができます。
  - (1) PIN コードは、OCT モバイル加入者の任意で登録できます。
  - (2) PIN コードは、当社が別に定める方法により登録します。
  - (3) OCT モバイル加入者に紐づく SIM カードにのみ登録するものとします。
- 4 前項の場合、OCT モバイル加入者は、PIN コードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 5 OCT モバイル SIM カードに紐づく OCT モバイル加入者以外の者が PIN コードを登録した場合でも、当該 OCT モバイル加入者が登録を行ったものとみなします。
- 6 OCT モバイル加入者は、次の各号に該当する場合、当社の指示に従い、OCT モバイル SIM カードに切り込みを入れて破棄していただきます。
  - (1) 第 22 条「サービスの種類」に定めるサービス機能区分を変更した場合
  - (2) 第 37 条「加入者が行う契約の解除（解約）」および第 38 条「当社が行う契約の解除」の規定により、契約が解除された場合
  - (3) その他、OCT モバイル SIM カードを利用しなくなったとき
- 7 前項の規定によるほか、次の場合、OCT モバイル加入者は、当社の指示に従って変更前の OCT モバイル SIM カードに

切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

- (1) 第 40 条「SIM カードの貸与」第 2 項の規定により、当社が OCT モバイル SIM カードを変更した場合
- (2) 電話番号を変更した場合

### 第 46 条 SIM カードの管理

- 1 OCT モバイル加入者は、OCT モバイル SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2 OCT モバイル SIM カードに故障、破損、紛失、盗難、その他異常等（以下「故障、滅失等」といいます）が生じた場合は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) OCT モバイル加入者は、当社が定める方法により、ただちにその旨を当社に通知するものとします。
  - (2) OCT モバイル加入者は、当社の指示に従って当該 OCT モバイル SIM カードを処分するものとします。
  - (3) 当社は、無償で修理、再発行等、必要な措置を講じます。
  - (4) 前号の規定にかかわらず、OCT モバイル加入者の故意、または過失により、故障、滅失等が生じた場合、OCT モバイル加入者は、別表に定める SIM カード再発行手数料を当社に支払うものとします。
  - (5) 紛失、盗難、消失等が生じた OCT モバイル SIM カード（以下「滅失品」といいます）の取り扱いは、次のとおりです。
    - ① 新しい OCT モバイル SIM カードの発行をもって、滅失品は当社の所有を離れるものとします。
    - ② 滅失品は、OCT モバイル加入者の責任で、法律に従い、処分するものとします。
    - ③ OCT モバイル加入者は、滅失品を当社に返還することはできません。また、前号の SIM カード再発行手数料も返金されないものとします。
  - (6) OCT モバイル SIM カードの故障、滅失等に起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、第三者が OCT モバイル SIM カードを利用した場合であっても、当該 OCT モバイル SIM カードに紐づく OCT モバイル加入者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社が認める場合を除き、OCT モバイル加入者が OCT モバイル SIM カードを次のように扱うことは禁止します。
  - (1) OCT モバイル加入者以外へ販売、譲渡、およびその他の処分をすること
  - (2) 分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他 OCT モバイル SIM カードとしての通常用途以外を使用すること

## 第 9 章 端末設備および自営電気通信設備

### 第 47 条 端末設備および自営電気通信設備について

- 1 OCT モバイル回線へ接続する端末設備は、次のいずれかの条件を満たす必要があります。
  - (1) 当社が指定する端末設備

- (2) 法律に定める技術水準に適合する端末設備
- 2 OCT モバイル加入者は、第 50 条「電波法に基づく検査」に規定する端末設備に関する接続試験、およびその他端末設備に関する確認を求められた場合は、その求めに応じるものとします。

#### 第 48 条 端末設備および自営電気通信設備の接続

- 1 OCT モバイル加入者は、次の各号に規定する場合、当社所定の方法により、接続請求をするものとします。
- (1) OCT モバイル回線に次の設備を接続する場合
- ① 端末設備（OCT モバイル回線に接続可能なものに限る）
- ② 自営電気通信設備（移動無線装置は、OCT モバイル回線に接続可能なものに限る）
- (2) OCT モバイル回線に接続されている電気通信設備を介して次の設備を接続する場合
- ① 端末設備（OCT モバイル回線に接続可能なものに限る）
- ② 自営電気通信設備（移動無線装置は、モバイル通信サービスの OCT モバイル回線に接続可能なものに限る）
- 2 前項の請求があった場合、次の場合を除き、当社はその請求を承諾します。
- (1) 端末設備
- ① 当該接続が別表の技術基準等に適合しない場合
- ② 当該接続が「電気通信事業法施行規則」第 31 条に該当する場合
- (2) 自営電気通信設備
- ① 当該接続が別表の技術基準等に適合しない場合
- ② 当該接続により、当社または特定携帯電話事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けた場合
- ③ 自営電気通信設備が、「無線設備規則（1950 年電波監理委員会規則第 18 号）」に適合しないとき
- 3 前項の請求の承諾にあたり、次の場合を除き、当社はその接続が別表に規定する技術基準等に適合するかどうか、検査を行います。
- (1) 「電気通信事業法」第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合
- (2) 「電気通信事業法施行規則」第 32 条第 1 項に該当する場合
- 4 前項の検査を行う場合、当社または特定携帯電話事業者は所定の証明書を提示します。
- 5 OCT モバイル加入者が端末設備または自営電気通信設備を変更した場合は、第 1 項から第 4 項の規定に準じて取り扱います。
- 6 OCT モバイル回線への端末設備または自営電気通信設備の接続を取りやめた場合、OCT モバイル加入者は、当社にそのことを通知するものとします。

#### 第 49 条 異常がある場合などの検査

- 1 当社または特定 MNO 事業者は、次の各号に規定する場合、

OCT モバイル加入者に、当該端末設備または自営電気通信設備の接続が別表に定める技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

- (1) OCT モバイル回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合
- (2) その他、電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合
- 2 前項の場合、OCT モバイル加入者には、次の各号に規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (1) 検査を受けなくてもよい正当な理由がある場合
- (2) その他「電気通信事業法施行規則」第 32 条第 2 項で定める場合
- 3 第 1 項に規定する検査を行う場合、当社または特定 MNO 事業者は所定の証明書を提示します。
- 4 第 1 項に規定する検査を行った結果、端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められない場合、OCT モバイル加入者は、OCT モバイル回線へ当該端末設備または自営電気通信設備を接続することを取りやめるものとします。

#### 第 50 条 電波法に基づく検査

- 1 第 47 条「電波発射停止命令発令時の取り扱い」で規定する検査のほか、「電波法」に基づく端末設備（移動無線装置に限る）の検査を受ける場合は、第 47 条「電波発射停止命令発令時の取り扱い」第 1 項第 (3) 号および第 (4) 号に準じて取扱います。
- 2 「電波法」に基づく自営電気通信設備（移動無線装置に限る）の検査を受ける場合は、前項に準じて取扱います。

#### 第 51 条 端末設備または自営電気通信設備の持込み

- 1 OCT モバイル加入者は、次の場合、端末設備または自営電気通信設備（ともに移動無線装置に限る）を当社が指定した期日までに、当社へ持ち込むものとします。
- (1) 第 44 条「異常がある場合などの検査」または第 43 条「端末設備および自営電気通信設備の接続」の規定に基づく端末設備の検査を受ける場合
- (2) 「電波法」に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受ける場合
- (3) その他、当社が必要であると判断した場合

#### 第 52 条 電波発射停止命令発令時の取り扱い

- 1 OCT モバイル回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限る）について、総務大臣が「電波法（1950 年法律第 131 号）」の規定に基づいて、電波発射の臨時停止を命じた場合は次のとおりです。
- (1) OCT モバイル加入者は、当該端末設備の使用を停止するものとします。
- (2) OCT モバイル加入者は、当該端末設備が「無線設備規則」に適合するよう、修理などを行うものとします。
- (3) 前号の修理などが完了した場合、OCT モバイル加入

者は、正当な理由がある場合を除き、「電波法」の規定に基づく検査などを受けるものとします。

(4) 前号の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、OCT モバイル加入者は、OCT モバイル回線への当該端末設備の接続を取りやめるものとします。

2 自営電気通信設備（移動無線装置に限る）について、電波発射の臨時停止命令があった場合は、前項の規定に準じて取り扱います。

## 第 10 章 保守

### 第 53 条 維持責任

- 1 当社は、当社の設置した電気通信設備を「事業用電気通信設備規則（1985 年郵政省令第 30 号）」に適合するように維持します。
- 2 OCT モバイル加入者は、端末設備または自営電気通信設備を「技術基準および技術的条件（1985 年郵政省令第 31 号）」などに適合するよう維持するものとします。
- 3 前項の規定のほか、OCT モバイル加入者は、端末設備または自営電気通信設備（ともに移動無線装置に限る）を「無線設備規則（1950 年電波監理委員会規則第 18 号）」に適合するよう維持するものとします。

### 第 54 条 加入者の切分責任

- 1 次の各号に規定する要件をすべて満たすにもかかわらず、OCT モバイル回線、およびその他の当社または特定 MNO 事業者の電気通信設備を利用できない場合、OCT モバイル加入者は、当社に修理の請求ができるものとします。
  - (1) 端末設備または自営電気通信設備が OCT モバイル回線に接続されていること
  - (2) 端末設備または自営電気通信設備に故障がないこと
- 2 前項に規定する要件の確認に際し、OCT モバイル加入者から要請があった場合は、次の各号に規定するとおりです。
  - (1) 当社は、当社が別に定める試験を当社にて行います。
  - (2) 当社は、前号の試験の結果を OCT モバイル加入者に通知します。
- 3 前項の試験により、当社または特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合は、次の各号に規定するとおりです。
  - (1) OCT モバイル加入者は当社または特定携帯電話事業者の係員の派遣を請求することができます。
  - (2) 前号の派遣された係員により、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあると判断された場合は、次のとおりです。
    - ① OCT モバイル加入者は、派遣に要した費用を負担するものとします。
    - ② OCT モバイル加入者が負担は、上記の派遣費用の額に消費税相当額を加算した額の負担を要するものとします。

### 第 55 条 修理または復旧

- 1 当社は、当社の電気通信設備が故障または滅失した場合、すみやかに修理または復旧（以下「修理・復旧」といいます）するものとします。ただし、24 時間未満の修理・復旧を保証するものではありません。
- 2 故障または滅失した電気通信設備の全部を修理・復旧することができない場合、当社は第 35 条「通信の利用の制限等」の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従い、各機関に提供される電気通信設備を修理・復旧します。
  - (1) 第 1 位（第 35 条「通信の利用の制限等」の規定により、当社が当該機関との協議により定めた電気通信設備に限る）
    - ① 気象機関に提供されるもの
    - ② 水防機関に提供されるもの
    - ③ 消防機関に提供されるもの
    - ④ 災害救助機関に提供されるもの
    - ⑤ 秩序の維持に直接関係する機関に提供されるもの
    - ⑥ 防衛に直接関係する機関に提供されるもの
    - ⑦ 海上の保安に直接関係する機関に提供されるもの
    - ⑧ 輸送の確保に直接関係する機関に提供されるもの
    - ⑨ 通信役務の提供に直接関係する機関に提供されるもの
    - ⑩ 電力の供給・確保に直接関係する機関に提供されるもの
  - (2) 第 2 位（第 35 条「通信の利用の制限等」の規定により、当社が当該機関との協議により定めた電気通信設備に限る）
    - ① 水道の供給・確保に直接関係する機関に提供されるもの
    - ② ガスの供給・確保に直接関係する機関に提供されるもの
    - ③ 選挙管理機関に提供されるもの
    - ④ 別記 12 の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの
    - ⑤ 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの
    - ⑥ その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第 1 位に該当するものを除く）
  - (3) 第 3 位
    - ① 第 1 位および第 2 位に該当しないもの
- 3 特定 MNO 事業者の電気通信設備が故障または滅失した場合の修理・復旧の取扱いについては、特定 MNO 事業者の約款によるものとします。
- 4 当社は、当社または特定 MNO 事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

## 第 11 章 料金等

### 第 56 条 支払い義務

- 1 加入申込を承諾された OCT モバイル加入者は、別表に規定する次の料金を支払わなければなりません。

- (1) 手続きに関する料金
    - ① 初期契約手数料 ……………  
OCT モバイル契約申込の承諾を受けた場合
    - ② OCT モバイル SIM カード再発行手数料 ……………  
OCT モバイル SIM カードの交換、紛失、盗難、破損、その他の理由により、OCT モバイル加入者が新しい OCT モバイル SIM カードを請求し、その承諾を受けた場合
    - ③ プラン変更手数料 ……………  
「5 分かけ放題プラン」の満了月以外に「5 分かけ放題プラン」から「通話プラン」への変更が適用された場合
    - ④ 契約解除料 ……………  
最低利用期間または定期契約期間内に OCT モバイル契約を解除された場合
    - ⑤ その他手続きに関する料金 ……………  
契約内容変更等の手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合
  - (2) 基本利用料およびオプションサービス利用料 ……………  
次に規定する期間中の利用料を含む
    - ① 第 32 条「利用の休止」に規定による休止期間中
    - ② 第 34 条「サービスの停止」による停止期間中
    - ③ その他、本サービスを利用できなかった期間中
  - (3) 通話料 ……………  
電話番号案内接続にかかわる通話料および電話番号案内料を含む
  - (4) 電話ユニバーサルサービス料・ブロードバンドユニバーサルサービス料 ……………  
料金月の末日において OCT モバイル契約を締結している場合
  - (5) 相互接続通信料 ……………  
特定携帯電話事業者または協定事業者の契約約款等、および第 48 条（相互接続通信の料金の取扱い）の定めによる
  - (6) 海外ローミング機能に関する料金
- 2 支払いを要しないとされた料金がすでに支払われている場合、当社はその料金を返還します。

#### 第 57 条 利用料金の計算

- 1 次の各号に定める料金は、本約款の規定額で計算します。
  - (1) 海外ローミング機能にかかるオプションサービス利用料
  - (2) 国際通話に関する料金
  - (3) 他網公衆電話機から OCT モバイル回線への通話にかかる料金
  - (4) 別表に規定する国際 SMS 送信に関する料金（通話料に限る）
- 2 前項以外の料金は、本約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額）で計算します。
- 3 OCT モバイル加入者が当該 OCT モバイル契約に基づいて支払う料金のうち、次の各号に定める料金は、料金月に従って計算します。

- (1) 基本使用料
  - (2) オプションサービス利用料
  - (3) 通話料
  - (4) ユニバーサルサービス料
- 4 前項の規定にかかわらず計算する場合は、次のとおりに取り扱います。
    - (1) 通話開始日と終了日とが異なる料金月となる場合 ……  
通話終了日を含む料金月に従って、通話料を計算します。
    - (2) 当社が必要と認める場合 ……………  
料金月によらず、当社が別に定める期間に従って随時計算します。
  - 5 当社の業務の遂行上やむを得ない場合、当社は前項の料金月の起算日を変更することがあります。この場合の月額で定める料金（以下「月額料金」といいます）、および通話料は、当社が別に定める期間を 1 料金月として請求します。
  - 6 通話料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

#### 第 58 条 手続きに関する料金

- 1 手続きの着手前に、その契約の解除、または当該請求の取り消しがあった場合は、次の各号に定めるとおりです。
  - (1) 当該手続きに関する料金の支払いは要しません。
  - (2) すでに当該手続きに関する料金が支払われている場合は、当社は、その料金を返還します。

#### 第 59 条 基本使用料およびオプションサービス利用料

- 1 基本使用料およびオプションサービス利用料の課金対象期間は次のとおりです。
  - (1) 課金開始日 ……………  
当該契約に基づいて、当社が OCT モバイル回線またはオプションサービスの提供を開始した日
  - (2) 課金終了日 ……………
    - ① 第 17 条（OCT モバイル加入者が行う契約の解約）、18 条（当社が行う契約の解約）に規定する契約の解除等の手続きが完了した日
    - ② オプションサービス利用の解除等の手続きが完了した日が属する月の末日
- 2 前項に規定する期間中に、本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次のとおりです。
  - (1) 次の場合は本サービスの提供があったものとして取り扱います。加入者は当社に対し、利用できなかった期間中の基本使用料およびオプションサービス利用料を支払うものとします。
    - ① 第 32 条「利用の休止」に規定による休止期間中
    - ② 第 34 条「サービスの停止」による停止期間中
    - ③ その他、本サービスを利用できなかった期間中
  - (2) 前号の規定にかかわらず、OCT モバイル加入者の責によらない事由により本サービスを利用できなかったときは、次の条件をすべて満たす場合に限り、当該期間中の基本使用料の支払いは要しません。

- ④ 本サービスをまったく利用することができない、もしくは当該契約にかかわる電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同等の状態（以下、あわせて「利用不能」といいます）の場合
- ⑤ 当社が全項目の利用不能状態を認知した時刻から起算して、同状態が24時間以上連続した場合
- (3) 前号の利用不能期間中の基本使用料は、次に定めるとおりに計算します。
  - ① 前号の起算時刻以降の、利用できなかった時間(24時間の倍数部分に限る)について、24時間ごとに1日として日数を計算(小数点以下は切捨て)します。
  - ② 前項目で得られた日数に対する、基本使用料を支払いを要しない料金とみなします。
  - ③ 前項目に規定する1日分の基本使用料は、当社が別に定める月額利用料金を当月の日数で除して得た額とします。
  - ④ 前項目で計算して得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
  - ⑤ 日数計算単位である24時間を、その開始時刻が属する料金日とみなします。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に定める料金は減額されません。
  - (1) オプションサービス利用料
  - (2) 海外ローミング機能 .....  
その利用形態に応じて別表に規定する料金を支払うものとします。
  - (3) OCT モバイル SIM カードの故障による利用不能状態中の基本使用料 .....  
OCT モバイル SIM カードの故障事由が当社の責によるものであっても、減額はしないものとします。
- 4 第2項に規定する本サービスを利用できない事由が発生した日から起算して、6か月を経過しても OCT モバイル加入者からの請求がないときは、当社は減額に応ずる義務を免れるものとします。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料およびオプションサービス利用料のうち、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
  - (1) 料金月の起算日以外の日に、次に該当することがあった場合
    - ① OCT モバイル回線またはオプションサービスの提供の開始があった場合
    - ② OCT モバイル契約の解除またはオプションサービスの廃止があった場合
    - ③ 月額料金額が増減した場合
  - (2) 次に規定する日がすべて同日の場合
    - ① 料金月の起算日
    - ② OCT モバイル回線またはオプションサービスの提供開始日
    - ③ 当該 OCT モバイル契約の解除またはオプションサービスの廃止日
  - (3) 第2項の利用不能期間中に該当する場合

- (4) 第56条「利用料金の計算」第5項に基づく起算日の変更があった場合 .....  
変更後の料金月に含まれる日数で日割
- 6 第56条「利用料金の計算」および前項に規定する月額料金は、当該料金月の日数で日割りします。
- 7 第53条（責任の制限）第2項に該当する場合、まったく利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第2項、第5項、および第6項の規定に準じて取り扱います。

## 第60条 通話料

- 1 通話料は次のとおりに算出します。
  - (1) 通話者が OCT モバイル加入者本人かどうかにかかわらず、当該 OCT モバイル回線からの全通話の通話時間または送信回数を別表の規定に従って測定します。
  - (2) 前号で得られた通話時間または送信回数と、第34条「通話時間およびデータ通信量等の測定」の規定に基づき、通話料を算出します。
- 2 通話料は、第55条（支払義務）、第64条（電話番号案内への接続にかかわる通話料の支払い義務等）の規定および次の各号に規定するとおりに適用します。
  - (1) 国際通話に関する料金 .....  
その通話先に応じた別表に規定する料金額
  - (2) SMS 送信に関する料金 .....  
SMS 送信を通話とみなし、別表に規定する料金額
  - (3) 「電気通信番号規則」第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 .....  
支払い不要
- 3 当社または特定携帯電話事業者の機器の故障等により、通話料を正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案し、次の各号に定める最低値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額を通話料として取り扱います。
  - (1) 次に規定する日が属する月の前12か月分の各料金月における1日平均の最低値
    - ① 過去1年間の実績を把握できる場合 .....  
通話料を正しく算定することができなかった日の初日が属する月の前12か月分の各料金月における1日平均の最低値
    - ② 前号に該当し、初日が確定できない場合 .....  
諸事情を総合的に判断して、機器の故障があったと認められる日が属する月の前12か月分の各料金月における1日平均の最低値
  - (2) 前号以外の場合 .....  
把握可能な実績に基づいて、当社が別に定める方法により算出した1日平均の最低値
- 4 前項の場合において特別の事情があるときは、OCT モバイル加入者と協議して、その事情を参酌するものとします。
- 5 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

## 第 61 条 ユニバーサルサービス料

- 1 ユニバーサルサービス料は、次のとおり適用します。
  - (1) OCT モバイル回線の提供開始時 ……………  
当社は、加入者に当該月分のユニバーサル料を請求します。
  - (2) OCT モバイル契約の解除時 ……………  
当社は、当該月分のユニバーサル料を請求しません。
- 2 ユニバーサルサービス料は、日割りしません。

## 第 62 条 オプションサービス利用料

- 1 オプションサービス利用料は、第 55 条（料金の支払義務）および別表に規定するおりに取り扱います。
- 2 海外ローミング機能にかかわるオプションサービス利用料は、次のとおり適用します。
  - (1) 当社は、海外ローミング機能について、別表に規定する次の項目に応じ、オプションサービス利用料を適用します。
    - ① 国または地域 ……………  
当該移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備または機内携帯通話システムにより、その外国事業者の電気通信サービスが提供される場所（以下「海外利用地域」といいます）
    - ② 利用形態

## 第 63 条 相互接続通信料

- 1 相互接続通信にかかわる料金の設定および請求は、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が行うものとします。接続形態別の具体的な取扱いについては、別記 21 および別記 22 に規定する料金設定事業者の契約約款等の定めによります。
- 2 前号の規定にかかわらず、次の各号に規定する通信について本約款または協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - (1) 当社または協定事業者のオプションサービス等に関する通信
  - (2) 協定事業者が提供する電報サービスの利用にかかわる通信
- 3 接続形態により相互接続通信料が定められる場合は、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの
    - ① ・発信 …………… OCT モバイル回線  
・着信…携帯電話事業者にかかわる電気通信設備  
・料金設定／請求 …………… 当社  
・支払 ……………  
当該通話発信にかかわる OCT モバイル加入者  
・その他取扱い …………… 本約款に定めによる
    - ② ・発信 …………… OCT モバイル回線  
・着信 …… PHS 事業者にかかわる電気通信設備  
・料金設定／請求 …………… 当社  
・支払 ……………

- 当該通話発信にかかわる OCT モバイル加入者
- ・その他取扱い …………… 本約款に定めによる
- ③ ・発信 …………… OCT モバイル回線  
・着信 ……………  
加入電話事業者（他網公衆電話および IP 電話事業者を含む）  
・料金設定／請求事業者 …………… 当社  
・支払 ……………  
当該通話の発信にかかわる 2OCT モバイル回線の加入者  
・その他取扱い …………… 本約款の定めによる
  - ④ ・発信…携帯電話事業者にかかわる電気通信設備  
・着信 …………… OCT モバイル回線  
・料金設定／請求 …………… 携帯電話事業者  
・支払 ……………  
当該携帯電話事業者の契約約款等に定める者  
・その他取扱い ……………  
当該携帯電話事業者の契約約款等の定めによる
  - ⑤ ・発信 …… PHS 事業者にかかわる電気通信設備  
・着信 …………… OCT モバイル回線  
・料金設定／請求事業者 …………… PHS 事業者  
・料金の支払いを要する者 ……………  
当該 PHS 事業者の契約約款等に定める者  
・その他取扱い ……………  
当該 PHS 事業者の契約約款等の定めによる
  - ⑥ ・発信…加入電話事業者にかかわる電気通信設備  
・着信 …………… OCT モバイル回線  
・料金設定事業者 …… 当社または加入電話事業者  
・料金請求事業者 …………… 加入電話事業者  
・支払 ……………  
当該加入電話事業者の契約約款等に定める者  
・その他取扱い ……………  
当該加入電話事業者の契約約款等の定めによる
  - ⑦ ・発信 …… 日本国外に設置された電気通信設備  
・着信 …………… OCT モバイル回線  
・料金設定／請求事業者 …………… 中継事業者  
・支払…当該中継事業者の契約約款等に定める者  
・その他取扱い ……………  
当該中継事業者の契約約款等の定めによる
- (2) 第 1 号に規定する以外のもの
    - ① 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信にかかわる料金を除き、当社が定めることとします。
    - ② OCT モバイル回線からの通信にかかわる料金は、当該 OCT モバイル回線加入者が支払うものとします。

## 第 64 条 料金等の請求

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、別に定める各費用を、次の各号に定めるとおりに請求いたします。OCT モバイル加入者は、当月請求分の利用料金等を当社が別に定める指定期日に、当社が指定する方法でお支払いいただきます。

- (1) 初期費用  
OCT モバイル加入契約締結時の翌月に請求いたします。
  - (2) 日割利用料金、および利用料金（オプションサービス等の利用料金を含む）  
翌月または翌々月に請求いたします。
- 2 次の各号に規定する債務が発生した場合、当社はこれを前項第（2）号に規定する利用料金に合算して請求します。ただし、加入者が、料金の一部を別の管理会社等に請求するよう指示する場合は、それを認め、その管理会社等に当社から請求するものとします。
- (1) 初期費用
  - (2) 第 38 条「延滞金」に定める延滞金
  - (3) その他、本サービスにかかわる債務
- 3 当社は OCT モバイル加入者に対し、請求書および領収書（以下「料金明細」といいます）の発行を行いません。ただし、次の各号をすべて満たす場合は、この限りではありません。
- (1) OCT モバイル加入者が、当社に料金明細の発行を請求した場合
  - (2) OCT モバイル加入者が、別表に定める料金明細発行手数料金の支払いを了解した場合
  - (3) 当社が料金明細の発行が必要と判断した場合

#### 第 65 条 料金等の支払い

- 1 本サービスの料金は、原則として、当社指定のクレジットカードで支払うものとします。この場合、支払日等の諸条件は、OCT モバイル加入者が指定したクレジットカード会社の規約および第 66 条「クレジットカード払い」の規定に基づくものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべての条件を満たし、当社が認める場合に限り、当社が指定する期日までに、当社が指定する口座振替にて支払うことも可能とします。
  - (1) 当社の提供する放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービスのいずれかのサービスを契約中であること
  - (2) 前号の利用料金を口座振替で支払った実績があること
- 3 本サービスにかかわる料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、2 か月分以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第 66 条 クレジットカード支払い

- 1 OCT モバイル加入者は、OCT モバイル加入者が支払うべき料金等を、OCT モバイル加入者が指定するクレジットカード（以下「OCT モバイル加入者指定カード」といいます）で、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 OCT モバイル加入者から当社への申し出がない限り、OCT モバイル加入者は前項の規定に従い、継続して支払うものとします。また、OCT モバイル加入者指定カード発行会社の指示により、当社が OCT モバイル加入者指定

カード以外のクレジットカードで料金を請求した場合も、前項と同様に支払うものとします。

- 3 OCT モバイル加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 OCT モバイル加入者が当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、OCT モバイル加入者指定カード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社は、当社または OCT モバイル加入者指定カード会社の判断で、一方的に本手続きを解除できるものとします。

#### 第 67 条 電子データによる請求額の通知

- 1 当社は、本サービスにかかわる料金の請求額を、当社が設置した請求額にかかわる電子データ等の蓄積用電気通信設備（以下「情報蓄積装置」といいます）に登録します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 2 OCT モバイル加入者は、前号の電子データを閲覧することができます。
- 3 第 1 号の請求額にかかわる電子データの登録をもって、当社は OCT モバイル加入者に請求額を通知したものとみなします。

#### 第 68 条 割増金

- 1 本サービスに関する料金の支払いを不法に免れた OCT モバイル加入者は、次の各号をすべて合計した額を割増金として、当社に支払わなければなりません。
  - (1) 支払いを免れた額
  - (2) 免れた額の 2 倍相当額に消費税相当額を加算した金
- 2 前号の場合、割増金の支払いは次のとおりとします。
  - (1) 当社が定める期日までに支払っていただきます。
  - (2) 支払方法は、第 25 条（料金等の支払方法）、第 27 条（遅延損害金）を準用します。

#### 第 69 条 延滞金

- 1 OCT モバイル加入者は、利用料金およびその他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年利 14.5% の延滞金を、当社が別に定める方法で、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 前号の年利は、閏年の場合であっても 1 年を 365 日として計算します。
- 3 延滞金は、当社が定める期日までに支払っていただきます。

#### 第 70 条 消費税

- 1 消費税法（1988 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により、本サービスに関する債務の支払いについて、消費税が賦課されるときは、加入者は、当社に当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。ただし、次の各号に掲げる料金については、

この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能にかかわるオプションサービス利用料
  - (2) 国際通話に関する料金
  - (3) 他網公衆電話の電話機から OCT モバイル回線への通話にかかわる料金
  - (4) 国際 SMS 送信に関する料金（通話料に限る）
- 2 前号の消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。
  - 3 料金、およびその他の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。
  - 4 実際の請求額と、料金表に規定する税込金額の合計額が異なる場合があります。

#### 第 71 条 料金などの臨時減免

- 1 災害が発生した、または発生するおそれがある場合、当社は、臨時に本サービスにかかわる費用を減免することがあります。
- 2 前項の規定により料金等の減免を行った場合、当社は、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

## 第 12 章 権利の譲渡、および地位の承継

#### 第 72 条 譲渡の禁止

- 1 OCT モバイル加入者が契約に基づいて本サービスを受ける権利、OCT モバイル SIM カード、その他一切について、有償または無償を問わず、第三者に譲渡または提供することはできません。

#### 第 73 条 地位の承継

- 1 相続、法人の合併、または会社分割により、OCT モバイル加入者の地位の承継があった場合は、相続人、合併または分割後の存続法人、合併または分割により設立された法人は、当社所定の書面に、当社が別に定めるこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者として届け出るものとします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その承継人のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 前 3 項の届出があったときは、当社は、第 7 条（契約申込の方法）および第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社に届出た代表者を変更する場合は、当社所定の書面で、当社に届け出るものとします。
- 6 第 1 項の地位の承継があった場合、後任者（新加入者）は前任者（旧加入者）のすべての権利および債務を承継するものとします。
- 7 OCT モバイル加入者は、第 1 項から第 5 項に規定する届出を行わない場合、第 10 条「当社から OCT モバイル加入者への通知等」第 2 項から第 5 項の規定が準用されることに同意していただきます。

## 第 13 章 禁止事項

#### 第 74 条 サービスの再販の禁止

- 1 加入者は、本サービスを第三者へ再販することはできません。

#### 第 75 条 SIM カードおよび登録情報に関する禁止事項

- 1 当社の承諾がある場合を除き、OCT モバイル SIM カードについての、次の各号に規定する行為は禁止します。
  - (1) 第三者への貸与、質入れ等の担保設定、および譲渡、およびその他の処分等
  - (2) 直接または間接を問わず、本体、プログラム、ソフトウェアの複製、分解、改造、変造、解析、リバースエンジニアリングなどを行うこと
  - (3) 本来の用法によらない方法で使用し、本サービスまたは他の事業者のサービスを不正に受ける、もしくは受けようとする事
- 2 当社の承諾がある場合を除き、OCT モバイル SIM カードに登録されている、電話番号その他の情報（以下「OCT モバイル SIM カード登録情報」といいます）に対する次の行為は禁止します。
  - (1) OCT モバイル SIM カード登録情報を読み出すこと
  - (2) OCT モバイル SIM カード登録情報を変更すること
  - (3) OCT モバイル SIM カード登録情報を消去すること
- 3 OCT モバイル加入者が、前項の規定に違反した場合、当社は OCT モバイル加入契約の解除、および OCT モバイル加入者に損害額を請求する権利を有します。
- 4 前項による加入契約の解除は、第 0 条「」に準じます。

#### 第 76 条 端末設備または自営電気通信設備の禁止事項

- 1 端末設備または自営電気通信設備（ともに移動無線装置に限る）についての、次の各号に規定する行為は禁止します。
  - (1) 端末設備または自営電気通信設備を取り外すこと
  - (2) 端末設備または自営電気通信設備を変更すること
  - (3) 端末設備または自営電気通信設備を分解すること
  - (4) 端末設備または自営電気通信設備を損壊すること
  - (5) 端末設備または自営電気通信設備に線条、およびその他の導体をつなぐこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はこの限りではありません。
  - (1) 天災、事変、その他の事態に際し、保護を要する場合
  - (2) 端末設備または自営電気通信設備の接続、保守のためにやむを得ない場合

#### 第 77 条 禁止事項

- 1 本サービスにおいて、次の行為は禁止します。
  - (1) 当社または第三者の、次に定める権利等を侵害する、もしくは侵害するおそれのある行為
    - ① 著作権、商標権、特許権等の知的財産権
    - ② 財産、プライバシー、または肖像権等

- (2) 当社または第三者に対する、次に定める行為
- ① 差別、誹謗中傷、冒涇、もしくは侮辱する行為
  - ② 不当な差別を助長する行為
  - ③ 当社または第三者の名誉または信用を毀損する行為
  - ④ その他、第三者に不利益を与える行為
  - ⑤ 詐欺的な手段（フィッシング等の手段を含む）等、本人の同意を得ることなく第三者の個人情報を取得する行為
- (3) 次に定める犯罪に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
- ① 詐欺、または脅迫
  - ② 児童売買春
  - ③ その他犯罪行為、またはそれを誘発、扇動する行為
- (4) わいせつ、児童ポルノ、または児童虐待にあたる画像、映像、音声、文書等のコンテンツ、およびそれらを収録した媒体（以下「有害情報等」といいます）、に関する次に定める行為
- ① 有害情報等の販売を想起させる広告の送信、およびアップロード
  - ② 有害情報等の販売
  - ③ 有害情報等の送信、掲載
- (5) 自殺にかかわる、次に定める行為
- ① 人を自殺に誘引、または勧誘する行為
  - ② 第三者に危害が及ぶおそれの高い自殺の手段等の紹介
- (6) 次に定める残虐な内容にかかわる画像、映像、音声、文書等のコンテンツの送信、およびアップロード
- ① 人の殺害現場、傷害現場等
  - ② 死体
  - ③ 動物を殺傷、虐待する行為
  - ④ 暴力行為
  - ⑤ その他、社会通念上、第三者が著しい嫌悪感を抱く内容
- (7) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為の開設、勧誘、および運営
- ① 無限連鎖講（ネズミ講）
  - ② マルチまがい商法
  - ③ その他、訪問販売法違反等、悪質な連鎖販売取引など
- (8) 薬物にかかわるコンテンツに関する、次に定める行為
- ① 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物等の危険ドラッグの濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
  - ② 未承認、もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為
  - ③ インターネット上での販売等が禁止されている医薬品の販売等
- (9) 次に定める違法行為の請負、仲介、または誘引（他人へ依頼することを含む）等、違法行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- ① 児童ポルノの提供
  - ② けん銃等の譲渡
  - ③ 鉄砲、爆発物の不正な製造
  - ④ 公文書偽造
  - ⑤ 殺人
  - ⑥ 脅迫等
  - ⑦ 預貯金口座、および携帯電話等の違法な売買等
  - ⑧ 違法な賭博、ギャンブルを行わせる、または勧誘する行為
- (10) 選挙運動、またはこれに類似する行為
- (11) 広告にかかわる、次に定める行為
- ① 販売、または頒布目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
  - ② 貸金業の営業登録なしに、金銭貸付の広告を行う行為
- (12) 無断で第三者に迷惑メール等の次に定める電子メール等を送信する行為
- ① 広告、宣伝、勧誘のメール
  - ② 社会通念上、第三者が嫌悪感を抱く、もしくは抱くおそれのあるメール
- (13) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する、もしくは第三者が受信可能な状態におく行為
- (14) 不正アクセスまたは不正アクセス行為を助長する行為
- (15) 本サービスの利用、運営、設備またはネットワークに関する、次に定める行為
- ① 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ② 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為（当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く）
  - ③ 本サービスにより利用し得る情報を改ざん、もしくは消去する行為
  - ④ 他のOCTモバイル加入者の統計的な平均利用通信量を著しく上回る大量の通信を継続して発生させ、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
  - ⑤ 当社の電気通信設備に権限なくアクセスしようとする行為（偽装のために、メールヘッダーなどを細工する行為を含む）
  - ⑥ 本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する電気通信設備、電気通信回線、電子計算機、およびその他の機器・ソフトウェア）や第三者の設備等の利用または運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
  - ⑦ その他、本サービスの運営を妨げる行為
- (16) その他、法令、公序良俗、または慣習に違反する、もしくは違反するおそれのある行為
- (17) 前各号のいずれかに該当する内容についての、次に定める行為
- ① 前各号のいずれかに該当する内容に該当するコンテンツにリンクをはる等、アクセスを助長する行為

- ② 前各号のいずれかに該当する内容を、不特定多数の者にインターネットを通じて発信させる、もしくは発信させることを助長する行為

(18) OCT モバイルの利用における次の行為

- ① OCT モバイル SIM カード以外の通信手段を用いること
- ② 当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続により通信すること
- ③ OCT モバイル回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換を妨害すること
- ④ 故意に多数の不完呼を発生させる等、通信を輻輳させるおそれがある行為
- ⑤ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、別記 16 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(19) その他、当社が不適切と判断した行為

- 2 OCT モバイル加入者が、前項に規定する禁止行為を行った場合、その行為に関するすべての責任は、当該 OCT モバイル加入者に帰属します。当社は一切の責任を負いません。
- 3 OCT モバイル加入者は、第 1 項に規定する禁止行為により、故意に当社の業務に著しい損害を与えた場合、当社に賠償しなければなりません。
- 4 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、OCT モバイル加入者に何ら催告および通知することなく、当社が保有する当該 OCT モバイル加入者にかかわるすべての電磁的記録を削除することができるものとします。また、本項に基づく電磁的記録の削除に関し、当社は一切の責任を負いません。
  - (1) 第 1 項で規定する禁止行為
  - (2) 第三者から当社にクレーム、請求、または通知等があり、当社がそれを必要と認めた場合
  - (3) その他、当社サービスの運営および保守管理上必要である場合

## 第 78 条 加入者の義務

- 1 次の各号の規定は OCT モバイル加入者の義務とし、OCT モバイル加入者はこれを守るものとします。
  - (1) 当社が第 13 章「禁止事項」の規定を遵守すること。当社が同章に定める禁止事項に抵触すると判断した場合は、本項の義務違反があったものとみなします。
  - (2) 次に規定する位置情報を取得することができる端末設備を他人に所持させ、OCT モバイル回線へ接続するときは、所持者のプライバシーを侵害する事態が起きないように必要な措置を講じること。
    - ① 端末設備の所在にかかわる緯度および経度の情報
    - ② 前号の内、未設備等規則に規定する位置登録制御にかかわる情報は除く
- 2 OCT モバイル加入者以外の者が本サービスを利用し、前

項までの規定に違反した場合は、次の通りとします。

- (1) 当該 OCT モバイル加入者が違反したものとみなして取り扱います。
- (2) 本項の規定に違反して第 3 者に与えた損害については、当該 OCT モバイル加入者が一切の責任を負うものとします。

## 第 14 章 損害賠償

### 第 79 条 損害賠償

- 1 当社および OCT モバイル加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は賠償の責任を負いません。
  - (1) 本サービスの休止、中断、停止、利用の制限等により OCT モバイル加入者に損害が生じた場合
  - (2) 端末設備または自営電気通信設備に起因する事故
  - (3) 電気通信設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたり、当社の故意または重大な過失によらず、電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージなどの内容等が変化、消失し、損害を与えた場合
- 3 本サービスを提供すべきにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由（その原因が協定事業者の責に帰すべき事由による接続専用回線の障害である場合を含む）により提供をしなかったときは、次の各号をすべて満たす場合に限り、当社は当該 OCT モバイル加入者に損害を賠償します。
  - (1) 本サービスをまったく利用することができない、もしくは、まったく利用することができないのと同等の状態（以下、あわせて「利用不能」といいます）の場合
  - (2) 当社が、前号の利用不能状態を認知した時刻から起算して、同状態が 24 時間以上継続した場合
- 4 前項の場合における損害賠償額は、次の各号に定めるとおりに計算し、その額に限り賠償します。
  - (1) 前項の起算時刻以降の、利用不能状態が続いた時間（24 時間の倍数部分に限る）24 時間ごとに 1 日として日数を計算（端数は切捨て）します。
  - (2) 前号で得られた日数に対する、本サービスにかかる 1 日分の次の料金の合計額を、発生した損害とみなします。
    - ① 料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金
    - ② 利用不能状態継続期間初日が属する料金月の前 6 料金月における、次のサービスの 1 日あたりの平均利用料（前 6 料金月の実績把握が困難な場合は、当社が別に定める方法により算出）
      - ・ 料金表第 1 表第 2（オプションサービス利用料）に規定する海外ローミング機能にかかわる料金
      - ・ 料金表第 1 表第 3（通話料）に規定する料金
  - (3) 前号の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、別表の規定に準じて取り扱います。
  - (4) 前号に規定する 1 日分の料金は、当社が別に定める

月額利用料金を当月の日数で除して得た額とします。

(5) 前号で計算して得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

5 前2項の規定にかかわらず、本サービスの提供をしなかったことの原因が次の各号に該当する場合は、OCT モバイル加入者に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとし、本サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

(1) 日本のケーブル陸揚局より外国側の電気通信回線設備の障害

(2) 固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害

6 本サービスを提供すべきにもかかわらず、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかった時は、前4項の規定は適用しません。

7 第3項および第4項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して、6か月を経過しても OCT モバイル加入者からの損害賠償請求がないときは、当社は損害賠償に应付する義務を免れるものとします。

8 次の各号に該当する場合、当社は、当該 OCT モバイル加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

(1) OCT モバイル加入者が本約款に違反した場合

(2) OCT モバイル加入者が、不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合

(3) OCT モバイル加入者の責に帰すべき事由により利用不能状態が生じ、第三者に損害を与えた場合

## 第80条 免責事項

1 OCT モバイル加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第78条「損害賠償」および本条第3項の規定によるほかは、当社は一切の責任を負いません。

2 本約款等の変更により、端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することになっても、当社は、その改造等に要する費用は負担しません。

3 前項の規定にかかわらず、技術基準等の規定の変更に伴い、現に OCT モバイル回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用に限り負担します。

4 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、およびソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性について、一切保証しません。

5 当社は、加入者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた損害、紛争等に関して、一切の責任を負いません。

6 当社は、次に規定する場合における OCT モバイル加入者または第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(1) 本サービスにかかわる通信網における通信が著しく輻輳し、電波状況が著しく悪化した場合

(2) 特定携帯電話事業者(KDDIに限る)の定めに基づき、

通信の全部または一部の接続ができない、または接続中の通信が切断される場合

7 当社は、本サービスの通信の可用性、遅延時間、およびその他通信の品質を保証するものではありません。

## 第15章 雑則

### 第81条 情報の管理責任

1 OCT モバイル加入者は、本サービスの設備または装置の故障による場合を含め、本サービスを利用して送受信する情報の消失防止措置をとるものとします。

### 第82条 第三者に使用させる場合の加入者の義務

1 OCT モバイル加入者が、その OCT モバイル回線等を家族等、OCT モバイル加入者以外の者（法人契約の場合は従業員を含む）に使用させる場合、OCT モバイル加入者は次の各号に定める義務および責任を負うものとします。

(1) OCT モバイル回線等を使用する者（以下「使用者」といいます）についても、本約款を遵守させる義務を負うものとします。

(2) 使用者の行為について、当社に対して責任を負うものとします。

(3) 使用者の当該加入契約回線の使用にかかる費用について、当社に対して支払いの責任を負うものとします。

2 使用者が故意または過失にかかわらず、第13章「禁止事項」の規定に違反し、当社に損害を被らせた場合、使用者の行為は OCT モバイル加入者の行為とみなし、第13章を適用します。

### 第83条 通信の秘密の保護

1 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに基づいて保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、使用または保存します。

2 当社は、次の各号に規定する場合および範囲において、前項の守秘義務を負いません。

(1) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合の、当該法令および令状に定める範囲

(2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合の、当該開示請求の範囲

(3) 通信当事者の同意がある場合

3 当社は、OCT モバイル加入者が第13章「禁止事項」に定める禁止行為に違反して本サービスの提供を妨害した場合において、正当防衛または緊急避難に該当すると認められるときは、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、加入者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

## 第 84 条 個人情報の取り扱い

- 1 OCT モバイル加入者の個人情報の取り扱いは、法令および当社が別途定める「個人情報の保護と取扱いについて」に準じます。
- 2 当社は、次の各号に規定する情報を、OCT モバイル加入者本人から直接収集、または OCT モバイル加入者以外の者から間接に知らされた場合、これを保存することができます。
  - (1) OCT モバイル加入者の営業秘密
  - (2) OCT モバイル加入者または第三者の個人情報で、第 102 条「通信の秘密の保護」に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」といいます）
- 3 当社は、前項に規定する個人情報等について、次の各号に規定する行為は行いません。
  - (1) 本サービスの提供に必要な範囲をこえて利用すること
  - (2) OCT モバイル加入者本人以外の者へ開示または提供すること
- 4 次の各号に該当する場合は、各号に規定する範囲でのみ、前項の規定は適用されません。
  - (1) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合当該法令および令状に定める範囲
  - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合 ……………  
当該開示請求の範囲
- 5 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等、法律上の紹介権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合は、第 3 項の規定にかかわらず、個人情報等の照会に応じることができます。

## 第 85 条 ナンバーポータビリティ制度（MNP）

- 1 デュアルサービスを利用する OCT モバイル加入者は、当社の定める条件のもと、携帯電話番号の MNP により転入または転出することができます。
- 2 前号の MNP による転入（以下「MNP 転入」といいます）の場合、転入元事業者から MNP 予約番号を取得する必要があります。取得した MNP 予約番号の取り扱いは、次の各号に規定するとおりです。
  - (1) MNP 予約番号の有効期間は、発行から 15 日です。
  - (2) MNP 予約番号の有効期限が切れた場合、転入元の携帯電話会社から再度取得する必要があります。
- 3 以下の条件をすべて満たす場合、MNP 転入が適用されます。
  - (1) MNP 転入手続きと OCT モバイルのデュアルサービス申込が同時であること
  - (2) 転入元事業者での加入者の名義と、OCT モバイル加入者の名義が同一であること
  - (3) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期

限の残日数が、当社が別途指定する日数以上であること

- 4 MNP 手続きの都合上、MNP 転入手続完了後から、当該手続きにかかわる音声通話機能付き SIM カードが OCT モバイル加入者に到着するまでの間、電話番号を利用することができないことがあります。
- 5 OCT モバイル加入者からの MNP 転入または転出申出の可否判断のために、当社と転入元事業者または転出先事業者間で、MNP 手続きを行う OCT モバイル加入者の次の各号に規定する情報を相互に開示、照会することを、OCT モバイル加入者は承諾するものとします。
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 生年月日
  - (4) MNP 手続きに必要な番号の規定により、当社または転入元事業者が発行する番号
  - (5) その他、手続きに必要な情報

## 第 86 条 協議事項

- 1 本約款に定めのない事項等について、または、本約款の解釈に疑義が生じた場合は、当社と OCT モバイル加入者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と OCT モバイル加入者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
- 3 当社と OCT モバイル加入者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、第 6 条「申込みの条件」第 1 項に従うものとします。

## 第 87 条 反社会的勢力の排除

- 1 加入者は、現在および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員
  - (2) 暴力団員または暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 前各号の共生者
  - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 加入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社等の信用を毀損し、または当社等の業務を妨害する

行為

(5) その他前各号に準ずる行為

- 3 次の各号のいずれかに該当し、契約を締結すること、または継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、加入者との契約について、解除等を行うことができるものとします。
  - (1) 加入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
  - (2) 加入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
  - (3) 加入者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき、または当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により契約が解除された場合、加入者は、契約に基づく債務について、期限の利益を失い、ただちに債務を履行するものとします。
- 5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします）が生じた場合、加入者は、その損害等を賠償する責任を負うものとします。

#### 第88条 閲覧

- 1 本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

#### 第89条 附則

- 1 本約款は、2020年6月1日から実施します。

## 第 16 章 基本使用料

### 第 90 条 基本使用料の料金種別の選択

- 1 基本使用料には、本サービスの種類に応じて、次の料金種別があります。
  - (1) データ 1GB + 音声通話
  - (2) データ 3GB + 音声通話
  - (3) データ 5GB + 音声通話
  - (4) データ 7GB + 音声通話
  - (5) データ 1GB
  - (6) データ 3GB
  - (7) データ 5GB
  - (8) データ 7GB
- 2 OCT モバイル加入者は、OCT モバイル契約の申込みの際に、基本使用料の料金種別を選択していただきます。

### 第 91 条 OCT モバイルの品目

- 1 OCT モバイルは、KDDI の回線を利用したサービスです。
- 2 1 契約につき利用可能な回線数は 1 回線となります。
- 3 回線数と同数の SIM カードを利用することができます。
- 4 1 契約につき 1 ヶ月に利用可能な通信量が付与された基本クーポンを利用することができます。
- 5 プランの変更について、「音声付プラン」から「5 分かけ放題プラン」への変更は、お申し込みいただいた月の翌月からとなります。また、「データプラン」から「通話プラン」および「5 分かけ放題プラン」（もしくはその反対）への変更はできません。「データプラン」から「通話プラン」および「5 分かけ放題プラン」（もしくはその反対）への変更を希望する場合は、第 12 条 1 項 1 号の OCT モバイル契約を解約すると同時に新たに OCT モバイル契約を締結する扱いとなります。
- 6 本サービスには、次の種類があります。
  - (1) データプラン
    - ① 第 4 条 (OCT モバイルの種類) 第 1 項 1 号のサービス機能区分におけるデータ通信機能と SMS 機能を提供します。
    - ② データプランはデータ通信専用のプランとなります。音声オプションは利用できません。
    - ③ ご利用開始月、解約月ともに料金は日割り計算となります。
    - ④ 毎月の初日に 1 ヶ月で利用可能な通信量（以下「月額通信量」といいます）が付与された基本クーポンが割り当てられます。
    - ⑤ 基本クーポンは翌月の基本クーポン量と同量まで繰り越し可能です。
    - ⑥ 月の途中からご利用を開始された場合でも、ご利用開始月の基本クーポンに定めた月額通信料は日割りしません。
    - ⑦ 基本使用料とは別に SMS 送信料等が別途従量制で発生します。
  - (2) 通話プラン

- ① 第 4 条 (OCT モバイルの種類) 第 1 項 1 号のサービス機能区分における音声通話機能と SMS 機能を提供します。
  - ② 音声オプション回線数は、OCT モバイル加入者が同時に契約している他の OCT モバイル契約を含め、5 回線までとなります。
  - ③ 利用回線ごとに音声オプション料を加えた料金額となります。
  - ④ ご利用開始月、解約月ともに音声オプション料は日割り計算となります。
  - ⑤ 毎月の初日に月額通信量が付与された基本クーポンが割り当てられます。
  - ⑥ 基本クーポンは翌月の基本クーポン量と同量まで繰り越し可能です。
  - ⑦ 月の途中からご利用を開始された場合でも、ご利用開始月の基本クーポンに定めた月額通信料は日割りしません。
  - ⑧ 基本使用料とは別に SMS 送信料、音声通話料が従量制で発生します。
- (3) 5 分かけ放題プラン
    - ① 第 4 条 (OCT モバイルの種類) 第 1 項 1 号のサービス機能区分における音声通話機能と SMS 機能を提供します。
    - ② 音声オプション回線数は、OCT モバイル加入者が同時に契約している他の OCT モバイル契約を含め、5 回線までとなります。
    - ③ 利用回線ごとに音声オプション料を加えた料金額となります。
    - ④ ご利用開始月、解約月ともに音声オプション料は日割り計算となります。
    - ⑤ 毎月の初日に月額通信量が付与された基本クーポンが割り当てられます。
    - ⑥ 基本クーポンは翌月の基本クーポン量と同量まで繰り越し可能です。
    - ⑦ 月の途中からご利用を開始された場合でも、ご利用開始月の基本クーポンに定めた月額通信料は日割りしません。
    - ⑧ 基本使用料とは別に SMS 送信料、音声通話料が従量制で発生します。
    - ⑨ 契約回線からの通話（料金表 2-4-1 通話料（国内に限る））について、通話を開始した時点から 5 分以内の場合は、料金表 2-4 通話料の規定にかかわらずその通話に関する料金の支払いを要しません。
    - ⑩ 契約は 2 年契約の自動更新で、更新月は 1 か月となります。回線開通の翌月を起算月として 24 ヶ月が契約期間、契約期間の翌月 1 か月を更新月とし、更新月を起算月として 24 ヶ月が契約期間となります。
- 7 SIM には次の種類があります。
    - (1) Ver.4SIM  
データ通信機能、SMS 機能と音声通話機能すべてに 4G を使用します。

## 第 92 条 総量速度規制の適用

### 1 基本データ容量

- (1) 1GB …………… データ 1GB / データ 1GB + 音声通話
- (2) 3GB …………… データ 3GB / データ 3GB + 音声通話
- (3) 5GB …………… データ 5GB / データ 5GB + 音声通話
- (4) 7GB …………… データ 7GB / データ 7GB + 音声通話

## 第 93 条 追加購入データ容量

### 1 データチャージ料 …………… 200 円 (税別) / 100MB

- \* データチャージ料は、1 回に購入できる追加購入データ容量の最小単位に応じた区分により適用します。
- \* OCT モバイル回線ごとに、最終追加日の翌日から起算して 90 日経過時点を追加購入データ容量の有効期限とします。
- \* 当社は、いかなる理由であってもデータチャージ料の返金は一切行いません。

## 第 94 条 最低利用期間内および契約解除料

### 1 デュアルサービスには、1OCT モバイル契約ごとに、次のとおり最低利用期間があります。

- (1) 最低利用期間  
本サービスの提供を開始した日から起算して 365 日間

### 2 OCT モバイル加入者は、最低利用期間内に OCT モバイル契約の解除があった場合は、下表に定める契約解除料を支払っていただきます。

- (1) 契約解除料 …………… 9,500 円 (税別) / 回線

## 第 95 条 付随サービスに関する料金等

### 1 支払証明書等の発行を受けようとするときは、次に定める手数料のほか、印紙代および郵送料が必要な場合があります。

- (1) 支払証明書等発行手数料 …………… 500 円 (税別) / 回

### 2 払込取扱票発行等手数料 …………… 200 円 (税別) / 回

### 3 通話履歴サービス利用料の適用については、別記 2 (10) の規定によるほか、次のとおりとします。

- (1) 通話履歴サービス利用料は、日割りしません。
- (2) 通話履歴サービス利用料 80 円 (税別) / 月・契約

### 4 MNP 転出手数料 …………… 3,000 円 / 請求

## 第 96 条 付加種類

### 1 電話基本パック

- (1) 当社が提供する留守番伝言機能と三者通話機能と迷惑電話拒否機能をセットにしたサービスをいいます。
- (2) デュアルサービスの OCT モバイル回線に限り提供します。
- (3) 各機能ごとの提供条件は、次に定めるとおりです。
  - ① 留守番伝言機能 (留守番電話サービス)
    - \* その OCT モバイル回線に着信した通話メッセージの蓄積、再生、および当該 OCT モバイル回線

への着信に対し、あらかじめ登録したメッセージを再生します。

- \* 本機能を提供するために、当社または特定携帯電話事業者が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル (音声その他音響にかかわる情報をいいます) に変換、蓄積し、データ通信によりその OCT モバイル回線に送信する機能 (以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます)
  - \* デュアルサービスの OCT モバイル回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります) であって、電話基本パックの提供を受けているもの限り提供します。
  - \* 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している OCT モバイル回線に限り提供します。
  - \* 本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
  - \* 蓄積または登録したメッセージもしくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
  - \* 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージもしくは音声ファイルの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
  - \* 蓄積または登録できるメッセージもしくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
- (4) 三者通話機能 (三者通話サービス)
    - \* 通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の OCT モバイル回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにします。
    - \* デュアルサービスの OCT モバイル回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります) であって、電話基本パックの提供を受けているもの限り提供します。
    - \* 割込通話機能を利用しているときは、本機能を利用することができません。
    - \* 本機能を利用して行う新たな通話については、その OCT モバイル回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。
    - \* 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
  - (5) 迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)
    - \* その OCT モバイル回線に着信した通話 (当社が

別に定めるものに限ります)について、その発信者の OCT モバイル回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。

- \* デュアルサービスの OCT モバイル回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります)であって、電話基本パックの提供を受けているもの限り提供します。
- \* OCT モバイル加入者が登録できる電話番号の数は、10 以内とします。
- \* 前号に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。
- \* 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
- \* 本機能により応答する通話に関する料金については、第 39 条(通話料の支払義務)および第 48 条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。
- \* 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。
- \* 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- \* 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(6) ボイスメール機能(ボイスメール)

- \* OCT モバイル回線等から送信されたメッセージの蓄積および再生を行う機能をいいます。
- \* デュアルサービスの OCT モバイル回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります)であって、留守番伝言機能に付帯して提供されます。
- \* 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
- \* 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
- \* 蓄積できるメッセージの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(7) 割込通話機能(割込通話サービス)

- \* 通話中に他の OCT モバイル回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。
- \* デュアルサービスの OCT モバイル回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限

ります)に限り提供します。

- \* 三者通話機能を利用しているときは、本機能を利用することができません。
- \* 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

2 SMS 機能(SMS)

- (1) 本サービスの電話番号を使用して、文字メッセージの受信または送信(当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます)を行うことができる機能をいいます。
- (2) 本機能を利用して行う文字メッセージの受信または送信(当社が別に定める電気通信設備との間の受信または送信に限る)については、データ通信により行います。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- (3) その日において本機能を利用して行った文字メッセージの送信の回数が、200 回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその OCT モバイル回線から本機能を利用した文字メッセージの送信を行うことはできません。
- (4) 2 に定める回数を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、OCT モバイル加入者は、その料金の支払いを要します。
- (5) 他社相互接続点(特定携帯電話事業者と携帯電話事業者以外の電気通信事業者との相互接続にかかわるものに限ります。以下この欄において同じとします)との間で受信または送信される SMS または国際 SMS(外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスにかかわる電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします)については、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。
- (6) 本機能を利用して受信または送信される SMS については、その SMS 長またはその OCT モバイル回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信または送信されることがあります。
- (7) 前号に定める場合において、その SMS の受信または送信は、1 の受信または送信として取り扱います。ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用した SMS の受信または送信は、分割後の文字メッセージ数の受信または送信として取り扱います。
- (8) 他社相互接続点への SMS 送信については、その協定事業者の定めるところにより行えない場合があります。
- (9) 国際 SMS 送信(国際 SMS の送信をいいます。以下同じとします)の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- (10) OCT モバイル加入者は、当社が別に定める方法により、次の SMS の受信を行わないようにすることができます。
  - ① 他社相互接続点からの SMS
  - ② 国際 SMS

- (11) OCT モバイル加入者は、その OCT モバイル回線の電話番号を通知しない場合、本機能を利用して SMS を送信することはできません。
- (12) 蓄積した SMS は、当社が別に定める時間経過後、消去します。
- (13) 当社は、本機能を利用した場合に生じた SMS 等の破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
- (14) 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

### 3 海外ローミング機能

- (1) 外国事業者（当社が別に定める者に限る）の電気通信設備から送信された加入者確認信号（外国事業者の電気通信設備において OCT モバイル加入者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。
- (2) 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。
  - ① 国内通話利用 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの
  - ② 国際通話利用 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの
  - ③ 着信通話利用 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの
  - ④ 海外 SMS 利用 外国事業者の電気通信サービスにより SMS 機能を利用したもの
- (3) 海外 SMS 利用を除くすべての利用形態において、デュアルサービスの OCT モバイル回線に限り提供します。
- (4) 前号の規定によるほか、本機能は、その OCT モバイル回線が、特定携帯電話事業者（KDDI に限ります）の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この 9 欄において「着信自動通話」といいます）を利用できるときに限り提供します。
- (5) 当社は、移動無線装置への通話があった場合において、加入者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。
- (6) 着信自動通話に関する料金については、その着信のあった OCT モバイル回線にかかわる OCT モバイル加入者が支払っていただきます。
- (7) 当社は、移動無線装置への SMS 送信または番号変換文字メッセージ機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、加入者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、3 の規定に準じて取り扱います。この場合、OCT モバイル加入者は、3 に準じ

て転送された SMS 送信または文字メッセージの送信にかかわる着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。

- (8) 本機能を利用している OCT モバイル回線への通話（着信自動通話を伴うものに限ります）については、当社が別に定める地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。
- (9) 当社は、本機能にかかわるオプションサービス利用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスにかかわる利用時間または海外 SMS 利用にかかわる文字メッセージの送信回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数または情報量は、次のとおり取り扱います。
  - ① 国内通話利用または国際通話利用にかかわる利用時間は、外国事業者の機器により測定します。
  - ② 着信通話利用にかかわる利用時間は、当社または特定携帯電話事業者の機器により測定します。
- (10) 海外 SMS 利用にかかわる文字メッセージの送信回数は、当社または特定携帯電話事業者の機器により測定します。それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、本機能を利用して提供を受けられる利用形態（その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます）その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その OCT モバイル回線に接続された移動無線装置またはその外国事業者が定めるところによります。
- (11) 本機能を利用して行う通信にかかわる料金その他の債務の請求については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。
- (12) 当社は、本機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
- (13) 当社は、特定携帯電話事業者の締結する国際ローミング協定その他外国の法令等により、本機能の利用を制限することがあります。
- (14) 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

### 第 97 条 オプション機能

- 1 各プランによって利用可能なオプション機能が異なります。
- 2 オプション機能には、プラン別に標準機能と付加機能（有料／別途要申込）があります。
- 3 OCT モバイル加入者は回線ごとに付加機能を追加することが可能です。
- 4 OCT モバイルのオプション機能は以下のとおりとなります。
  - (1) 追加クーポン
    - ① 1 ヶ月に利用できる通信量を追加することができます。
    - ② 毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。

- ③ 100MB 単位で購入できます。
  - ④ 追加クーポンの有効期限は購入日の翌日から 90 日後となります。
  - ⑤ 追加クーポンの有効期限は直近の追加クーポン購入日の翌日から 90 日後です。追加クーポン購入時に追加クーポンの残量があった場合残量の有効期限は直近の追加クーポン購入日の翌日から 90 日後に上書きされます。
- (2) SMS オプション
- ① 第 4 条 (OCT モバイルの種類) 第 1 項 1 号のサービス機能区分における SMS 機能を提供します。
  - ② 宛先に電話番号を利用し、携帯電話同士でテキストメッセージを送受信できます。
  - ③ お客様の端末またはアプリによっては全角最大 670 文字 (半角英数字のみの場合は 1,530 文字) までの文字メッセージを送受信できます。
  - ④ 全角 71 文字 (半角英数字のみの場合は 161 文字) 以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。
  - ⑤ SMS 送信料が従量制にて発生します。
  - ⑥ 1 日に送信できるメッセージは、200 回以下となります。
- (3) 三者通話
- ① 通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができます。
  - ② 割込通話を利用しているときは、利用できません。
- (4) 割込通話
- ① 通話中にほかの回線から着信があることを知らせ、現に通話中の通話を保留し、その着信に対応して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができます。
  - ② 三者通話を利用しているときは、本機能を利用することはできません
- (5) 転送電話
- ① ご利用中の電話番号にかかってきた電話を設定した電話番号へ転送することができます。
  - ② 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。
  - ③ 転送先への通話料は、転送電話をご利用のお客様にかかります。
- (6) 遠隔操作
- ① 他の電話機から遠隔操作で転送電話の設定を行うことができます。
- (7) 迷惑電話撃退
- ① 着信拒否を行いたい電話番号の設定を行うことができます。
  - ② 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。
- (8) 国際ローミング
- ① 海外渡航時に、海外→海外、海外→日本へ電話をすることができます。
  - ② 国際ローミングの利用上限はありません。
  - ③ 国際ローミングご利用の際、着信時には着信料が発生します。
  - ④ 国際ローミング利用時はデータ通信が出来ません。
  - ⑤ 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。
  - ⑥ サービスエリアは特定携帯電話事業者 (KDDI に限ります) が定める区域に準ずるものとします。
- (9) 国際電話
- ① 日本国内から海外へ電話をすることができます。
  - ② 国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。
- (10) 通話履歴
- ① ご利用中の電話番号の通話履歴を専用の WEB サイトで閲覧することができます。
- 5 プラン別利用可能オプション機能
- (1) データプラン
- ① 標準機能  
SMS オプション
  - ② オプション機能  
追加クーポン
- (2) 通話プラン / 5 分かけ放題プラン
- ① 標準機能  
SMS オプション  
転送電話  
遠隔操作  
国際ローミング  
国際電話
  - ② オプション機能  
追加クーポン  
割込通話  
通話履歴  
留守番電話 (電話基本パック)  
迷惑電話撃退 (電話基本パック)

## 第 98 条 付随サービス

- 1 時報サービス (117).....
- 日本中央標準時に準拠した時刻を通知します。
- (1) 1 通話につき、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間で、その通話を打ち切ります。
- 2 情報提供サービス
- 本サービスのデュアルサービスを利用することにより、あらかじめ作成された情報を提供します。
- (1) 情報提供サービスで提供される情報は、特定携帯電話事業者が別に定める者が作成します。
- (2) 当社は、前号の情報ごとに、その内容、電話番号およびサービス選択番号を定めます。
- (3) 本サービスは、OCT モバイル回線からの通話に限り提供します。
- (4) 情報提供サービスを利用することができる時間帯に

については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

- (5) 情報提供サービスは、1の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。
- (6) OCT モバイル加入者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記10（通話時間等の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第1表第3（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- (7) 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

### 3 短縮ダイヤル接続

- (1) 当社は、当社が別に定める OCT モバイル回線等への着信通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号）により接続します。

### 4 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ

- (1) 第12条（電話番号）第1項により当社が定める電話番号について、その利用者が携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望する場合は、OCT モバイル契約（デュアルサービスに限ります。以下この（4）において同じとします）の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる利用者は、携帯電話事業者または PHS 事業者との間でその電話番号にかかわる契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます）に限ります。
- (2) 当社は、第12条（電話番号）第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づき OCT モバイル加入者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。
- (3) OCT モバイル加入者がそのモバイル契約を解除しようとする場合であって、その利用者が携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望するときは、OCT モバイル契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、OCT モバイル加入者がその契約にかかわる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。
- (4) 当社は、ウの規定に基づき OCT モバイル加入者から申出があったときは、携帯電話・PHS 番号ポータビリティにかかわる手続きに必要となる番号を発行します。
- (5) 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。
- (6) OCT モバイル加入者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理してい

たきます。

- (7) OCT モバイル加入者は、ウの申出を行う場合、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する MNP 転出手数料の支払いを要します。
- (8) OCT モバイル加入者は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティを利用しようとする場合は、当社が携帯電話・PHS 番号ポータビリティにかかわる手続きを行うにあたり、その利用者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話・PHS 番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者または PHS 事業者との間で、その利用者の氏名、生年月日、当社がエの規定により発行する番号または携帯電話事業者もしくは PHS 事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することについて、あらかじめその利用者から承諾を得なければならないものとします。

### 5 協定事業者が提供する電報サービスの利用等

- (1) 利用者は、本サービス（デュアルサービスに限ります）の OCT モバイル回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。
- (2) 当社は、前項の規定により電報サービスを利用した場合（電報サービスの利用にかかわる料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます）にその利用者へ生じた電報サービスにかかわる債権（電報サービスを利用するために行った相互接続通信の料金にかかわるものを含みます）を、当社がその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- (3) 前項の場合において、当社および協定事業者は、OCT モバイル加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (4) イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第48条（割増金）、第49条（延滞利息）および料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### 6 電子媒体による請求書等の発行

- (1) 当社は、その OCT モバイル回線に関する請求等にかかわる情報について、請求データ蓄積装置（請求等にかかわる情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下この（6）において同じとします）に登録した電子データによる通知（以下「電子媒体による請求書等の発行」といいます）を行います。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社は、アに定める情報を請求データ蓄積装置に登録したことをもって、アの通知を行ったものとみなします。
- (3) 当社は、この取扱いについて、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

### 7 払込取扱票の発行等

- (1) 当社は、OCT モバイル加入者が、本サービスにかか

わる料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社が指定する店舗における料金等の支払いにかかわる払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

- (2) OCT モバイル加入者は、アの規定に該当することとなったときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

## 8 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、OCT モバイル加入者から請求があったときは、その OCT モバイル契約にかかわる支払証明書等（その加入者にかかわる料金等の支払証明書その他これらに類する証明書をいいます。以下同じとします）を発行します。
- (2) OCT モバイル加入者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する支払証明書等発行手数料等の支払いを要します。

## 9 通話履歴サービス

- (1) 当社は、OCT モバイル加入者から申込みがあったときは、通話履歴サービス（その OCT モバイル契約にかかわる本サービスの通話履歴を、当社が別に定める期間、当社が別に定める方法により閲覧することができるものをいいます。以下この(9)において「本サービス」といいます）を提供します。
- (2) 本サービスの提供の開始は、アに定める申込みを当社が承諾した日からとします。
- (3) 当社は、本サービスの提供を受けている OCT モバイル回線について、次表の左欄のいずれかに該当する場合は、次に定める日をもって本サービスの提供を廃止します。
  - ① その OCT モバイル加入者から本サービスの提供を廃止する申出があったとき ……………  
廃止申出があった日を含む料金月の末日で本サービスの提供を廃止します。
  - ② OCT モバイル契約の解除があったとき ……………  
契約の解除があった日で本サービスの提供を廃止します。
- (4) 本サービスの提供を受けている OCT モバイル加入者は、本サービスの提供を開始した日から廃止があった日までの期間について、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する通話履歴サービス利用料の支払いを要します。
- (5) 本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

## 第99条 特定の電気通信サービス

- 1 特定の電気通信サービスは、LTE 約款に定める特定の電気通信サービスと同じとします。

## 第100条 請求があったとみなして取り扱うオプションサービス

- 1 シングルサービスにかかわるもの
  - (1) SMS 機能および海外ローミング機能（海外 SMS 利用に限ります）
- 2 デュアルサービスにかかわるもの
  - (1) SMS 機能および海外ローミング機能

## 第101条 標準機能

- 1 自動着信転送機能（着信転送サービス）……………  
その OCT モバイル回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の OCT モバイル回線等（当社が別に定めるものに限ります）に、自動的に転送する機能をいいます。
  - (1) 本サービスの OCT モバイル回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります）に限り提供します。
  - (2) この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している OCT モバイル回線の OCT モバイル加入者に支払っていただきます。
  - (3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。
  - (4) この機能を利用している OCT モバイル回線への通話およびこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため OCT モバイル回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。
  - (5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 発番要請機能（番号通知リクエストサービス）……………  
その OCT モバイル回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発信者に通知する機能をいいます。
  - (1) 本サービスの OCT モバイル回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります）に限り提供します。
  - (2) この機能により応答する通話に関する料金については、第39条（通話料の支払義務）および第48条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。
  - (3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 3 ターボ切替機能……………  
その OCT モバイル回線におけるデータ通信について、下表の設定を任意に切り替えて行うことができる機能をいいます。
  - (1) ターボ OFF 設定……………  
通信の伝送速度を総量速度規制と同じ最高速度に制限する設定
  - (2) ターボ ON 設定……………

# 割賦販売契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

- 株式会社大垣ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、この「割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます）」を定め、これにより次の各号に規定する当社提供サービスに対応した指定機器等（以下「商品」といいます）を販売または有料提供します。
  - OCT モバイル .....  
携帯電話機、その付属品およびその他の商品
  - OCT WiMAX .....  
無線機器、その付属品およびその他の商品
- 本約款により、申込者と商品の個別割賦販売にかかわる契約（以下「個別割賦販売契約」といいます）を締結します。
- 当社は、本約款で「当社が別に定める」としている事項を閲覧に供します。

### 第2条 約款の変更

- 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができます。
- 当社は、本約款を変更した場合、変更後の内容およびその効力発生時期を当社ホームページへの掲示、または当社が適当であると判断する方法により説明します。
- 変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失います。

### 第3条 国内法への準拠

- 本約款の成立、効力、解釈および履行は、日本国の国内法に準拠します。
- 個別割賦販売契約により生じる一切の紛争等については、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第4条 用語の定義

- 本約款において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。
  - 申込者  
当社に個別割賦販売契約を申し込み、まだ個別割賦販売契約が成立していない者。
  - 購入者  
当社と個別割賦販売契約を締結した当社提供サービス加入者。
  - 商品

当社が本約款に基づき取り扱うことを指定する当社提供サービス対応機器等

## 第2章 個別割賦販売契約

### 第5条 個別割賦販売契約の単位

- 当社は1商品ごとに1個別割賦販売契約を締結します。

### 第6条 申し込みの条件

- 個別割賦販売契約は、当社提供サービス加入者が当社から当該サービスにかかわる商品を購入する場合に限り申し込むことができます。

### 第7条 申し込みの方法

- 個別割賦販売契約を申し込むときは、本約款を承認の上、当社所定の方法により申し込んでいただきます。
- 20歳未満の方が申し込む場合は、法定代理人の同意を必要とします。

### 第8条 個別割賦販売契約の成立

- 個別割賦販売契約は、申込者からの個別割賦販売契約の申し込みを当社が審査し、承諾した旨を購入者に通知した時点で成立するものとします。ただし、この時およびこの時まで、次のいずれかに該当することが判明した場合は、個別割賦販売契約は成立しないものとします。
  - 申込者が、当社が提供する放送サービス、インターネット接続サービス、固定電話サービス、OCT WiMAX サービス、OCT モバイルサービス、および本サービス（以下あわせて「当社サービス」といいます）の約款等に基づいて支払うべき契約上の債務（サービス料金、または工事費等）の支払いを、現に怠っている、怠ったことがある、もしくは怠るおそれがあると認められるだけの相当な理由がある場合
  - 申込者が、当社サービスの利用を停止されている、もしくは当社から契約を解除されたことがある場合
  - 申込者が、支払手段として正当に使用することができない利用料金引落口座またはクレジットカードを指定したとき
  - 虚偽の事実をもって申込をした場合
  - 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合
  - 申込者が20歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - 商品の提供が困難である場合
  - 申込者が、現在または過去において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、

社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力およびその共生者（以下「反社会的勢力」といいます）に属すると判明した場合

- (9) 現在または過去において、暴力団等の反社会的勢力が加入申込者の事業活動を実質的に支配している場合
- (10) その他、申込者が、本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがある場合

- 2 前項のいずれかに該当し、個別割賦契約の申し込みを当社が拒絶したときは、申込者に対しその旨を通知します。
- 3 当社は、第6項の規定にかかわらず、個別割賦契約の取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、第6項に規定する確認のため、申込者に身分証明にかかわる公的書類等の提出を要求することがあります。当該書類が提出されない場合、当社は、承諾を留保または拒絶するものとします。
- 5 申込者は、現在および将来にわたっても第6項第(8)号に該当しないことを確約するものとします。
- 6 個別割賦契約申し込みの承諾後であっても、当社提供サービスの契約が成立しなかった場合、当社は個別割賦販売契約を解除することができます。

#### 第9条 契約上の地位の譲渡

- 1 購入者は、第10条「購入者の地位の承継」による場合を除き、個別割賦販売契約にかかわる購入者としての地位を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第10条 購入者の地位の承継

- 1 相続、法人の合併または分割により購入者の地位の承継があった場合、次に該当する者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。
  - (1) 相続人
  - (2) 合併後存続する法人
  - (3) 合併もしくは分割により設立された法人
  - (4) 分割により営業を承継する法人
- 2 前項の場合、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として届け出るものとします。代表者を変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 第1項の場合、継承者（新購入者）は前購入者のすべての権利および債務を継承するものとします。
- 5 購入者は、第1項の届出を怠った場合、第11条「購入者情報の変更」第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意するものとします。

#### 第11条 購入者情報の変更

- 1 購入者は、個別割賦販売契約に基づく債務の完済までにそ

の氏名および名称、電話番号、利用料金引落口座またはクレジットカード等、当社へ登録した情報（以下「購入者情報」といいます）に変更などがある場合は、当社の指定する方法で、すみやかに当社に届け出るものとします。

- 2 前項の場合、当社は第7条「申し込みの方法」および第8条「個別割賦販売契約の成立」の規定に準じて取り扱います。
- 3 購入者が第1項の届出を怠った、または事実上反する届出を行った場合は次の通りとします。
  - (1) 当社に登録されている連絡先に宛てた書面等や連絡が到達しなくても、通常到達すべき時に当該購入者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意するものとします。
  - (2) 前号の場合において、当社はその書面等の送付または連絡に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社が第13条「割賦債権の譲渡」の規定により割賦債権を譲渡した場合は、前項の各号における「当社」に当該譲渡先を含むものとします。

#### 第12条 契約の有効期限

- 1 個別割賦契約の有効期限は、契約成立日から個別割賦販売契約に基づく債務が完済されたことを当社が所定の方法で確認するまでとします。

#### 第13条 割賦債権の譲渡

- 1 当社は、購入者の個別割賦販売契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合、購入者は当該債権の譲渡および購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第14条 商品の引渡しおよび所有権の移転

- 1 商品は、個別割賦販売契約成立後に当社所定の方法により購入者に引き渡されるものとします。
- 2 商品の所有権は、個別割賦契約に基づく債務が完済された時点で、当社から購入者に移転するものとします。
- 3 購入者は、商品の所有権の移転が完了するまで次のことはできないものとします。
  - (1) 当該商品を担保にすること
  - (2) 当該商品を譲渡すること
  - (3) 当該商品を転売すること

### 第3章 賦払金の支払い

#### 第15条 支払い方法

- 1 購入者は当社が指定する支払期日までに、賦払金を当社所定の支払方法により当社に支払うものとします。ただし、当社が第13条「割賦債権の譲渡」の規定により割賦債権を譲渡した場合は、その譲渡先に支払うものとします。
- 2 個別割賦契約に基づく債務の完済までに当該商品が紐づくサービスの契約が解除された場合でも、当社所定の支払方

法により債務の履行を継続するものとします。

- 3 購入者が当社所定支払期日に賦払金の支払いを遅滞した場合、当社は20日以上相当な支払い期間を定め、書面で催告するものとします。
- 4 購入者が当社所定支払期日に賦払金の支払いを遅滞した場合は次の通りです。
  - (1) 当社は20日以上相当な支払い期間を定め、書面で催告するものとします。
  - (2) 当社が払込票による支払いを求めた場合、購入者はこれに従うものとします。

#### 第16条 期限の利益の喪失

- 1 次のいずれかの事由に該当した場合、購入者は個別割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - (1) 購入者が、第15条「支払い方法」第3項に基づく催告をされたにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
  - (2) 自ら振り出した手形または小切手が次のいずれかに該当する場合
    - ① 不渡りになった場合
    - ② 一般の支払いを停止した場合
  - (3) 次のいずれかの処分を受けた場合
    - ① 差押え
    - ② 仮差押え
    - ③ 保全差押え
    - ④ 仮処分の申立て
    - ⑤ 滞納処分
  - (4) 次のいずれかの手続きについて、申し立てを受けた、または自ら申し立てた場合
    - ① 破産
    - ② 民事再生
    - ③ 特別清算
    - ④ 会社更生
    - ⑤ その他裁判上の倒産処理手続き
- 2 次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により、購入者は個別割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - (1) 個別割賦販売契約上の重大な義務違反
  - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化した場合

#### 第17条 割増金

- 1 個別割賦契約に関する料金の支払いを不法に免れた購入者は、その免れた額のほか、免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として、当社に支払わなければならないとします。

#### 第18条 延滞金

- 1 購入者は、個別割賦契約に基づく債務を延滞した場合、当社が別に定める方法により、当社に延滞金をお支払いいた

だきます。

- 2 当該延滞金は、次の各号の規定の通りに算出します。
  - (1) 支払期日の翌日から支払日までの日数についてを対象とします。
  - (2) 年利14.5%として算出します。
- 3 購入者が支払期日到来前に期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日から完済日に至るまで賦払金の合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第19条 商品の滅失・毀損時

- 1 個別割賦販売契約に基づく債務の完済までに、商品が火災、風水害、盗難などにより、滅失・毀損した場合でも、購入者は当社所定の支払方法で債務の履行を継続するものとします。

### 第4章 雑則

#### 第20条 協議事項

- 1 本約款に定めのない事項等について、または、本約款の講釈に疑義が生じた場合は、当社と購入者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
- 2 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項、および当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合は、当社と購入者との間で双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。
- 3 当社と購入者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、第3条「国内法への準拠」第1項に従うものとします。

#### 第21条 附則

- 1 業務契約等の約款については、別に定めるものとします。
- 2 本約款は、2025年4月1日から実施します。